

平成 28 年度
包括外部監査結果報告書

テーマ

県有施設の運営及び維持管理について

平成 28 年度
広島県包括外部監査人
和 泉 年 昭

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 監査対象機関.....	1
5. 監査対象期間.....	1
6. 監査要点.....	1
7. 主な監査手続.....	2
8. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	2
9. 包括外部監査の実施期間.....	2
10. 監査場所.....	2
11. 利害関係.....	3
第2 広島県県有施設の概要	5
1. 広島県における建設物等の現状.....	5
2. 広島県の組織.....	14
3. 公共施設等を取り巻く問題に対する広島県の取組.....	15
（1）「広島県公共施設等マネジメント方策」の策定（平成26年）までの取組.....	15
（2）「広島県公共施設等マネジメント方策」の推進体制.....	17
（3）「広島県公共施設等マネジメント方策」で掲げられている目標.....	18
（4）取組を行う部局.....	18
（5）個別施設計画のタイムスケジュール.....	19
4. 固定資産台帳の活用.....	20
第3 全般的事項に関する意見	22
1. 全庁的施設統括部署の設置.....	22
2. エリアごとの定型区分別スペース情報の開示.....	22
3. 評価制度の新設.....	22
4. 備品の管理について.....	22
（1）備品の範囲について.....	23
（2）美術品の管理について.....	24
第4 各施設の状況	25
1. 広島県総合グラウンド（コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド）.....	25
（1）施設の概要.....	25
（2）施設の利用状況.....	26
（3）指定管理者の収支の推移.....	27
（4）施設の状態について.....	28
2. 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）.....	31
（1）施設の概要.....	31
（2）施設の利用状況.....	32
（3）指定管理者の収支の推移.....	34
（4）施設の状態について.....	34
3. 広島県立広島国際協力センター.....	37
（1）施設の概要.....	37
（2）施設の利用状況.....	39
（3）指定管理者の収支の推移.....	41
（4）施設の状態について.....	42
4. 広島県民文化センター.....	43
（1）施設の概要.....	43
（2）施設の利用状況.....	44
（3）指定管理者の収支の推移.....	45

(4) 施設の状態について	46
5. 広島県民文化センターふくやま	48
(1) 施設の概要	48
(2) 施設の利用状況	49
(3) 指定管理者の収支の推移	50
(4) 施設の状態について	50
6. 広島県立文化芸術ホール（上野学園ホール）	52
(1) 施設の概要	52
(2) 施設の利用状況	53
(3) 指定管理者の収支の推移	55
(4) 施設の状態について	55
7. 広島県立美術館	58
(1) 施設の概要	58
(2) 施設の利用状況	59
(3) 指定管理者の収支の推移	60
(4) 施設の状態について	60
8. 広島県立中央森林公園（公園センター等地区）	62
(1) 施設の概要	62
(2) 施設の利用状況	63
(3) 指定管理者の収支の推移	64
(4) 施設の状態について	64
9. 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）	67
(1) 施設の概要	67
(2) 施設の利用状況	68
(3) 指定管理者の収支の推移	69
(4) 施設の状態について	69
10. 広島県健康福祉センター	72
(1) 施設の概要	72
(2) 施設の利用状況	73
(3) 指定管理者の収支の推移	73
(4) 施設の利用状況について	74
(5) 当センターと指定管理者の関係	76
(6) 指定管理者の選定方法	77
(7) 貸会議場の利用状況	77
(8) 施設利用方法の継続的見直しの必要性	78
(9) 備品の整備・管理状況	80
(10) 広島県健康福祉センター総括	80
11. 広島県立広島がん高精度放射線治療センター	82
(1) 施設の概要	82
(2) 施設設置までの経緯	85
(3) センター建築の形態	87
(4) 合築に関するルールの整備状況	88
(5) 合築の承認・モニタリング体制の適正性	89
(6) 合築の必然性の検討	89
(7) 合築の経済合理性の検討	91
(8) 施設の利用状況	92
(9) 指定管理者の収支の推移	93
(10) 収支計画及び設備投資計画	93
(11) 指定管理者制度の運用方法	94
(12) 備品台帳の整備・管理状況	95
(13) 地盤改良工事の会計処理	96
(14) 広島がん高精度放射線治療センター総括	96

12. 広島県立障害者リハビリテーションセンター	97
(1) 施設の概要	97
(2) 施設の利用状況	98
(3) 指定管理者の収支の推移	99
(4) 医療センター（診療部門）	100
(5) 高次脳機能センター	102
(6) 若草園	103
(7) 若草療育園	106
(8) あげぼの	109
(9) スポーツ交流センター	111
13. 広島県立福山若草園	114
(1) 施設の概要	114
(2) 施設の利用状況	115
(3) 指定管理者の収支の推移	116
(4) 福山若草育成園	116
(5) 福山若草療育園	118
14. 広島県立障害者療育支援センター	121
(1) 施設の概要	121
(2) 施設の利用状況	122
(3) 指定管理者の収支の推移	123
(4) 松陽寮	123
(5) わかば療育園	125
【障害者関連施設総括】	128
15. 県営住宅	130
(1) 施設の概要	130
(2) 指定管理者の収支の推移	131
(3) 制度の目的	131
(4) 県営住宅の運営状況	132
(5) 入居制度のあらまし	137
(6) 県営住宅の現状と環境	138
(7) 県営住宅に関する事業計画	140
(8) 県営住宅に関する監査の視点	141
(9) 制度目的に適った運用について	142
(10) 適法かつ公正な運用について	148
(11) 有効利用の視点について	153
(12) 適切な統廃合計画の策定及び実施について	159
(13) 県営住宅総括	164
16. 職員公舎	166
(1) 施設の概要	166
(2) 知事部局における利用状況	166
(3) 病院事業局における利用状況	170
(4) 教育委員会における利用状況	171
(5) 企業局における利用状況	172
(6) 備品の管理状況	172
(7) 耐震化の状況	172
(8) 職員公舎総括	172
17. PFI 事業の活用について（広島県の放置艇対策）	175
(1) 概要	175
(2) 放置艇対策について	175
(3) 広島県の放置艇に関する実態把握	175
(4) フェーズごとの広島県の取組状況	177
(5) PFI 事業の活用に関する総括（放置艇対策への取組）	182

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

県有施設の運営及び維持管理について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

人口減少社会を迎えることに加えて、子供の数が減り、高齢者が増えるというこれまでとは異なった人口構造を持つ社会となっていくなか、施設を利用する人も減り、利用する人も変わってくるものとなる。

高度経済成長の時代からこれまで各自治体では住民サービス向上のため、公共施設を計画的に整備してきたが、老朽化が進んでいくなか、今後、施設の大規模修繕、更新の時期を迎えることになる。

総務省ではこういった社会環境に対応すべく全ての自治体に公共施設の総合管理計画策定を要請しており、広島県においては、平成26年12月に「広島県公共施設等マネジメント方策」を策定している。

また、広島県の県有施設の中で、大きな割合を占める県営住宅について、平成27年度に「県営住宅再編5箇年計画（第1次）」を終了しており、平成28年度から平成32年度までの県営住宅の供給方針を定めた「県営住宅再編5箇年計画（第2次）」を策定（平成28年3月）している。

本計画は「社会資本未来プラン」の社会資本マネジメント方針に沿って定めるとともに、「広島県公共施設等マネジメント方策」の個別施設計画としても位置付けている。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少を伴うものと懸念されており、多額の財政負担を強いる公共施設の適切なマネジメントは喫緊の課題となっている。

そのような背景を踏まえ、県有施設の運営及び維持管理について検証していく意義は大きいものと判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象機関

土木建築局、健康福祉局、企業局、教育委員会、環境県民局、地域政策局、病院事業局、総務局

5. 監査対象期間

原則として、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

6. 監査要点

- (1) 県有施設の運営及び維持管理に関する財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って実施されているか

- (2) 県有施設の運営及び維持管理に関する財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているか
- (3) 事業の見直し、モニタリングは十分に行われているか

7. 主な監査手続

各県民施設(各施設の指定管理者等を含む)の所管する各事業の概要について、責任者及び担当者への質問、説明資料の閲覧により確認した。

各事業の業務の執行状況について、法令、条例、要綱、契約書、実績報告書等の関係書類の閲覧、分析、担当課・担当者への質問、意見聴取、現地調査、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

8. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 和泉 年昭

補助者	弁護士	水谷 耕平
	税理士	朝長 慎弥
	公認会計士	竹本 辰三
	公認会計士	井上 芳紀
	公認会計士	黒田 篤史

9. 包括外部監査の実施期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

10. 監査場所

県庁外部監査人室のほか、以下の関係部署について現場視察を実施した。

関係部署	現場視察日
広島県職員公舎（牛田本町、牛田町）	平成 28 年 10 月 26 日
広島県職員公舎（蟹屋、丹那、楠那他）	平成 28 年 10 月 27 日
広島県総合グラウンド	平成 28 年 11 月 9 日
広島県健康福祉センター	平成 28 年 11 月 16 日
広島県立広島国際協力センター	平成 28 年 11 月 21 日
県営住宅（長寿園、牛田）	平成 28 年 11 月 21 日
広島県民文化センター	平成 28 年 11 月 22 日
広島県立総合体育館	平成 28 年 11 月 28 日
広島県立文化芸術ホール	平成 28 年 11 月 29 日
広島県立中央森林公園（公園センター等地區）	平成 28 年 11 月 30 日
広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）	平成 28 年 11 月 30 日
広島県立広島がん高精度放射線治療センター	平成 28 年 12 月 1 日
広島県民文化センターふくやま	平成 28 年 12 月 6 日
広島県立美術館	平成 28 年 12 月 9 日
広島県立障害者リハビリテーションセンター	平成 28 年 12 月 14 日
県営住宅（高陽、あさひが丘）	平成 28 年 12 月 19 日

11. 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(語句の説明)

「指摘」：一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」：一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2 広島県県有施設の概要

1. 広島県における建設物等の現状

広島県において、財産台帳に登録されている県有の土地は約5,523万㎡であり、割合的に最も多いのは公園の土地(44%)である。また、財産台帳に登録されている県有の建物は約8,500棟、延床面積約356万㎡であり、割合的に最も多いのは学校(35%)であり、続いて県営住宅(29%)である。

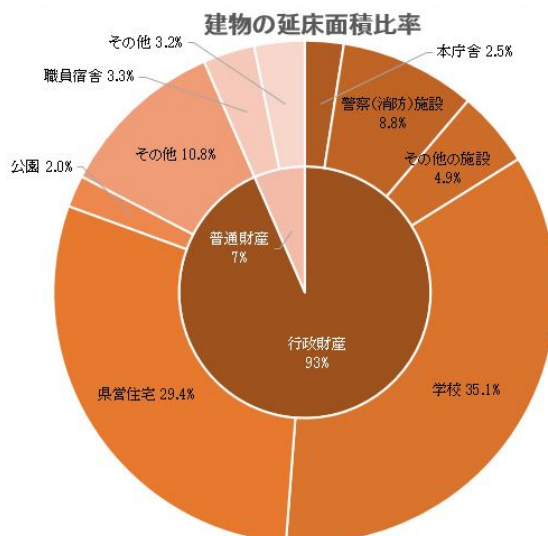
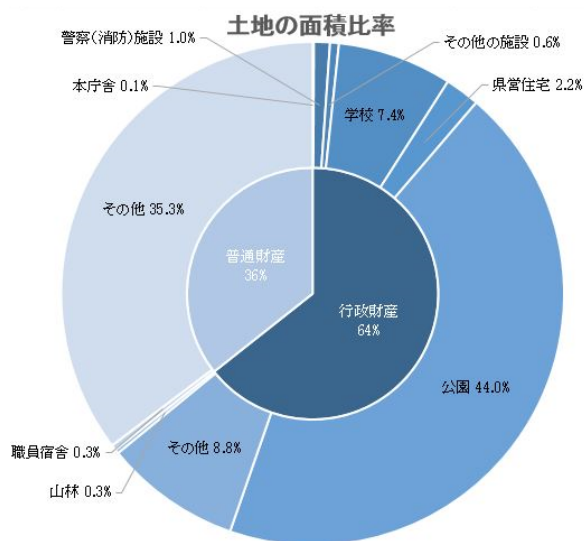
建築物のうち多くの建物が昭和40年代から50年代に建築されており、約4,700棟(55%)、延床面積約213万㎡が築後30年以上経過し、老朽化が進んでいる。

耐震化の状況については、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」(総務省調査)によると、平成25年3月31日現在、調査対象である非木造2階建以上又は200㎡超の県有施設の耐震化率は70.3%であり、県営住宅は98.0%と高いものの、全体では全国平均の83.8%を大きく下回り、47都道府県中44位という低い水準にとどまっている。

財産台帳登録財産

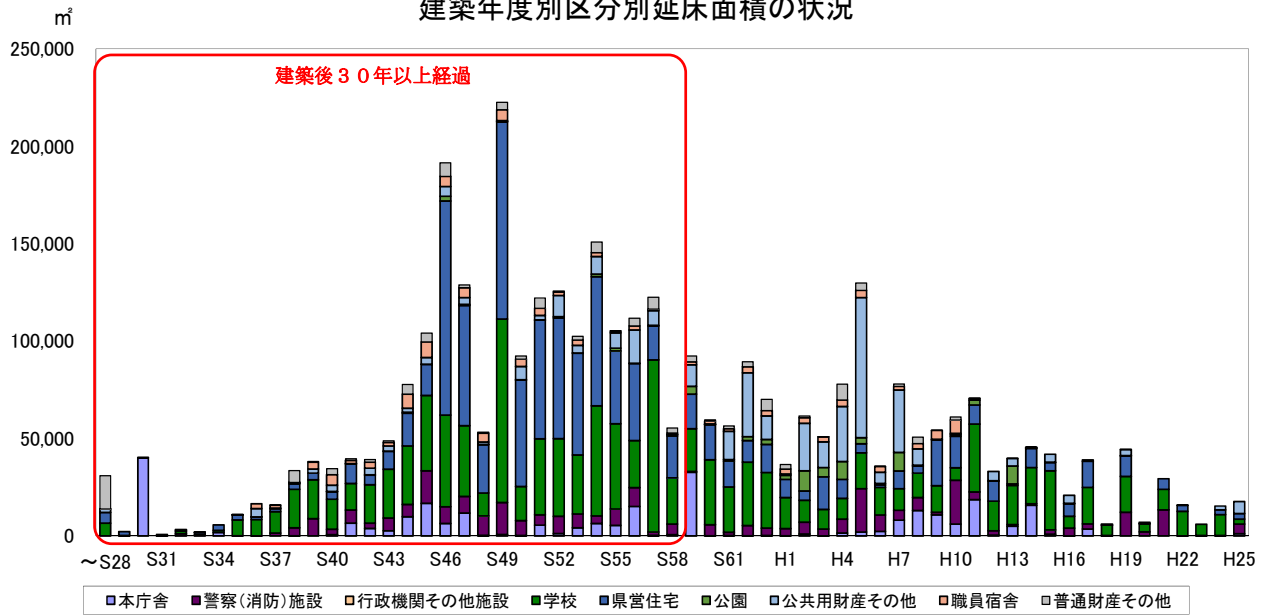
平成26年3月末時点

分類	区分	土地	建物		
		㎡	棟	㎡	
行政財産	本庁舎	47,186.43	18	88,525.99	
	その他の行政機関	警察(消防)施設	564,392.82	1,418	312,034.16
		その他の施設	312,655.66	254	174,398.64
	公共用財産	学校	4,072,075.22	2,752	1,250,310.43
		県営住宅	1,236,086.54	2,180	1,046,384.34
		公園	24,325,225.57	502	73,011.04
		その他	4,835,888.86	602	386,182.31
山林	147,213.99	-	-		
小計	35,540,725.09	7,726	3,330,846.91		
普通財産	職員宿舎	193,249.62	482	118,217.80	
	その他	19,492,968.17	278	115,491.55	
	小計	19,686,217.79	760	233,709.35	
合計		55,226,942.88	8,486	3,564,556.26	



(出典：広島県「広島県公共施設等マネジメント方策」3頁)

建築年度別区別延床面積の状況



県有施設の耐震化状況

平成 25 年 3 月末時点

区分	全棟数	S56以前 建築の棟数	(D~Fの計)	耐震診断実施の棟数			耐震化 済の棟数	耐震診断 未実施の 棟数	耐震診断 実施率	耐震診断済 棟数	耐震率
				改修の必要が ない棟数 (耐震性有)	改修が必要な棟数						
					耐震改修 済の棟数	改修未済 の棟数					
A	B	C	D	E	F	G=D+E	H	C/B	I=(A-B)+G	I/A	
1 社会福祉施設	22	11	8	2		6	2	3	72.7%	13	59.1%
2 高等学校(校舎、体育館)	1,003	502	395	45	201	149	246	107	78.7%	747	74.5%
3 庁舎	43	20	11	2		9	2	9	55.0%	25	58.1%
4 県民会館等	13	5	4	3		1	3	1	80.0%	11	84.6%
5 体育館	2								-	2	100.0%
6 診療施設	10	6	5		2	3	2	1	83.3%	6	60.0%
7 試験研究機関	68	36	2	1		1	1	34	5.6%	33	48.5%
8 警察本部、警察署等	167	98	33	3		30	3	65	33.7%	72	43.1%
9 消防本部、消防署等	3	3						3	0.0%		0.0%
10 県営住宅	596	455	455	443		12	443		100.0%	584	98.0%
11 職員宿舎	356	258						258	0.0%	98	27.5%
12 その他	294	116	76	25	17	34	42	40	65.5%	220	74.8%
合計	2,577	1,510	989	524	220	245	744	521	65.5%	1,811	70.3%

注 1 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査(総務省)による。

注 2 対象施設は非木造の2階建以上又は200㎡超の建築物

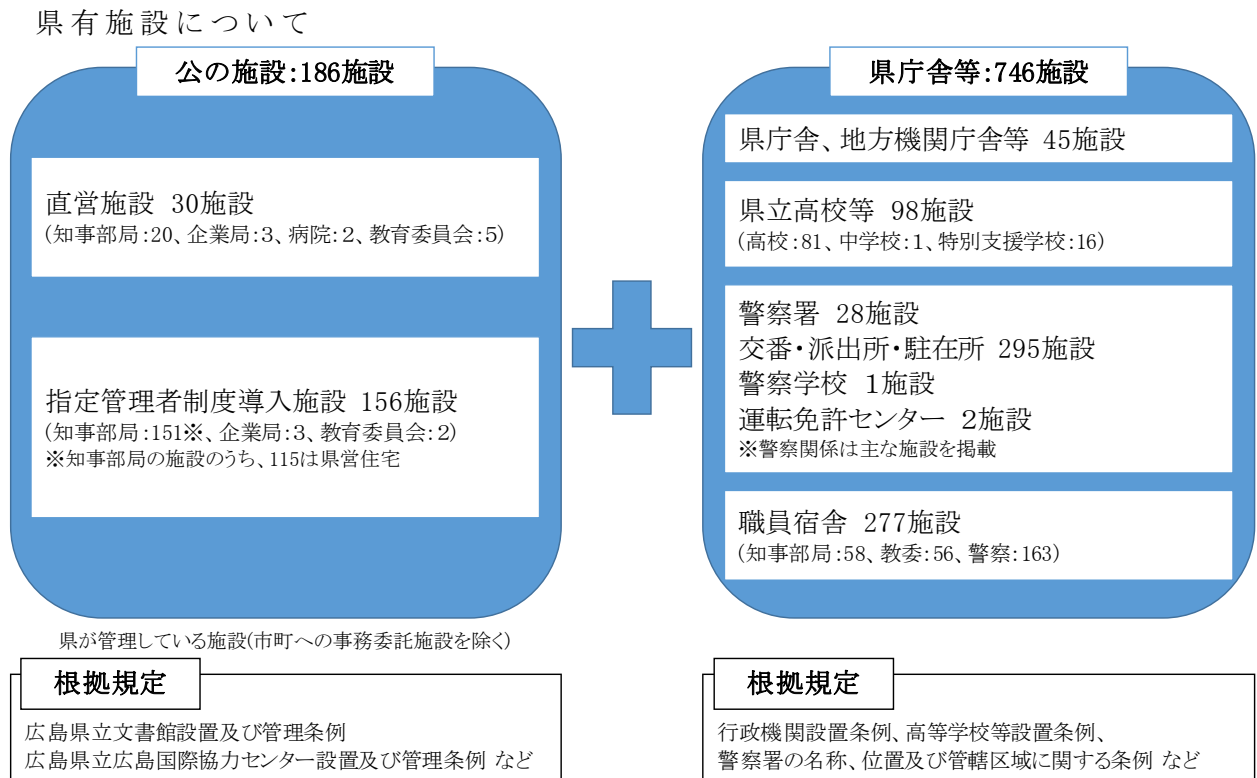
注 3 耐震率 = (昭和57年以降建築棟数(A-B) + 耐震性有棟数D + 耐震改修済棟数E) / 全棟数A

(出典: 広島県「広島県公共施設等マネジメント方策」3頁)

ア. 県有施設の分類

公共施設はいわゆるハコモノである建築物等と道路、ダム・水道施設などのインフラ施設に大別される。このたびの監査対象としては維持管理のために継続的に人件費・経費が発生する建築物等を対象としている。

広島県が保有している建物等の数量は5頁に掲げた財産台帳登録財産の表のとおりであるが、広島県において「施設」として整理している建物は、これらの建物等のうち、基本的に個別の根拠規定（広島県立文書館設置及び管理条例など）により管理されている建物を指し、下記の図のように分類される（施設数は平成28年4月1日現在の数量）。



(総務局財産管理課からの入手資料を基に作成)

イ. 「公の施設」の定義

別冊法学セミナー新基本法コンメンタル地方自治法によると、地方自治法第244条第1項は、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」と規定しており、この「公の施設」とは、一般的には、①当該地方公共団体住民の、②利用に供する施設で、③住民福祉の増進を目的として、④地方公共団体が設置するものをいうとされ、道路や公園、ホール等の各種施設、水道や電車等の公営企業も含まれるとされている。

ウ．広島県における「公の施設」の内訳

広島県が設置している直営の施設の内訳は以下のとおりである。

公の施設一覧（直営施設）

平成 28 年 4 月 1 日時点

所管局	施設名	施設数	設置管理条例名
総務局	文書館	1	広島県立文書館設置及び管理条例
健康福祉局	三次看護専門学校	1	広島県立三次看護専門学校条例
	総合精神保健福祉センター	1	広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例
	身体障害者更生相談所	1	広島県立身体障害者更生相談所設置及び管理条例
	広島学園	1	広島県立広島学園設置及び管理条例
商工労働局	広島高等技術専門学校	1	広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例
	呉高等技術専門学校	1	広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例
	福山高等技術専門学校	1	広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例
	三次高等技術専門学校	1	広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例
	技術短期大学校	1	広島県立技術短期大学校設置及び管理条例
	ひろしま産学共同研究拠点(旧産業科学技術研究所)	1	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例
農林水産局	農業技術大学校	1	広島県立農業技術大学校設置及び管理条例
土木建築局	漁港施設(草津漁港外 4)	5	広島県漁港管理条例
	太田川流域下水道	1	広島県流域下水道設置及び管理条例
	芦田川流域下水道	1	広島県流域下水道設置及び管理条例
	沼田川流域下水道	1	広島県流域下水道設置及び管理条例
企業局	太田川東部工業用水道(第一期水道)	1	広島県公営企業の設置等に関する条例
	太田川東部工業用水道(第二期水道)	1	広島県公営企業の設置等に関する条例
	広島水道用水供給水道	1	広島県公営企業の設置等に関する条例
病院事業局	広島病院	1	広島県病院事業の設置等に関する条例
	安芸津病院	1	広島県病院事業の設置等に関する条例
教育委員会	図書館	1	広島県立図書館設置条例
	福山少年自然の家	1	広島県立少年自然の家設置条例
	みよし風土記の丘	1	広島県立みよし風土記の丘設置及び管理条例
	歴史民俗資料館	1	広島県立歴史民俗資料館設置条例
	歴史博物館	1	広島県立歴史博物館設置条例
計		30	

広島県において、指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりである。

指定管理者制度導入施設一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

所管局	所管課	施設名	所在地	施設数	現指定管理者
地域政策局	国際課	広島県立広島国際協力センター	東広島市	1	(公財) ひろしま国際センター
環境県民局	文化芸術課	広島県民文化センター	広島市中区	1	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体
		広島県民文化センターふくやま	福山市	1	広島県民文化センターふくやま共同企業体
		広島県立文化芸術ホール	広島市中区	1	RCCホールマネジメントグループ
		広島県立美術館	広島市中区	1	乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体
		広島県縮景園	広島市中区	1	広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体
	自然環境課	広島県立県民の森	庄原市	1	(株) 比婆の森
		広島県立もみのき森林公園	廿日市市	1	(一財) もみのき森林公園協会
		広島県立県民の浜	呉市	1	(株) 県民の浜蒲刈
		広島県立中央森林公園(公園センター等地区)	三原市	1	(一財) 中央森林公園協会
		広島県立中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区)	三原市		広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体
		野呂山公園施設	呉市	1	(一財) 野呂山観光開発公社
		帝釈公園施設	庄原市	1	(一財) 休暇村協会
		牛小屋高原公園施設	安芸太田町	1	(株) 恐羅漢
健康福祉局	がん対策課	広島県立広島がん高精度放射線治療センター	広島市東区	1	(一社) 広島県医師会
	医療介護人材課	広島県健康福祉センター	広島市南区	1	(公財) 広島県地域保健医療推進機構
	障害者支援課	広島県立視覚障害者情報センター	広島市東区	1	(社福) 広島県視覚障害者団体連合会
		広島県立障害者リハビリテーションセンター	東広島市	1	(社福) 広島県福祉事業団
		広島県立福山若草園	福山市	1	
広島県立障害者療育支援センター	東広島市	1			
商工労働局	商工労働総務課	広島県立産業技術交流センター	広島市中区	1	(公財) ひろしま産業振興機構
		広島県立広島産業会館	広島市南区	1	(公財) ひろしま産業振興機構
		広島県立ふくやま産業交流館	福山市	1	(株) オオケン
農林水産局	水産課	広島県栽培漁業センター	竹原市	1	(一社) 広島県栽培漁業協会
	森林保全課	広島県緑化センター	広島市東区	1	みずえ緑地(株)
広島県立広島緑化植物公園		広島市東区	1		
土木建築局	空港振興課	広島空港県営駐車場	三原市	1	タイムズ・不二ビルサービスグループ

所管局	所管課	施設名	所在地	施設数	現指定管理者
		広島ヘリポート	広島市 西区	1	日本空港コンサルタンツ・大成 有楽不動産連合体
	港湾 振興課	一般港湾施設(国際拠点港湾広島港、重要港湾福山港,重要港湾尾道糸崎港(機織地区))	広島市、 福山市、 尾道市	3	(株)ひろしま港湾管理センター
		ボートパーク広島	広島市 中区	1	(株)WAKO フロンティア
		広島観音マリーナ	広島市 西区	1	(株)ひろしま港湾管理センター
		広島地域マリーナ施設	広島市 廿日市市 坂町	1	(株)ひろしま港湾管理センター
		福山地域マリーナ施設	福山市	1	福山地域ボートパーク運営共同 企業体
		都市 計画課	広島県立みよし公園	三次市	1
	広島県立びんご運動公園		尾道市	1	イズミテクノ・RCC文化センター・ シンコースポーツ共同企業体
	住宅課	県営舟入住宅外 18 住宅等(広島 南部地区)	広島市 中区外	19	広島県ビルメンテナンス協同組 合
		県営青原住宅外 11 住宅等(広島 北部地区)	広島市安 佐南区外	12	広島県ビルメンテナンス協同組 合
		県営二河住宅外 12 住宅等(呉地 区)	呉市	13	ビルックス(株)
		県営丸子山住宅外7住宅等(東広 島・竹原地区)	東広島市 竹原市	8	(株)くれせん
		県営大竹住宅外5住宅等(廿日 市・大竹地区)	廿日市市 大竹市	6	広島県ビルメンテナンス協同組 合
		県営東町住宅外8住宅等(三原地 区)	三原市	9	堀田・誠和共同企業体
		県営古浜住宅外 12 住宅等(尾道 地区)	尾道市	13	堀田・誠和共同企業体
		県営城東住宅外 16 住宅等(福山・ 府中地区)	福山市、 府中市	17	堀田・誠和共同企業体
		県営栗屋住宅外7住宅等(三次・ 庄原地区)	三次市、 庄原市	8	広島県ビルメンテナンス協同組 合
		県営東海田住宅外7住宅等(安芸 地区)	安芸郡 海田町 熊野町 坂町	8	広島県ビルメンテナンス協同組 合
		県営第二上安住宅	広島市 安佐南区	1	合同産業(株)
		県営平成ヶ浜住宅	坂町	1	フジタビルメンテナンス(株)
企業局	水道課	広島西部地域水道用水供給水道	広島市 大竹市 廿日市市	1	(株)水みらい広島
		沼田川工業用水道	竹原市	1	
		沼田川水道用水供給水道	三原市	1	
		沼田川水道用水供給水道の一部 (宮浦浄水場)	尾道市 福山市 東広島市		
教育委 員会	スポーツ 振興課	広島県総合グラウンド	広島市 西区	1	セイカスポーツセンター・鹿島建 物・西尾園芸共同企業体
		広島県立総合体育館	広島市 中区	1	(公財)広島県教育事業団
計				156	

エ. 指定管理者について

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に、当該公の施設の管理を行わせることができる(地方自治法第244条の2第3項)。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により、従来の「管理の委託制度」に替わって規定されたものである。

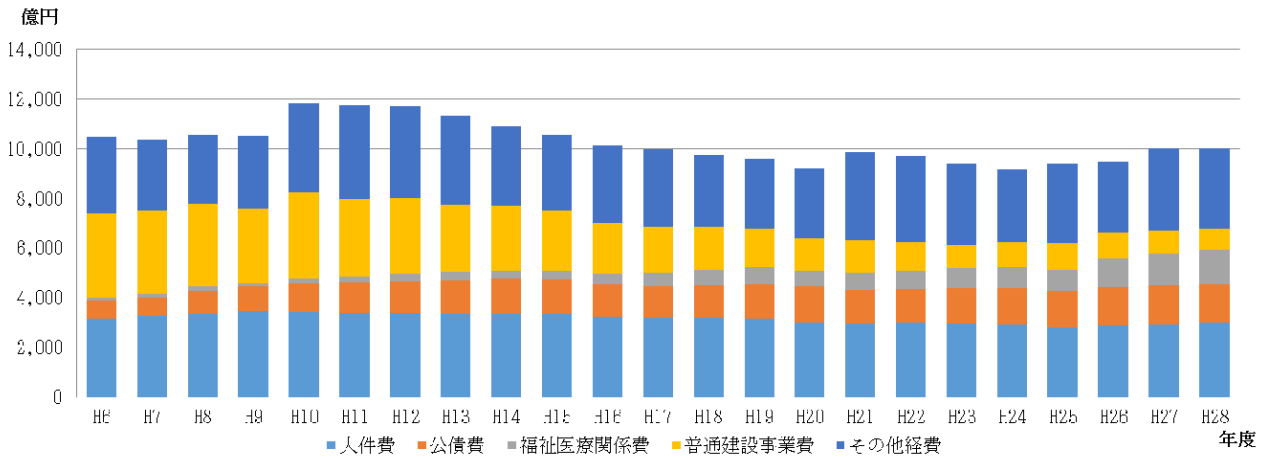
同改正後の制度では、改正法施行の際現に改正前本条第3項の規定に基づき管理を委託している「公の施設」については、この法律の施行日から起算して3年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとされていたが、平成18年9月1日に期限が到来し、同翌日以降は、指定管理者制度導入施設か直営施設だけということになっている(新版逐条地方自治法)。

オ. 財政状況について

広島県の財政は、公債費の高止まりや福祉医療関係費の増加などにより、依然として厳しい財政状況に直面しており、道路、橋梁などのインフラ施設や学校・庁舎などの建設に必要な普通建設事業費は、平成11年度以降、財政健全化の取組などにより減少している。

義務的経費の増加に伴い、財政が硬直化していることから、今後も普通建設事業費の大幅な増額は困難な状況にある。

歳出の推移



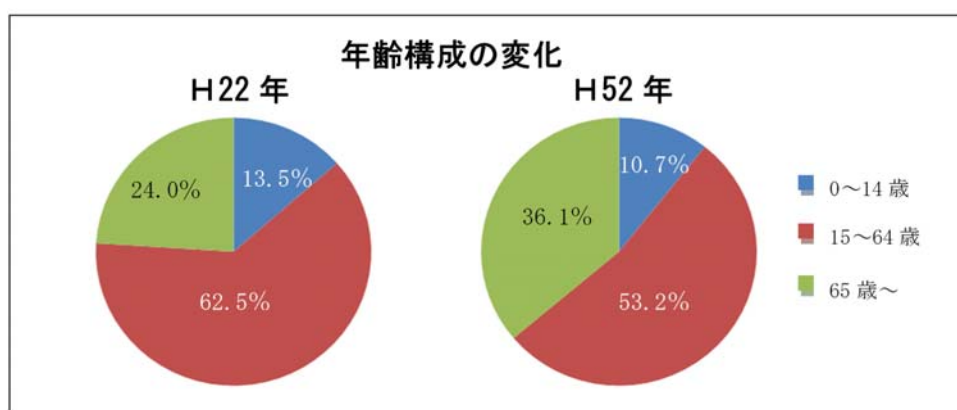
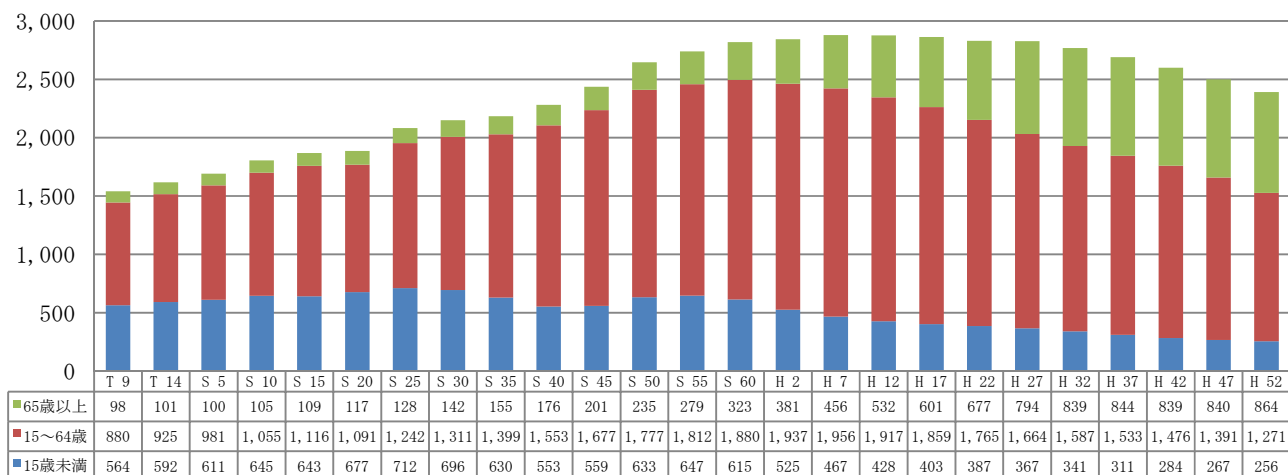
(出典:「広島県公共施設等マネジメント方策」5頁を基に作成)

カ. 人口減少と少子高齢化について

国立社会保障・人口問題研究所公表の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、広島県の人口は平成52年には平成22年比で約47万人(16.4%)減少し約239万人となることが見込まれている。

年齢別で見ると、14歳以下の年少人口が約13万人(34%)減少し、15歳から64歳の生産年齢人口が約52万人(29%)減少する一方、65歳以上の老年人口が約18万人(26%)増加し、少子高齢化が一層進んでいく見込みであり、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念される。

広島県の人口推移・推計



(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」6頁を基に作成)

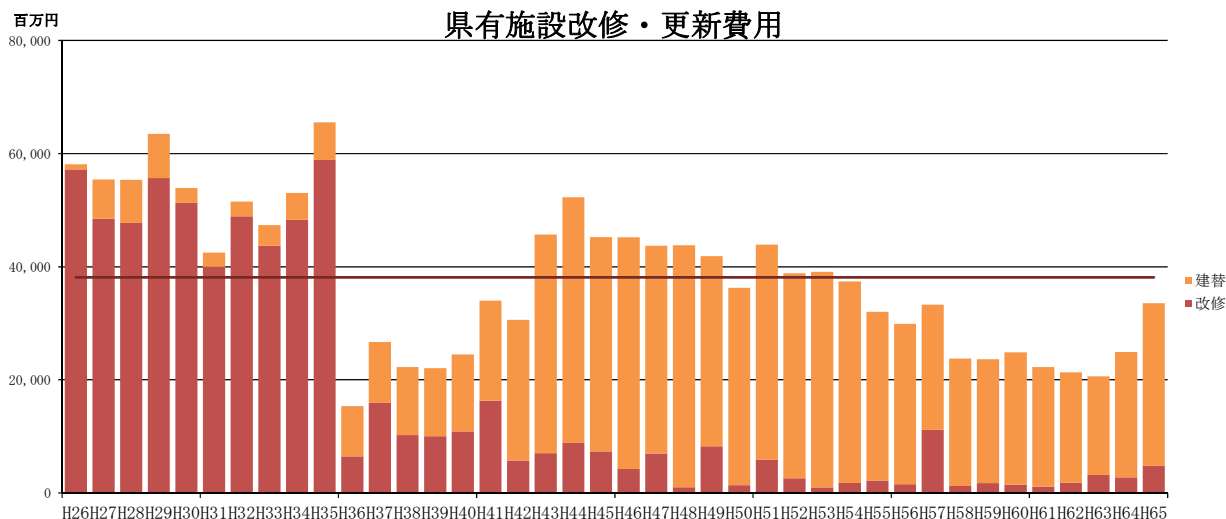
キ．課題

「広島県公共施設等マネジメント方策」によると、広島県は施設保有量が膨大で、建築時期が昭和40年代から50年代に集中していることから、大規模改修や更新（建替）の時期が近い将来、集中して到来する。

また、東日本大震災を契機に、公共施設の防災拠点性が重視されており、これらの耐震化が急務であるにもかかわらず、耐震性の確認・確保がされていない施設が多数存在している。

これらの施設を現状の保有量のままで、改修や更新などを行う場合、膨大な財政負担が伴うこととなる。

総務省が提供する更新費用試算ソフトによれば、今後40年間で必要となる施設の改修及び更新費用の試算は、総額約1兆5,255億円であり、1年当たり平均約381億円となっている。そのうち最大額は平成35年度の665億円、最小額は平成36年度の154億円となっている。



(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」7頁)

また、市町村合併及び市町への権限移譲による組織再編や少子化に伴う人口減少などにより、施設に十分に活用されていないスペースが生じており、その活用策の検討を求められている。

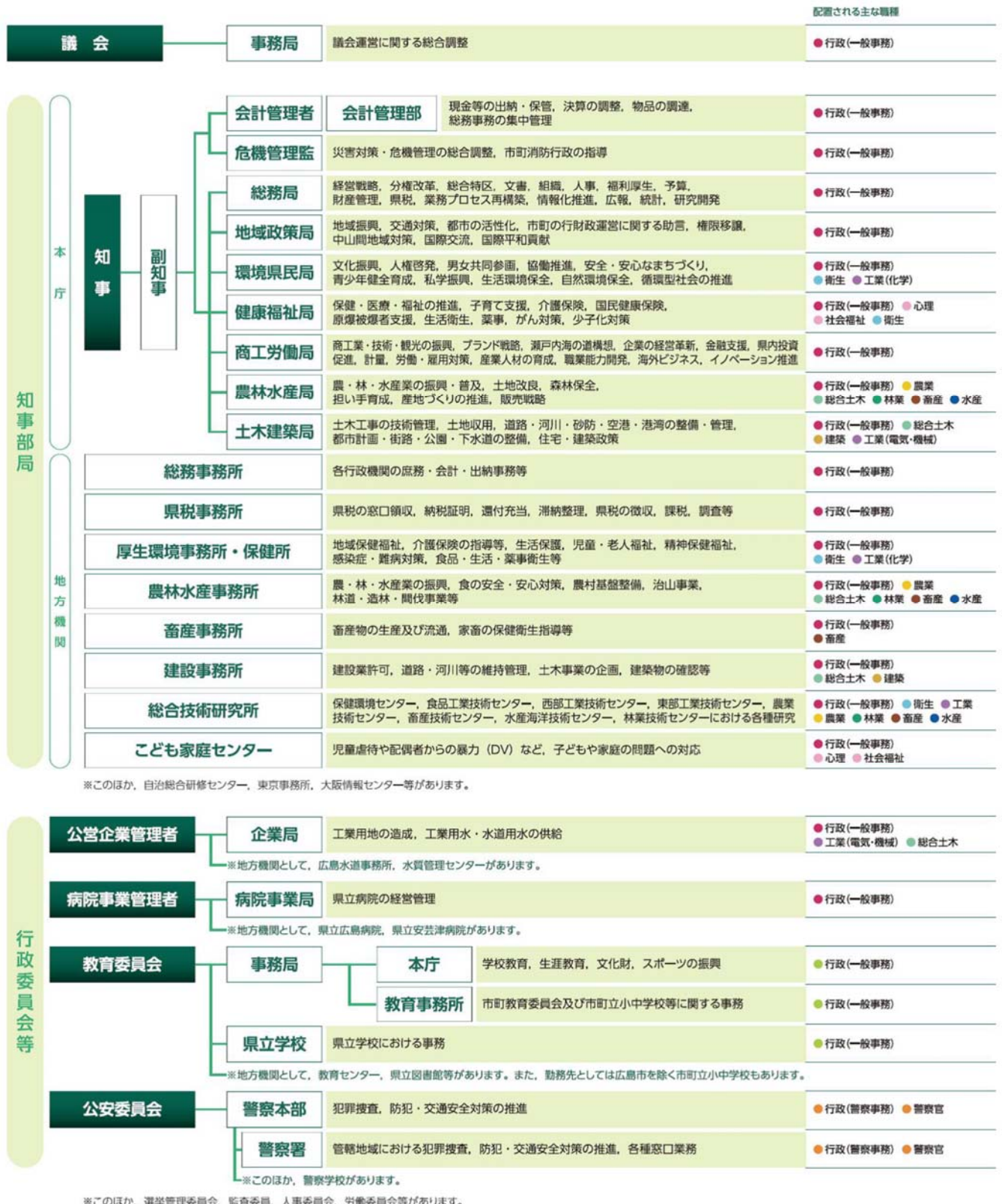
特に、地方機関庁舎や知事部局及び教育委員会の職員宿舎では空きスペースや空き室が目立っている状況である。

公共土木施設については、高齢化した施設の増加により、維持・修繕・更新に係る費用の増大が懸念される中で、アセットマネジメントを導入したこれまでの取組等により、各施設の点検等が進み、点検結果が蓄積されてきている。それにより、主要な公共土木施設において、これまで把握できていなかった施設全体での将来必要となる修繕費の試算が可能となったため、施設全体での修繕費の把握を行い、今後の取組の方向性を定め、よりアセットマネジメントを活用した維持管理を計画的に進めていく必要がある。

水道施設については、本県の水道施設は、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設されたものがほとんどであり、管路をはじめ施設の老朽化が進行している。施設更新に当たっては、単なる再投資ではなく、将来的な水道の再構築や機能向上につながる施設整備を図っていくことが重要である。しかし、更新に伴う費用は今後10年間(平成22年ベース)で約497億円が見込まれ、収益低下が予想される中、経営が悪化しないように対応していく必要がある。

2. 広島県の組織

知事部局及び行政委員会等の組織体制及び各部局の業務内容は、次のとおりである。



3. 公共施設等を取り巻く問題に対する広島県の取組

(1) 「広島県公共施設等マネジメント方策」の策定（平成26年）までの取組

広島県の現状である改修・更新費用による膨大な財政負担を鑑み、これまで次のような取組を個々に行ってきた。

ア. 施設総量の最適化

① 未利用財産の売却等

平成12年度から推進組織を設置し、未利用となった県有財産を売却し、総量の縮減を図っている。それに伴い、平成16年度から平成25年度までの10年間で約170億円の売却収入を得ている。

未利財産の売却実績

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
件数 (件)	32	27	18	43	38	29	31	41	30	36	325
面積 (㎡)	118,147	31,614	20,474	114,959	24,397	23,462	54,497	34,996	52,322	31,496	506,364
金額 (百万円)	3,193	2,265	1,831	2,259	1,543	756	858	1,760	1,304	1,198	16,968

(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」9頁)

② 効率的な施設運用

地方機関の再編に伴う地方機関庁舎の廃止、県営住宅の集約、利用度の低い公舎・独身寮の用途廃止などを実施している。

平成16年度から平成25年度までの10年間で地方庁舎6庁舎(大柿、吉田、世羅、芸北、海田、竹原)を廃止、知事部局の職員宿舎622戸を用途廃止(うち206戸は警察本部等に所管替等)している。

イ. 施設の長寿命化

① 長期保全計画の作成

計画的な修繕を実施し、建物の長寿命化を図るため、一部の施設について長期保全計画を作成した。

長期保全計画の作成状況

年度	施設名称	建設年度	延床面積 (㎡)
H18	県立障害者療育支援センター	松陽寮他：S55 わかば療育園：S56	10,051.00
H20	県立美術館	H7	19,726.09
	県立頼山陽史跡資料館	資料館：H7 居室：S33 (H4大規模改修)	639.22
H20	県立総合体育館	H5	50,078.58
	県立総合グラウンド	メインスタンド棟：S42 (H4 全面改修) その他：S42～H6	6,770.73
H20	県立歴史博物館	H元	8,940.63
	県立歴史民俗資料館	資料館：S54 (H3増築) 集いの家：S55	4,709.46
H22	県民文化センター	S59	14,821.39
H24	芸術文化ホール	S47	9,301.70
	広島県情報プラザ	H元	23,674.02
	広島県立広島産業会館	本館，西館：S45	5,402.87
	ふくやま産業交流館	H12	11,341.33
計			165,457.02

(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」10頁)

②施設管理・保全業務への支援

施設管理者が行う施設管理・保全業務の支援策として、施設管理者を対象に研修会を実施している。

また、施設管理業務委託の適正な事務執行を支援するため、施設管理の手引きや質疑応答集等を作成するとともに、情報の共有化により、要綱や仕様書等の関係文書等を容易に参照できるようにしている。

ウ. 維持管理コストの縮減

①施設管理費の節減

平成18年度に施設管理業務委託契約について、施設管理業務委託事務処理要綱を定め、一般競争入札の拡大や長期継続契約の徹底を図るとともに、清掃、警備、設備点検等19種の業務について、標準仕様書、積算基準を定め、維持管理経費を節減した。

効果額：2億6千万円（年額）（▲13.4%）

施設管理経費の節減状況

（単位：千円）

区 分		見直し前 （～平成18年 12月） (A)	見直し後 （平成19年1月 ～20年4月） (B)	増減額 (C)=(B)- (A)	増減率 (C)/(A)
① 清掃	設計額	419,829	339,183	▲80,646	▲19.2%
	契約額	275,255	242,929	▲32,326	▲11.7%
	契約額/設計額	65.6	71.6		
② 警備	設計額	245,674	259,663	13,989	5.7%
	契約額	237,875	226,828	▲11,047	▲4.6%
	契約額/設計額	96.8	87.4		
③ 設備保守 点検	設計額	1,313,477	1,315,736	2,259	0.2%
	契約額	1,154,447	973,527	▲180,920	▲15.7%
	契約額/設計額	87.9	74.0		
④ その他 （植栽管理 等）	設計額	333,749	315,954	▲17,795	▲5.3%
	契約額	269,385	234,489	▲34,896	▲13.0%
	契約額/設計額	80.7	74.2		
合 計	設計額	2,312,729	2,230,536	▲82,193	▲3.6%
	契約額	1,936,962	1,677,773	▲259,189	▲13.4%
	契約額/設計額	83.8%	75.2%		

※長期継続契約については、1年分の金額に換算

（出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」11頁）

②省エネルギー対策

設備が更新時期を迎えていた県庁東館について、ESCO事業（民間事業者が施設の照明や空調などの設備を省エネ型に改良転換することを提案、設計、施工、運転管理までを行った上で、その省エネ効果を保証する事業）を導入し、照明器具、冷温水発生機の高効率タイプへの更新などの省エネルギー対策を施した。

また、県庁本館及び南館の廊下等共用部照明のLED化、照明の間引きや昼休みの消灯などの節電に取り組むとともに、空調の運転管理の見直しなどのピークカットによる電気料金の節減を図った。

エ. 施設を利用した歳入確保

①行政財産の貸付

平成18年度の地方自治法改正により行政財産の余裕スペースについて貸付が行えるようになったことなどから、自動販売機の設置場所を貸付けるなど行政財産の貸付を行っている。

②広告

広島県総合グランドなどへのネーミングライツの導入等により広告収入を得ている。

《平成25年度実績》

(単位:百万円)

事業内容	歳入金額
行政財産の貸付(自動販売機設置場所, 県庁外来者駐車場, 食堂)	212
普通財産の貸付(財産管理課所管分)	101
広告(ネーミングライツ, 壁面広告など)	19
計	332

(出典:「広島県公共施設等マネジメント方策」12頁)

(2)「広島県公共施設等マネジメント方策」の推進体制

広島県では公共施設マネジメント方策を推進していくために、庁舎、警察施設、学校、県営住宅、職員宿舎、その他の施設といった施設類型ごとに施設総量の最適化及び耐震性等の具体的な取組や数値目標を定めた個別施設計画を策定していくものとしている。そのための推進体制として「広島県公共施設等マネジメント方策」において以下のように定めている。

推進体制

全ての組織、機関が共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、部局間の利用調整その他の総合調整を行います。

個別施設計画の策定に当たっては、県有施設利活用推進会議での調整を行い、経営戦略会議に諮ります。

(出典:「広島県公共施設等マネジメント方策」24頁)

また、「広島県公共施設等マネジメント方策」における、2 これからの取組 (1) 基本的な考え方 として「経営的視点で全ての県有施設を総合的に企画、管理、活用するいわゆる「ファシリティマネジメント」を取り入れた取組を行っていきます」としている。

上記の取組と合わせて、県職員に対して施設利活用について研修等により意識啓発を図るとしている点及び庁舎総合管理方針において「建物性能(安全性)」及び「利用効率」を尺度とした施設評価ツールを用いている点は一定の評価をしようところである。ただ、民間企業等においては施設・設備に関しては毎期、継続的に収益獲得能力などの有用性が評価されなければならないという厳しい環境にあるが、それと比較すると、施設にかかわるコスト意識が低い環境にあることは否めない。

(意見)

公共施設と民間の設備とは設置目的等が異なるものであり、経済性の物差しのみで図られるべきものでないことは言うまでもないが、公共施設であれ民間施設であれ、その存在意義としては利用者にとって、有用であるという観点では同様である。

各会議においては、総務省が示している「公共施設等のトータルコストの縮減・平準化」達成のための有意義な議論を行いうるよう、各施設の有用性の定量的・定性的情報を比較検討された様式において提供されるべきである。そのためには、利用状況などの有用性を測定するための尺度は、公平に比較検証ができるように十分に検討されるべきである。

また、スピード感をもって、人口減少社会に向けて的確に公共施設等のマネジメントを行っていくためには、一定の尺度により測定した結果をもって、県有施設の利活用（新規投資も含む）を一元的に推進していくべきであり、部局間の利用調整を行う会議の設置のみでなく、全庁的な施設運営について企画、立案、マネジメント（各部局の施設の有用性測定を含む）を能動的に推進・検討する部署を設置すべきである。

（3）「広島県公共施設等マネジメント方策」で掲げられている目標

将来人口推計から、今後 20 年間で県内の人口が 10% 程度の減少が見込まれ、それに伴い施設需要も減少すると考えられることから、中長期的な施設需要を踏まえた施設総量の最適化への取組を進めていくものとしている。すなわち、人口減少分見合いの施設の縮減を検討していくものとしているということである。

すでに策定している個別施設計画の一つである「庁舎総合管理方針」においては、施設総量について下記のように記載されている。

建物の集約を実施し、ライフサイクルコストを軽減・平準化しつつ、耐震化及び長寿命化を図ることを目標とし、対象庁舎の延床面積を 9 割程度にすることを念頭におき、効率的な庁舎の適正管理に取り組みます。

（意見）

個別施設計画は実行していくことをコミットすべきものであり、「念頭におき」などという目標の達成に関して責任の所在が不明確になるような表現は望ましくない。

下記は、静岡市が公共施設等総合管理計画としてホームページに掲載している静岡市アセットマネジメント基本方針において総資産量の適正化の公共建築物として記載している内容であるので、参考にされたい。

< 総延床面積の縮減目標 >

総延床面積を 30 年間で 20% 縮減（平成 24 年 3 月末比）します。

（出典：静岡市「静岡市アセットマネジメント基本方針」）

（4）取組を行う部局

また、「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、施設総量の最適化のための取組方針として以下のように記載している。

簡潔かつ明瞭に記載しており、評価すべきものであるが、現状では各部局において、所管している施設の評価から転用・処分までを検討していくものとしているため、他用途への転用を考える場合の情報及び発想が限定的になる恐れがある。

【取組方針】

ア 施設の評価と利用調整

「建物性能」、「利用状況」や「管理効率」等の評価項目及び評価基準を設定し、一定規模以上の施設を対象に、定量的な評価を行い、各施設について今後の利活用の方針を検討します。

他用途への転用や取壊しが適当とされた施設については、その施設での事業実施状況などを踏まえ、全庁的な利用調整を行い、他施設との統合などを図ります。

イ 施設の集約

国の基準や過去の新築時の考え方などから目安となる標準的な執務室等の面積を設定し、施設内でのスペースの調整等を行い、同一敷地内に複数の建物がある場合は集約の可能性を検討します。

ウ 未利用施設の処分

利用調整や施設集約の結果、未利用となった施設については取壊しや売却等を行います。

エ 施設の新設・更新時の検討

新たな行政ニーズによる施設の新設又は著しい施設機能の低下などによる更新が必要となった場合は、既存の施設への統合や未利用施設の活用をまず検討し、他施設との合築なども含め総合的な検討を行います。

また、PFIなどの民間資金の活用についても検討します。

(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」14頁)

(意見)

施設の評価の結果、他用途への転用や取壊しが適当とされた施設について、総務省が公共施設等総合管理計画としてホームページにおいて掲げているような先行事例のようにダイナミックな施設の利活用を検討していくためには、(2)に記載した全庁的な施設運営の企画、立案を行う部署において取組を行うことが望まれる。

(5) 個別施設計画のタイムスケジュール

先述した個別施設計画とは、「広島県公共施設等マネジメント方策」において、取組の推進のために施設類型（庁舎、警察施設、学校、県営住宅、職員宿舎、その他の施設）ごとに施設総量の最適化及び耐震性等の確保と長寿命化についての具体的な取組や数値目標を定めた計画である。平成28年3月に策定された個別施設計画である「庁舎総合管理方針」には、計画を遂行していくタイムスケジュールが記載されていない。また、タイトルも〇〇方針とあり、個別施設計画として完成しているものとは思われず、内容を見てもこれから建物ごとに分析を行っていく方針が示されている段階で終わっている。

(意見)

いつまでに行うべきかタイムスケジュールについて明確にすべきであり、今後策定していく他の個別施設計画の策定においても周知すべきである。

また、庁舎総合管理方針に従って、今後どの庁舎が「維持」、「再生」、「転用」、

「更新」、「売却等」されていくか具体的に示した計画を策定したうえで、個別施設計画の策定を完了したものとすべきである。今後策定していく個別施設計画についても同様である。

4. 固定資産台帳の活用

平成 28 年 11 月に総務省から「公共施設マネジメントの一層の推進について」が発出され、下記の通知がなされている。

「各地方公共団体におかれては、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という）の策定及び統一的な基準による固定資産台帳（以下「固定資産台帳」という）の整備に取り組まれていることと存じますが、今後、策定された総合管理計画や固定資産台帳を基に、公共施設マネジメントが一層推進されることが期待されますので、下記事項に留意しつつ、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。」

総務省から統一的な基準による財務書類等を平成 29 年度まで整備することが要請され、固定資産台帳は、その前提条件として作成が必要とされているものである。

総務省発出の Q & A 集「3 統一的な基準による地方公会計の整備は、どのようなスケジュールとなっているのでしょうか。」では次のように記載されている。

「「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知）で示しているとおり、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することとしています。」

一方で、公共施設等のマネジメントをはじめとする諸課題に迅速に対応していくためには、財務書類等の早期整備が重要であることから、特に、固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、平成 27 年度までに同台帳を整備することが望まれます。」

広島県においては統一的な基準による固定資産台帳の整備は、平成 28 年度末の財務書類に対応できるように整備するとしているが、決算スケジュールを考えると固定資産台帳が最終的に出来上がるのは平成 29 年秋頃と想定される。

総務省発出の Q & A 集にも示されているように、固定資産台帳の整備は、公共施設マネジメントの基礎資料となるべきものであり、現行の基準モデルに基づく固定資産台帳は、施設ごとの区分などの属性に関する情報が整備されていないため、公共施設マネジメントの推進のための基礎資料として十分なものとなっていない。こういった利活用に向けた準備としては、固定資産台帳整備の進捗状況は遅いものと言わざるを得ない。

（意見）

固定資産台帳、財務書類等の数値から導き出される各種指標をもとに、人口減少社会で限られた財源を「賢く使うこと」につなげていくことが重要であるとされている。固定資産台帳は根源となる重要な基礎資料・データベースであり、公共施設マネジメントへの利活用に向けて早期の対応・態勢構築が望まれる。

また、活用方法を独自で検討していくことは重要であるが、今後、個別施設計画を策定していくに当たり、固定資産台帳に計上されている数値を整理したうえで、わかりやすく開示することで、利活用方法を県民から提案してもらうという考え方も必要と思われる。

例えば、資産類型ごとに県民 1 人当たりどれだけの保有量があり、県民 1 人

当たり維持管理費として年間でどれだけの負担額となっているかなど、開示情報を身近に感じられるものとして示していくことで、県民からより多くの意見が寄せられるような仕組みを検討していくことも今後の検討課題といえる。

第3 全般的事項に関する意見

県有施設の運営及び維持管理方法について監査した結果、全体を通して、あるいは各事業に共通する事項として、以下の内容があげられる。

1. 全庁的施設統括部署の設置

人口減少社会に対応していくためにファシリティマネジメントを取り入れた取組を行っていくものとしているが、効果的に実施していくためには抜本的な取組が必要といえる。「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、これからの取組として「全庁的な利用調整を行い」と具体的な取組として挙げているが、このやりかたではこれまでの業務の運び方と大きく変わるものではない。

施設総量の最適化を目指すためには、部局間において調整を図るのではなく、全庁的に俯瞰できる部署を設けて一元的な取組を行っていくべきである。

2. エリアごとの定型区別スペース情報の開示

「賢く使う」というという観点から、似通った施設はできるだけ一時的転用、相互利用を促進すべきである。(今では当たり前になった武道館をコンサートに利用することは50年前に画期的な出来事であったと思われるが、適切な情報開示することで民間から色々なアイデアが出てくるものと思われる)

各施設のスペースについて、どういう利用ができるスペースか定型区分(例えば住居スペース、会議室、体育施設等)を行ったうえで、データベース化し、部局を超えてエリアごとに開示し、相互利用を促進したうえで最適供給量を算定していくべきである。

こういった完全な情報のもと、需要と供給がマッチングしたうえで最適化した施設総量に関する情報を早期に県民に開示していくべきである。

遠くない将来には施設集約の議論を行う可能性があるが、施設ごとの費用対効果(利用状況、収支状況、年間運営費用)等の判断材料となるような有効な情報を早めに開示して、県民の間でもスムーズな議論ができる下地を作っておく必要があるものと思われる。

3. 評価制度の新設

「広島県公共施設等マネジメント方策」を具体的な取組に強力に結び付けていくためには、新規の施設設置事業よりも「賢く使う」ということに該当するような既存施設の有効活用(例えば県営住宅・職員公舎の空室を福祉介護施設・児童養護施設などへの改修・転用)などの取組について、これまでになかったような組織評価・人事評価を行うといった評価制度を新設していくなど組織構成員のインセンティブが働くような仕組みを検討されたい。

4. 備品の管理について

広島県の備品の管理方針については、「広島県物品管理規則」が定められており、更に当該規則に基づく管理方法をより具体的に記載した「物品マニュアル」が会計管理部から規定されている。

今回、複数の公の施設の現場視察を実施した際に、管理方法について確認したところ、当該規則及びマニュアルに準拠していないものが見られた。

(1) 備品の範囲について

「広島県物品管理規則」では、物品を以下のように定めており、

第2条

- 一 物品 県の所有に属する動産で次に掲げるもの以外のもの及び県が使用のために保管する動産
 - イ 現金（現金に代えて納付させる証券を含む。）
 - ロ 県有財産に属するもの
 - ハ 基金に属するもの

物品を、次のように分類している。

第3条

物品は、次の各号に掲げる分類及び知事が別に定める細分類により区分する。

- 一 備品
- 二 消耗品
- 三 郵便切手類
- 四 原材料
- 五 生産品
- 六 貸給与品
- 七 不用品

そのうち、備品の定義は「物品マニュアル」において「性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐えるもの又は長期にわたって保存しようとするもの及び事業用として飼育を目的とした動物で、比較的長期の飼育に耐えるもの又は長期の管理に適するものをいいます。但し、印章以外の物で取得価額（購入以外の取得の場合は、取得時の評価額）が10万円未満（消費税額を含む）のものを除きます。なお、ここで「長期」とは、原則として1年以上をいいます。」としている。

これまで備品の評価額は5万円以上と規定していたが、物品管理の効率化を図るため、平成27年4月1日以降、備品の評価額を10万円以上と引き上げた。

それに伴い、これまで備品として扱われてきた5万円以上10万円未満の物品については、適正管理の確保を図るために点数管理の制度を導入することとしている。

(意見)

現場視察を行ったところでは、現物に備品ラベルが貼付されているが、備品台帳上には載っていない、5万円以上10万円未満の物品であるが備品一覧リストに残っているという状況が、いくつかの施設で見られた。管理運営方法の周知徹底が必要であると考えます。

また、同じ種類の物品であるが、備品台帳に登録されている物とされていない物という、扱いが異なるものが生じているが、その原因として竣工当時に取得した物、過去に工事一式で取得したものが備品として登録されないという説明であった。同種同等の物で管理方法が変わるのは適切な管理方法とは言い難い。備品台帳に登録されていない備品を洗い出して、登録を図る必要があると考えます。

(2) 美術品の管理について

美術品は、一般的に破損しやすく、また一度破損すると原状回復が極めて困難であり、その価値も著しく減少する、代替性がなく、年代が経るにつれてその価値が増大するものもあるという特徴があることから、物品以上の配慮が必要であると考えられることから、「物品マニュアル」では、美術品の管理方法については、別途項目を設けて次のように規定している。

美術品の管理方法

1 美術品の取得

物品管理職員は、美術品を取得したときは、当該美術品の写真を貼付して物品出納職員に出納通知を行わなければなりません。

物品出納職員は、当該出納通知を受理したときは、写真を貼付した「美術品台帳」を作成するとともに、取得金額又は評価額が10万円以上のものについては、備品出納簿に登録しなければなりません。

2 美術品の移動

物品管理職員は、美術品の展示場所を変更する場合には、物品出納職員について通知し、通知を受けた物品出納職員は、備品出納簿及び美術品台帳にその旨を記録しなければなりません（庁については、移動の通知を総務事務課へ行うこと）。

所管換えの場合は、美術品台帳を所管換先の物品出納職員に引き継いでください。

3 美術品の維持管理

物品管理職員は、美術品の盗難や損傷などを防ぐため、展示場所、展示方法等を工夫してください。特に重要物品に該当するものについては、損傷防止対策及び盗難対策の実施に配慮してください。

4 美術品の調査・点検

物品管理職員は、美術品の管理状況を把握するため、備品出納簿及び美術品台帳を基に、定期的に調査・点検を行ってください。

【指摘】

美術館以外の多くの施設でも絵画等の美術品は展示されていたが、美術品台帳を作成されている状況は見られず、複合施設で展示されている美術品などの所有が不明確な施設も見受けられた。

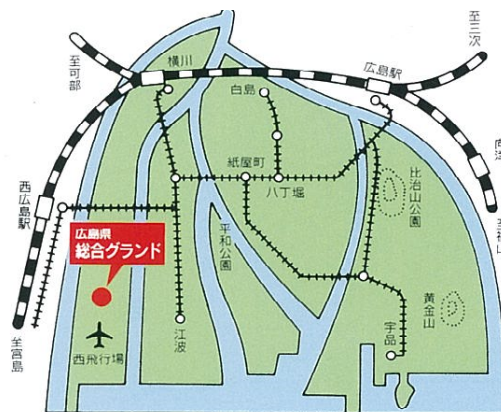
美術品の特徴を今一度考慮して、十分な管理が必要であるとする。

第4 各施設の状況

1. 広島県総合グラウンド（コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド）

（1）施設の概要

担当課	教育委員会事務局 スポーツ振興課	
所在地	広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号	
設置目的	スポーツの普及発展と県民の体位の向上を図る	
施設・設備	メインスタジアム（収容人員 15,409 人） 野球場（収容人員 13,250 人） ラグビー場（収容人員 1,100 人） 補助競技場、運動場、トレーニング室、会議室 6 室	
規模・構造	メインスタジアム：27,419 m ² 地上 2 階、鉄筋コンクリート造 野球場：20,077 m ² 地上 2 階、鉄筋コンクリート造 ラグビー場：12,505 m ² 地上 2 階、鉄筋コンクリート造 補助競技場：12,089 m ²	
竣工年 経過年数	メインスタジアム：昭和 41 年（50 年経過） 野球場：昭和 62 年（29 年経過） ラグビー場：平成 6 年（22 年経過）	
総工事費用	メインスタジアム（平成 4 年全面改修）：20 億円 野球場（昭和 62 年全面改修）：3 億円 ラグビー場（平成 6 年全面改修）：3 億円	
工期	メインスタジアム（平成 4 年全面改修）：2 年 野球場（昭和 62 年全面改修）：5 か月 ラグビー場（平成 6 年全面改修）：1 年	
指定管理者	4 期目	H28.4.1～H33.3.31 セイカスポーツセンター・鹿島建物・西尾園芸共同企業体
	3 期目	H23.4.1～H28.3.31 ミズノ・広島県教育事業団グループ共同企業体
	2 期目	H20.4.1～H23.3.31 財団法人広島県教育事業団
	1 期目	H17.4.1～H20.3.31 ポラーノグループ特定共同企業体



施設配置図



広島県総合グラウンドは、昭和16年（1941年）に開場以降、身近なスポーツ施設として、また健康増進やスポーツ振興の場として利用されている。現在のメインスタジアムは、昭和41年（1966年）に竣工され、平成4年（1992年）のAFCのアジアカップ、平成6年（1994年）の広島アジア大会、平成8年（1996年）のひろしま国体の試合会場として利用され、平成5年（1993年）から平成19年（2007年）まではJリーグにおいてサンフレッチェ広島のホームスタジアムとして利用されてきた。また、野球場についても広島カープが発足した昭和25年（1950年）から旧広島市民球場が完成する昭和32年（1957年）まで本拠地として利用された歴史を持つ。

平成20年（2008年）4月よりコカ・コーラウエスト株式会社と命名権（ネーミングライツ）契約を締結しており、同社より年間5,000千円受領している。

（2）施設の利用状況

広島県総合グラウンドは、メンテナンスやグラウンドコンディション不良の場合を除き、原則として年中無休で利用を受け付けており、専用利用（団体で貸し切り専用で利用）の場合は利用当日の4か月前から1週間前まで、個人利用の場合には利用当日までに申込を行えば、誰でも利用することができる。

ア．入場者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	307,000人	318,000人	313,000人	317,000人	320,000人
実績値	371,246人	378,846人	376,691人	391,247人	368,749人
達成率	120.9%	119.1%	120.3%	123.4%	115.2%

指定管理者は、施設利用状況の目標値として、入場者数を定めている。直近の5年間ににおける入場者数は、年間370,000人程度で推移している。平成27年度は前年度よりも22,498人減少しているが、12月から3月にかけてメインスタ

ジアムの改修工事のために施設を閉鎖していたことが影響している。

イ. 各施設の稼働率（平成 27 年度）

施設	アマチュアスポーツ								プロ スポーツ	合計
	陸上	サッカー	ラグビー	硬式 野球	軟式 野球	ソフト ボール	運動会	その他		
メインスタジアム	9%	23%	1%					65%		98%
野球場				39%	20%	1%		13%	1%	74%
ラグビー場			27%					13%	0%	40%
補助運動場	52%						1%	38%		91%
運動場		11%	14%	1%	5%	4%		47%		82%

稼働率を見ると、ラグビー場を除き、70%超の高い水準となっている。この他にメインスタジアム内にあるトレーニング室は個人利用の場合は、大人 2 時間 50 円（小学校児童、中学校及び高等学校生徒は 2 時間 30 円）と格安な料金で利用できる、平成 27 年度では 3,299 人の個人利用があった。

広島市西区にあり、市内中心部へのアクセスの利便性が高いこと、広島市内に同種の施設が少ないこともあり、コンスタントに利用されている状況は見受けられる。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	104,500	102,076	99,875	105,258	121,573
県委託料	79,780	79,780	79,780	80,540	80,540
料金収入(※1)	17,785	16,804	16,998	17,529	16,949
その他収入	6,935	5,492	3,097	7,189	24,084
支出	103,279	104,447	100,063	106,462	123,399
人件費	26,519	27,394	27,525	29,785	33,898
光熱費	15,565	15,422	15,856	13,173	13,456
設備等保守点検費	9,290	8,749	8,645	8,618	8,852
清掃・警備費等	34,163	33,243	31,660	32,102	32,607
施設維持修繕費	8,376	8,484	5,931	8,866	20,654
事務局費	9,344	11,139	10,422	13,891	13,914
その他	22	16	24	27	18
収支①	1,221	-2,371	-188	-1,204	-1,826
【自主事業】(※2)					
収入	3,834	4,604	4,718	4,926	5,363
支出	5,622	5,631	5,908	5,001	5,324
収支②	-1,788	-1,027	-1,190	-75	39
合計収支(①+②)	-567	-3,398	-1,378	-1,279	-1,787

(※1) 利用料金制（公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度）の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の 5 年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。収入の内訳を見ると、8 割近くを県委託料が占めている。平成 27 年度は、改修工事中に広島県から受領した休業補償がその他収入に計上されており、それを加味すると例年同様 8 割程度が広島県からの収入となっている。

支出の内訳を見ると、清掃・警備費、人件費が高い割合を占めている。平成 27 年

度において、空調施設、給排水設備、消防設備工事、危険箇所補修工事を実施したことにより施設維持修繕費が大きく増加している。

後述のように、施設の老朽化は目立ってきており、施設維持修繕費は今後も増加傾向にあると予想される。

(4) 施設の状態について

メインスタジアム（昭和 41 年竣工）、野球場（昭和 62 年竣工）、ラグビー場（平成 6 年竣工）はいずれも、竣工から 20 年以上経過しており、メインスタジアムの外壁のひび割れ、ラグビー場の手摺の錆びつき、野球場観客席の床割れなど、修繕が必要と考えられる箇所が目立つ。



ラグビー場の観客席



野球場観客席



スタジアムの外壁

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、1 件 100 万円を超える修繕は広島県が負担し、100 万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	予算額
平成 22 年度 メインスタジアム砂場、雨天走路の補修	4,763 千円
平成 22 年度 放送設備更新、電光掲示板電源装置更新	8,360 千円
平成 25 年度 メインスタジアム耐震改修工事	157,159 千円
平成 27 年度 トラック改修工事	140,117 千円

イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に教育委員会事務局スポーツ振興課において、長期保全計画書を作成しており、それによると平成 20 年度(2008 年)から平成 70 年度(2058 年)までに累計で 3,222,107 千円の支出を要すると試算している。

平成 27 年度までに 1,230,600 千円の支出を計画しているが、実際に行われた長期保全に係る支出は 513,430 千円と乖離が生じている状況である。

(意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用不能になるまで使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、スポーツ振興課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えられる。

ウ．備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、以下のような状況が見受けられた。

- ・ 備品ラベルが貼付されているが、備品台帳に記録されていないものが見受けられた。これは平成 26 年度より備品の範囲を 5 万円以上から 10 万円以上に引き上げたことにより、従来は備品だったものが備品の範囲から外れたにもかかわらず、備品ラベルをはがしていないことが原因によるものとの事であった。
- ・ 器具を運ぶ運搬車など、屋外で使用される備品の一部で備品ラベルがはがれているものが見受けられた。
- ・ 物置が備品台帳上は 3 台と記載されているが実際には 4 台あり、いずれも備品ラベルが貼られておらず、台帳と現物を紐付けることが難しい状況だった。また、運動場に設置されている物置は戸が壊れて閉まらない状態になっていた。
- ・ 使われなくなった古いプリンターが処分されていなかった。



運動場に設置されている物置



使用されていないプリンター

- ・野球場内にある会議室に、指定管理者制度導入前に施設管理受託者であった広島県教育事業団が独自に設置したエアコンが、故障した状態で放置されていた。

【指摘】

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。



野球場内の会議室のエアコン

2. 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

（1）施設の概要

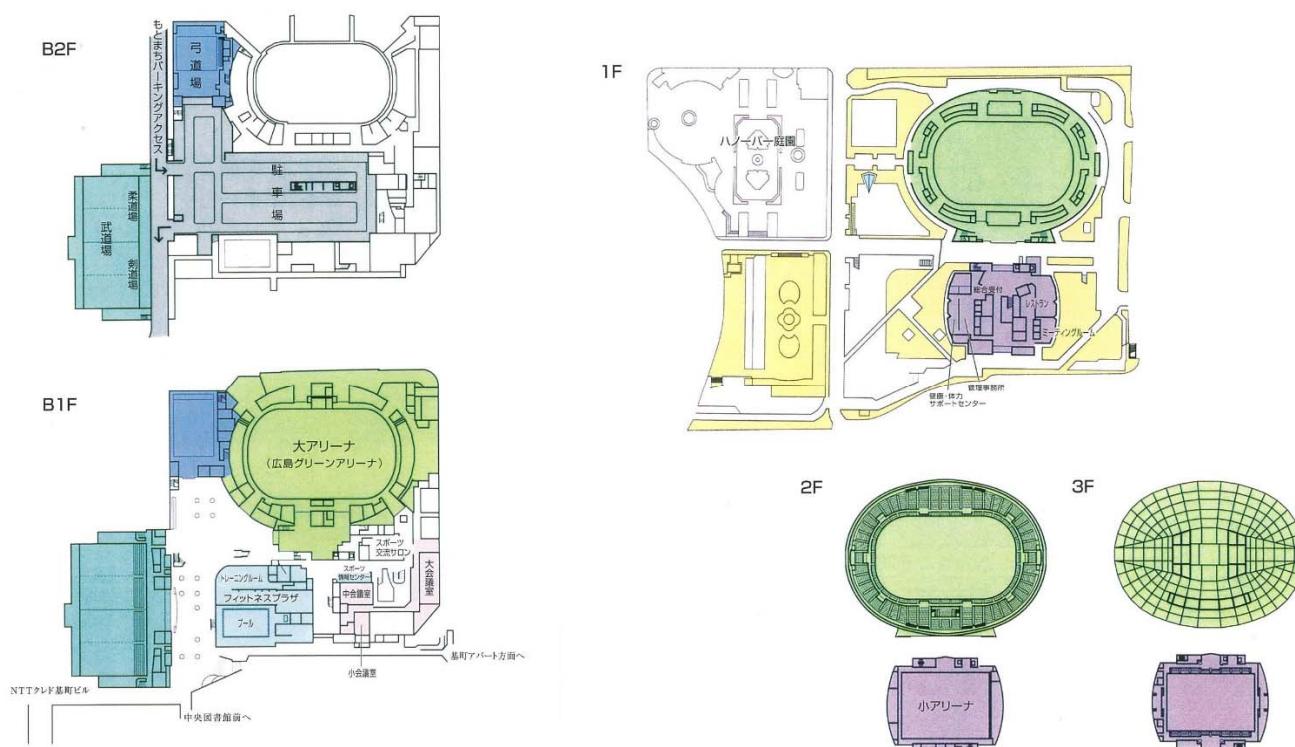
担当課	教育委員会事務局 スポーツ振興課		
所在地	広島市中区基町4番1号		
設置目的	体育その他一般の利用に供する		
施設・設備	大アリーナ（観客席10,000席） 小アリーナ（観客席500席） 武道館（観客席600席） 弓道場（観客席150席） 健康・体力サポートセンター、フィットネスプラザ、会議室、スポーツ情報センター、レストラン、売店、駐車場 等		
規模・構造	敷地面積 30,865 m ² 、建築面積 10,300 m ² 、延床面積 50,079 m ² 地上3階 地下2階、鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）		
竣工年 経過年数	平成5年（23年経過）		
総工事費用	356億円		
工期	4年		
指定管理者	3期目	H26.4.1～H31.3.31	公益財団法人広島県教育事業団
	2期目	H21.4.1～H26.3.31	公益財団法人広島県教育事業団
	1期目	H18.4.1～H21.3.31	財団法人広島県教育事業団



広島県立総合体育館は、昭和37年（1962年）に整備されたが、老朽化が進み、昭和63年（1988年）に広島県スポーツ振興審議会から、平成6年（1994年）のアジア競技大会、平成8年（1996年）の国民体育大会の開催を見通し、全面改修し、広島県の体育、スポーツに関する中核的な役割を果たす施設として、早急に整備する必要があると建議された。この答申を受けて、教育委員会は平成元年（1989年）に「広島県立総合体育館（仮称）整備基本構想」を策定し、平成2年（1990年）12月から、事業費356億円を投じ、4年間の工期をかけ全面改築を行い、現在に至る。

平成6年（1994年）のアジア競技大会ではバレーボール、体操の会場に、平成8年（1996年）のひろしま国体ではバレーボール、弓道の会場となった。

施設配置図



(2) 施設の利用状況

広島県立総合体育館は、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び毎月1回の施設整備日を除き、午前9時から午後9時まで営業を行っている。

専用利用を希望する場合は、前年度の11月～1月に利用希望調査の際に申込を行うか（調整の上、結果連絡）、利用希望月の前々月までに申込（先着順に受付）を行えば、誰でも利用は可能であり、区分利用を希望する場合は、利用希望月の前月までに申込を行えば（調整の上、結果連絡）、誰でも利用可能である。

また、個人利用を希望する場合は、各施設の自動販売機で利用券を購入すれば利用可能である。

ア. 入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	1,930,000 人	2,010,000 人	2,100,000 人	2,142,000 人	2,185,000 人
実績値	1,829,920 人	1,997,502 人	2,721,144 人	1,938,386 人	2,015,482 人
達成率	94.8%	99.4%	129.5%	90.5%	92.2%

指定管理者は、施設利用状況の目標値として、入場者数を定めている。直近の5年間における入場者数は200万人前後で推移している。平成25年度は全国菓子大博覧会（平成25年4月19日～5月12日）が開催されたため、特に入場者数が大きく増加している。

イ. 各施設の稼働率（平成 27 年度）

施設	専用使用							区分 使用	合計
	アマ スポーツ	プロ スポーツ	コンサート 等	展示会・ 集会	自主事業	その他	合計		
大アリーナ	35%	1%	27%	11%	5%	6%	85%	9%	94%
小アリーナ	51%	1%		2%	14%	5%	73%	18%	91%
武道場	39%				10%	5%	54%	18%	72%
弓道場	42%						42%		42%
トレーニングルーム					63%		63%		63%
プール							28%	21%	49%
健康体力 サポートセンター							0%		0%
会議室							55%		55%
ミーティングルーム							38%		38%

稼働率を見ると、アリーナは高い稼働率になっていることがわかる。アリーナ以外の施設についても、専用使用、区分使用以外に個人利用が行われている。

大アリーナは、中四国地方で唯一 1 万人以上収容できる屋内ホールであるため、コンサート利用される機会が多い。但し、広島県は指定管理者との間の協定書において、アマチュアスポーツの利用を確保するため、大アリーナ、小アリーナの開館日数に占める有料興行（コンサート、ショー等）日数の割合は、それぞれ、10% 未満、2% 未満と定めて、これを超えることは認めていない。そのため、コンサート利用などの申込があっても断っている事案が発生している。

広島県立総合体育館指定管理者業務の仕様書

<p>有料興行日数の制限</p> <p>アマチュアスポーツの利用を確保するため、大アリーナ、小アリーナの開館日数に占める有料興行（コンサート、ショー等）日数の割合は、次表のとおりとし、これを超えてはならない。</p> <p>《開館日数に占める有料興行日数の割合》</p> <table border="1"> <tr> <td>大アリーナ</td> <td>10% 未満</td> </tr> <tr> <td>小アリーナ</td> <td>2% 未満</td> </tr> </table> <p>※ 有料興行とは、「アマチュアスポーツ以外に使用する場合において、入場有料の場合」の使用区分をいう。 有料興行日数とは、有料興行の開催の日数をいう。（準備・撤去のための日数は除く）</p>		大アリーナ	10% 未満	小アリーナ	2% 未満
大アリーナ	10% 未満				
小アリーナ	2% 未満				

（意見）利用状況について

スポーツ振興に有料興行日数の制限があることで、利用料金収入を上げる機会を失っているといえる。

開館日数に占める有料興行の割合は、法令に基づくものではなく、広島県が過去に定めたものが改定、見直しが行われることなく、継続的に使用されているものである。体育館はスポーツの振興を主な目的としているが、コンサート等の有料興行は高い利用料金収入が得られることから、その増加により収益の向上が図られること、また、基準を定めた当時から施設を取り巻く環境も変化していることを鑑みると、現在のニーズを考慮し、見直しを検討する必要があると考える。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	610,148	592,036	707,505	644,228	657,985
県委託料	121,346	104,127	119,139	117,225	140,800
料金収入(※1)	456,331	445,483	511,119	487,878	476,626
その他収入	32,471	42,426	77,247	39,125	40,559
支出	558,020	607,706	719,149	644,725	632,549
人件費	51,176	53,690	60,369	62,773	64,109
光熱費	126,344	127,797	136,447	137,500	132,124
設備等保守点検費	134,348	138,004	137,934	134,716	120,396
清掃・警備費等	177,349	177,574	177,574	183,305	183,908
施設維持修繕費	33,210	78,973	151,914	69,188	75,265
事務局費	30,934	30,096	30,026	30,863	30,369
その他	4,659	1,572	24,885	26,380	26,378
収支①	52,128	-15,670	-11,644	-497	25,436
【自主事業】(※2)					
収入	36,705	34,707	34,822	37,137	37,887
支出	45,971	44,912	47,280	45,424	47,084
収支②	-9,266	-10,205	-12,458	-8,287	-9,197
合計収支(①+②)	42,862	-25,875	-24,102	-8,784	16,239

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。イベントの多寡によって料金収入は変動するが、450百万円～500百万円程度で推移しており、収入の7割を占めており、他の施設と比較して、収入に占める料金収入の割合が高いことがわかる。支出面においては、清掃・警備費、設備等保守点検費、光熱費が高い割合を占めており、施設維持修繕費が増加傾向にあることが読み取れる。

(4) 施設の状態について

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、1件200万円を超える修繕は広島県が負担し、200万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	予算額
平成22年度 中央監視設備更新	42,591千円
平成22年度 電気室用空調機改修	12,612千円
平成23年度 中央監視設備更新	64,169千円
平成24年度 避難誘導灯更新	18,711千円
平成25年度 非常用発電設備整備	39,686千円
平成25年度 非常用蓄電池取替、整流器整備	23,231千円
平成27年度 外壁改修	77,546千円
平成27年度 舞台照明設備取替	48,395千円
平成27年度 空調用自動制御器更新	59,512千円

イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に教育委員会事務局スポーツ振興課において、長期保全計画書を作成しており、それによると平成 20 年度(2008 年)から平成 70 年(2058 年)までに累計で 36,186,301 千円の支出を要すると試算している。

平成 27 年度までに 7,969,011 千円の支出を計画しているが、実際に行われた長期保全に係る支出は 484,623 千円と乖離が生じている状況である。

(意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用不能になるまで使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、スポーツ振興課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えられる。

ウ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、以下のような状況が見受けられた。

- ・ハンドボールゴール、テニス用ポールなど備品台帳に載っていないものが見受けられた。
- ・採点板、体操の演技台など備品台帳に登録されているが、備品ラベルが貼られていないものが見受けられた。また、マット、フロアシートのように材質的に備品ラベルを貼ることが難しいものについて写真付きの管理簿を作成するといった対応はされていなかった。
- ・バレーボールの支柱など、備品の一部で備品ラベルがはがれているものが見受けられた。
- ・ミーティングルームに展示されている絵画に備品ラベルが貼付されておらず、備品台帳上にも登録されていなかった。
- ・解析装置(高速ビデオアナライザ)は、平成 6 年 2 月 28 日に取得価額 16,042 千円で取得されているが、性能、規格とも旧式化して相当以前から使用不能の状態であるにもかかわらず、処分されていなかった。



大アリーナ倉庫に保管されているハンドボールゴール



解析装置
(高速ビデオアナライザ)

【指摘】

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。

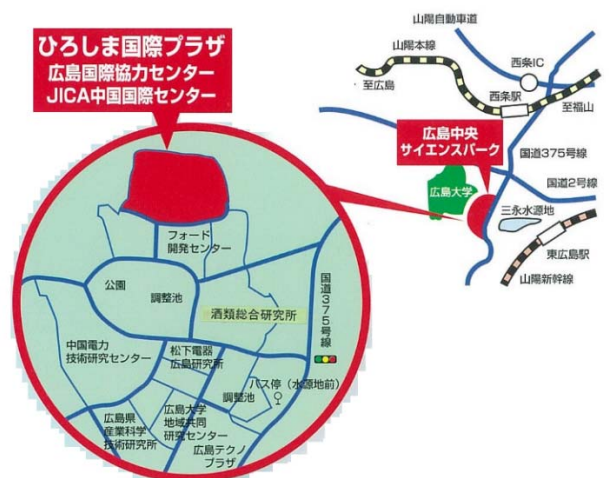
3. 広島県立広島国際協力センター

(1) 施設の概要

担当課	地域政策局 国際課		
所在地	東広島市鏡山三丁目3-1		
設置目的	国際人材の養成、県民の国際化及び国際協力の推進		
施設・設備	大研修室（収容人数60名）1室、中研修室（収容人数24名）5室、小研修室（収容人数12名）6室、クッキング交流室（収容人員24名）1室、宿泊室73室、体育館、NGO交流室、情報センター・図書室		
規模・構造	延床面積12,137㎡（県持分7,364㎡） A棟（エントランス棟）：地上3階、鉄骨鉄筋コンクリート造 B棟（宿泊棟）：地上7階、鉄骨鉄筋コンクリート造 C棟（広島県管理・研修棟）：地上3階、鉄筋コンクリート造 D棟（体育館）：平屋建、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	平成9年（19年経過）		
総工事費用	47億円		
工期	1年7か月		
指定管理者	3期目	H26.4.1～H31.3.31	公益財団法人ひろしま国際センター
	2期目	H21.4.1～H26.3.31	公益財団法人ひろしま国際センター
	1期目	H18.4.1～H21.3.31	財団法人ひろしま国際センター

広島県立広島国際協力センターは、独立行政法人国際協力機構中国国際センター（以下、JICA）と一体化した複合施設、「ひろしま国際プラザ」として平成9年（1997年）に設立され、中・四国地方の国際協力事業の拠点として、国際人材の育成を通じて国際協力を行い、県民、企業の国際化の推進を図る目的の施設である。

ひろしま国際プラザは、延床面積約12,200㎡と広大であり、広島県単独所有部分はそのうち約3,400㎡、JICA単独所有部分は約2,200㎡、共有部分は6,600㎡となっている。



(施設概要)

情報センター・図書室

各国の新聞や図書、日本や広島に関する図書、ビデオなどを揃えています。さらに、自習用の日本語教材も充実させ、留学生や広島在住の外国人が気軽に学習できる環境を整えています。また、インターネットを通じて、世界の最新情報にアクセスできます。

宿泊施設(2floor~7floor)

シングル・ルーム(バス・トイレ付)70室。車椅子利用者ルーム(ツイン、バス・トイレ付)3室。長期滞在者のために洗濯室、自習室、オーディオ/ビデオルーム、レクリエーションルーム、貸自転車完備。

研修室

国際交流団体、企業、公共団体などの国際協力・国際交流に関する研修、交流会、会議などに利用できます。宿泊施設を利用した合宿研修も可能です。

クッキング交流室

調理台(2基)、ダイニングテーブルなどを設置。各国の料理を作り、味わいながら、食文化を通じた身近な国際交流に御利用いただけます。

NGO交流室

NGO関係者の活動に利用できる部屋。また、NGO関連の情報なども提供します。

体育館

体育館(9人制バレーボール、バスケットボール可能)は可動式の観席があり、講演会やイベントにも利用できます。

広島県・JICA合築棟

広島県単独棟

JICA単独棟

駐車場(約80台駐車可能)

●所在地 東広島市鏡山三丁目3-1(広島中央サイエンスパーク内)

●敷地面積 29,043.43㎡

施設名称	主な施設	延床面積	築造主体
広島国際協力センター	管理・研修棟(地上3階建) 体育館(地上1階建)	約3,400㎡	県
JICA	エントランス棟(地上3階建) 宿泊棟(地上7階建)	約6,600㎡	県及びJICAの合築
中国国際センター	管理・研修棟(地上3階建) 食堂(地上1階建)	約2,200㎡	JICA
合計		約12,200㎡	



(2) 施設の利用状況

広島県立広島国際協力センターは、研修室、宿泊室については年末年始を除き、利用可能で（情報センター・図書室、NGO 交流室は日曜日及び年末年始は閉館）、国際人材の養成、県民の国際化及び国際協力のための利用であれば、利用日の7日前まで（宿泊を伴う場合は利用日の14日前まで）に申込手続を行う必要がある。一般の研修（会議や面接等を含む）での利用は受け付けていない。

ア. 研修受講者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
実績値	761 人	926 人	923 人	1,046 人	1,127 人
達成率	76.1%	92.6%	92.3%	104.6%	112.7%

指定管理者は、施設の利用状況に関する目標指標として研修受講者数を定め、研修コースを増やし、受講者数の増加に努めている。

ここでの研修受講者数は、宿泊を伴う研修受講者の実人数であり、宿泊を伴わない研修受講者を含めた研修室利用者数、研修以外の施設利用者数は以下のような推移となっている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
研修室等利用者数	1,727 人	1,796 人	1,380 人	1,751 人	2,178 人
地域交流事業参加者数 （※1）	6,027 人	5,658 人	6,378 人	8,156 人	8,780 人
情報センター・図書室 利用者数（※2）	5,545 人	5,086 人	4,251 人	5,051 人	6,668 人
NGO 交流室利用者数	681 人	346 人	708 人	248 人	498 人

（※1） 地域交流事業（世界まるごと体験デー、スポーツ交流、伝統芸能紹介、ホームステイ・ビジットなど）、日本文化体験事業（茶道、華道、着付け、書道など）の参加者数

（※2） 一般利用者、宿泊研修受講者の合計

イ. 各施設の稼働率

	部屋数×日数	宿泊室利用実数	入館率
宿泊室（県棟 73 室）	26,645 室	11,407 室	42.7%

	開場日数	利用日数	稼働率
201 研修室	359 日	104 日	28.9%
202 研修室	359 日	79 日	21.9%
203 研修室	359 日	22 日	6.1%
204 研修室	359 日	104 日	28.9%
205 研修室	359 日	13 日	3.6%
206 研修室	359 日	51 日	14.2%
301 研修室	359 日	63 日	17.5%
302 研修室	359 日	64 日	17.8%
303 研修室	359 日	110 日	30.6%
304 研修室	359 日	61 日	16.9%
305 研修室	359 日	64 日	17.8%
306 研修室	359 日	125 日	34.7%
クッキング交流室	359 日	57 日	15.8%

(意見)

12 の研修室、73 の宿泊室を保有し、年末年始以外は開業しているが、多くの研修室の稼働率が 30%にも満たない状況であり、十分に活用されているとはいえない状況である。

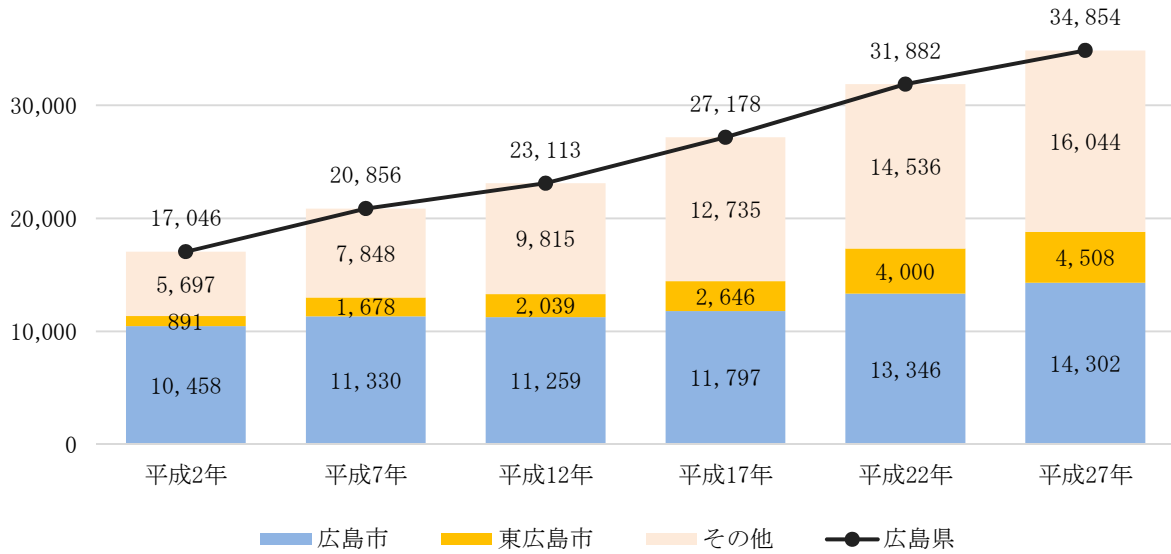
稼働率が低迷する主な原因は、交通の便も乏しい立地にあると考えられる。地図上は、留学生が数多く在籍している広島大学に隣接しているが、実際には山を間に挟んでおり、移動に相応な時間を要している状況にある。現時点においても、西条駅からのシャトルバスを運行させるといった対応は行っているが、十分な効果が現れていない。

このような低い稼働率の状況において、施設の有効利用の観点からは、国際人材の養成や県民の国際化、国際協力を目的とした利用制限を設けるべきなのか、改めて検討した方がよいように思える。

ただ、広島県内の在留外国人人口は平成 2 年の 17,046 人から、平成 27 年には 34,854 人と約 2 倍に増加しており、海外からの観光客数も大きく増加しており、国際人材の育成の必要性は高まっていることは事実である。

活動内容と状況を県民に広く伝え、施設の利用を促すように働きかける必要があると考える。

広島県内の在留外国人人口の推移



(※) 平成12年以前の広島市には佐伯郡湯来町、東広島市には、賀茂郡黒瀬町・河内町・豊栄町・福富町、豊田郡安芸津町の人口も加算している。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	178,262	183,335	174,660	178,073	184,933
県委託料	163,585	160,402	161,935	165,523	165,523
料金収入(※1)	14,656	22,910	12,725	12,267	19,227
その他収入	21	23	0	283	183
支出	174,525	176,776	175,973	177,748	184,536
人件費	86,759	90,000	92,403	94,224	97,131
光熱費	14,264	14,080	16,354	13,457	12,933
設備等保守点検費	50,848	50,029	49,435	50,396	54,247
清掃・警備費等					
施設維持修繕費	7,685	7,761	3,349	3,371	2,772
事務局費	14,880	14,813	14,388	16,254	17,408
その他	89	93	44	46	45
収支①	3,737	6,559	-1,313	325	397
【自主事業】(※2)					
収入	17,724	18,667	11,808	21,124	33,054
支出	14,547	23,842	11,222	20,363	33,445
収支②	3,177	-5,175	586	761	-391
合計収支(①+②)	6,914	1,384	-727	1,086	6

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。利用料金制を採用しているが、料金収入は12百万円～22百万円台で推移しており、収入に占める県委託料の割合が高いことがわかる。支出面においては、燃料費の値下がりにより光熱費の減少は見られるが、業務量の増加もあり人件費の増加に伴い、継続的に増加している。

(4) 施設の状態について

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。当該施設は JICA 中国国際センターとの複合施設であるため、施設の共用部分に係わる修繕工事については、共同して費用負担をしている。

指定管理者との基本協定書に基づいて、修繕に係る設計金額概ね 100 万円を超える修繕は広島県が負担し、100 万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	執行額
平成 19 年度 非常用蓄電池修繕工事	1,847 千円
平成 21 年度 空調設備工事	1,549 千円
平成 22 年度 体育館屋上補修工事	1,669 千円
平成 23 年度 ロータリー修繕工事	1,837 千円
平成 23 年度 空調・衛生設備補修工事	1,003 千円
平成 24 年度 吸収式冷温水機修繕工事	1,624 千円
平成 24 年度 伝送中継盤修繕工事	851 千円
平成 24 年度 電話交換設備緊急復旧工事	2,398 千円
平成 25 年度 吸収式冷温水機修繕工事	2,283 千円
平成 25 年度 進入路修繕工事	2,310 千円
平成 26 年度 冷却塔送風機修繕工事	1,263 千円
平成 26 年度 UGS 更新及び受電室内換気扇更新工事	479 千円
平成 26 年度 蓄電池更新工事	1,954 千円
平成 26 年度 エレベーター修繕工事	1,003 千円
平成 27 年度 防災設備更新工事（第 1 期）	3,791 千円
平成 27 年度 自家発電装置修繕工事	729 千円
平成 27 年度 便座取替等工事	1,389 千円

イ. 長期保全計画について

長期保全計画書は平成 28 年度において作成しており、監査実施時点では仕掛中の状況であった。

ウ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、特に問題となる事項は見られなかった。

4. 広島県民文化センター

(1) 施設の概要

担当課	環境県民局 文化芸術課		
所在地	広島市中区大手町1丁目5-3		
設置目的	県民の文化の振興に資する		
施設・設備	ホール（530席）、展示室（3室）、練習室（3室）、楽屋（4室）、駐車場（36台）		
規模・構造	敷地面積 3,236 m ² 、建築面積 2,421 m ² 、延床面積 14,821 m ² 地上9階、地下2階 鉄骨鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	昭和60年1月（31年経過）		
総工事費用	62億53百万円（うち広島県負担額48億67百万円）		
工期	2年5か月		
指定管理者	5期目	H25.4.1～H30.3.31	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体
	4期目	H24.4.1～H25.3.31	財団法人県民センター
	3期目	H23.4.1～H24.3.31	財団法人県民センター
	2期目	H20.4.1～H23.3.31	財団法人県民センター
	1期目	H17.4.1～H20.3.31	財団法人県民センター

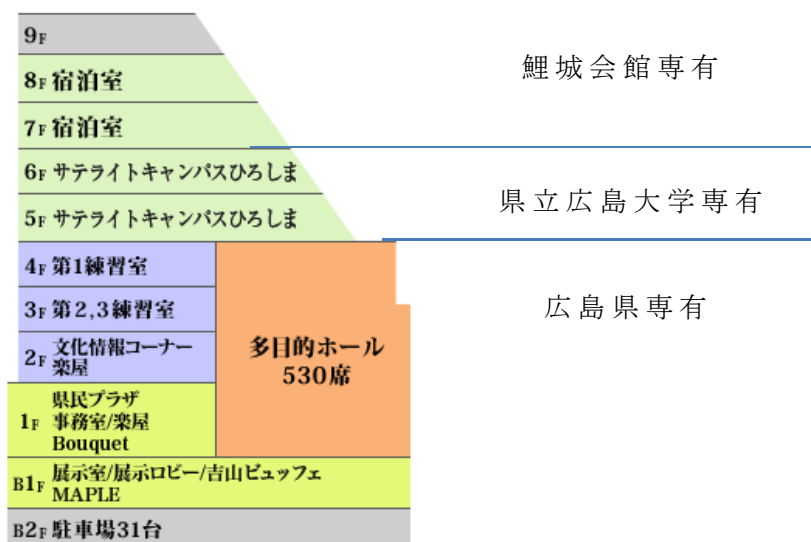


広島県民文化センターは、コンサートや展示会などの芸術文化活動、地域コミュニティ活動などに利用できるホール、ギャラリー機能を備えた多目的複合文化施設として昭和60年（1985年）3月に開館した。

敷地面積の制約と周辺類似施設との調和などを勘案し、530席の中ホールと付帯設備として練習室、展示室、研修室を併設し、各種民間グループの活動やコミュニティ研修の場として、低廉な料金で利用され、県民自ら実践する文化活動が育つ施設となることを目指して建設された。

タイルとガラスとメタルを組み合わせた直角三角形のユニークな外観と、広大な吹き抜け空間、陶芸家加藤唐九郎作の陶壁「潮音」を設置した県民プラザロビーが、当時話題となった。

(フロア図)



(2) 施設の利用状況

広島県民文化センターは、12月29日～1月3日を除き、午前9時～午後9時まで利用を受け付けており、ホールの利用希望者は、利用希望日の1年前から先着順で受け付けており、誰でも利用することができる。

ア. ホール利用率の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	74.0%	75.0%	65.7%	67.5%	68.5%
実績値	64.2%	68.3%	69.5%	71.4%	73.2%
達成率	86.8%	91.1%	105.8%	105.8%	106.9%

指定管理者は、施設利用状況の目標値として、ホール利用率を定めている。平成 29 年度までに 70%を超えることを目標に取組を進めているが、平成 26 年度には 70%を超過し、平成 27 年度では更に高い利用率を達成している。

イ. 各施設の利用率（平成 27 年度）

ホール	音楽	舞踊 演劇	講演会 会議	その他	合計	利用率
利用日数	102	60	96	4	262	73.2%
構成比	38.9%	22.9%	36.6%	1.5%	100.0%	

展示室	絵画 書	写真	工芸品	その他	合計	利用率
利用日数	364	41	67	150	622	57.9%
構成比	58.5%	6.6%	10.8%	24.1%	100.0%	

練習室	音楽	舞踊 演劇	スポーツ	その他	合計	利用率
利用日数	470	132	117	148	867	80.7%
構成比	54.2%	15.2%	13.5%	17.1%	100.0%	

各施設の利用率は上記のとおりである。他の施設に比べると展示室の利用率が 57.9%と若干低いが、展示会を開催する際に日曜日を最終日として、1 週間利用する方が一般的だったところ、最近は 2～3 日利用する方の割合が増えており、結果的に月曜、火曜日の利用率が下がっているという状況が見られる。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	149,084	144,297	144,976	140,512	149,761
県委託料	69,800	68,800	70,500	66,399	69,943
料金収入(※1)	78,904	75,086	74,199	61,649	79,482
その他収入	380	411	277	12,464	336
支出	148,645	147,292	140,121	135,696	137,486
人件費	37,441	34,773	24,485	25,393	25,678
光熱費	36,784	37,935	33,151	29,887	26,436
設備等保守点検費	25,115	23,898	61,331	61,346	64,117
清掃・警備費等	39,893	39,853			
施設維持修繕費	2,707	4,011	6,974	5,997	6,437
事務局費	4,770	5,156	11,033	10,102	11,369
その他	1,935	1,666	3,147	2,971	3,449
収支①	439	-2,995	4,855	4,816	12,275
【自主事業】(※2)					
収入	0		11,280	17,133	23,758
支出	17		11,789	21,987	29,112
収支②	-17	0	-509	-4,854	-5,354
合計収支(①+②)	422	-2,995	4,346	-38	6,921

(※1) 利用料金制（公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度）の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の 5 年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。収入の内訳を見ると県委託料と料金収入が半分ずつ程度の割合となっている。平成 26 年度は大規

模修繕のため2か月間休館したため料金収入が減少し、広島県から営業補償を受けたことでその他収入が増加している。

支出について見て行くと、施設の保守点検費、清掃・警備費用、光熱費が高い割合を占めており、経費の節減に努め減少に推移している。

(4) 施設の状態について

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、概ね100万円を超える修繕は広島県が負担し、100万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	執行額
平成22年度 トイレ改修工事	9,420千円
平成24年度 自動火災報知設備改修工事設計	2,047千円
平成24年度 空気調和設備改修工事に伴う実施設計委託	1,942千円
平成24年度 直流電気装置（レンタル）	1,837千円
平成24年度 直流電源装置整流器更新工事	7,350千円
平成25年度 自動火災報知設備改修工事	52,850千円
平成25年度 空調機器改修工事及び冷温水配管設計	29,715千円
平成25年度 ホールワイヤー更新工事	1,827千円
平成25年度 直流電源装置整流器更新工事	6,090千円
平成25年度 ハロン消火設備改修工事	5,670千円
平成25年度 ガラス補強工事	5,040千円
平成26年度 防災ダンパー及び冷温水発生機更新工事	69,490千円
平成26年度 舞台音響設備改修工事	2,710千円
平成27年度 空気調和設備改修に伴う設計委託	4,874千円
平成27年度 グランドピアノオーバーホール	4,426千円
平成27年度 舞台照明機器更新工事	10,191千円
平成27年度 展示室修繕工事	5,734千円

イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成22年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画書を作成しており、それによると平成22年度（2010年）から平成27年度（2015年）までの計画当初6年間に工事金額2,583,460千円を要するという結果となっているが、実際に修繕を行った金額は221,219千円であり、大きな乖離が生じている。

(意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因として

は、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えます。

ウ．備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、概ね備品台帳の記録と現物を照合することができたが、以下の事項が見受けられた。

- ・ 備品台帳にはあるが、備品ラベルが貼付されていない備品がいくつか見られた。会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、標識による管理が困難な場合は、写真付の管理簿を作成するといった対応が望まれる。
- ・ 第3練習室内に録音機器が設置されているが、性能、規格とも旧式化して、以前より一切使用をしていない状態にあった。今後も使用は予定していないことから、「広島県物品管理規則」に基づいて廃棄の手続きを進めるべきである。



第3練習室の調整室に設置された録音機器

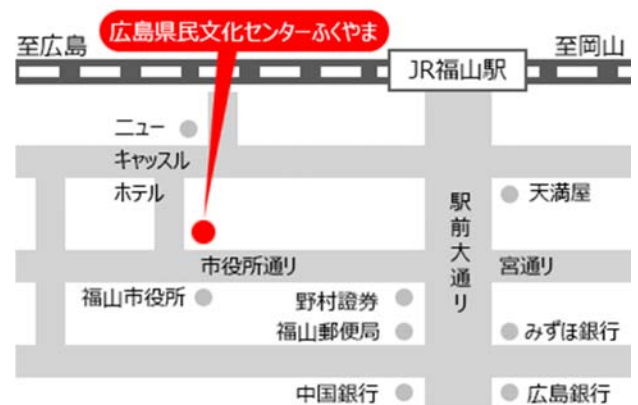
(意見)

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。

5. 広島県民文化センターふくやま

(1) 施設の概要

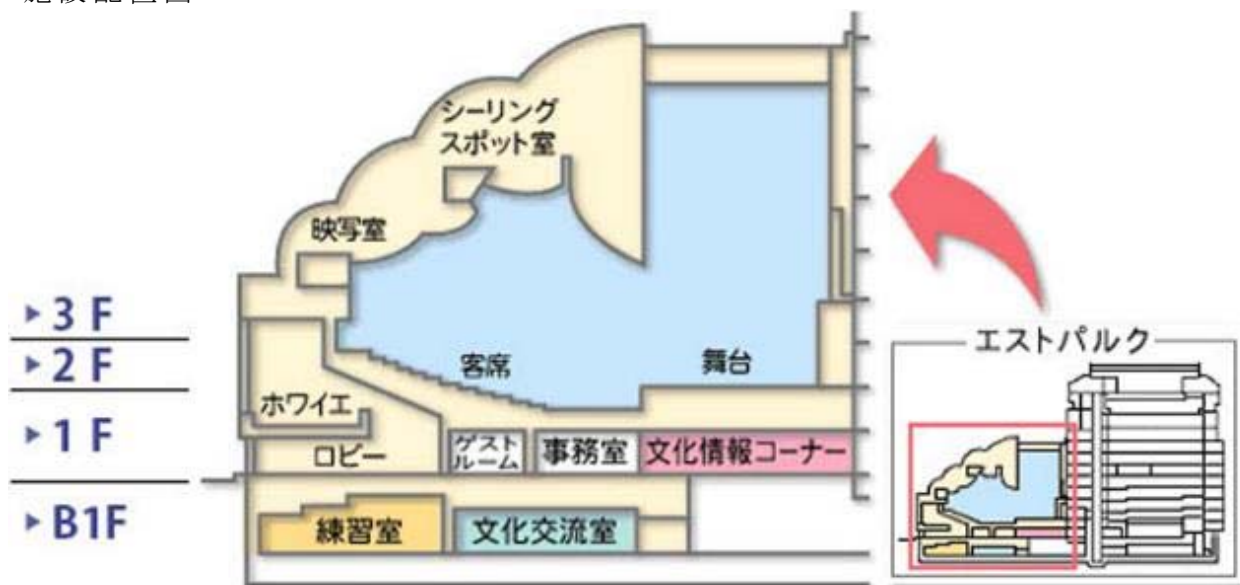
担当課	環境県民局 文化芸術課		
所在地	福山市東桜町1-21		
設置目的	県民の文化の振興に資する		
施設・設備	ホール（530席）、練習室（2室）、文化交流室（1室）、楽屋（4室）		
規模・構造	敷地面積 1,541 m ² 、建築面積 1,466 m ² 、延床面積 5,249 m ² 地上4階 地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	平成3年（25年経過）		
総工事費用	55億円（うち、25億円が広島県の負担）		
工期	2年		
指定管理者	5期目	H28.4.1～H33.3.31	広島県民文化センターふくやま共同企業体
	4期目	H25.4.1～H28.3.31	株式会社不二ビルサービス
	3期目	H23.4.1～H25.3.31	県民文化センターふくやま共同事業体
	2期目	H20.4.1～H23.3.31	財団法人県民センター
	1期目	H17.4.1～H20.3.31	財団法人県民センター



県民文化センターは、福山東警察署の跡地に、県東部地域における芸術文化振興の拠点として、広島県で初めての土地信託方式による民間との複合施設を平成3年（1991年）に開館した。建設方法としては、敷地を二分化し、県民文化センターは広島県で建設し、残りの部分を信託銀行が賃借ビルの建設を行った。開館に当たり、県民文化センターを「広島県民文化センターふくやま」と命名し、同センターと信託ビルを合わせたビル全体をエストパルク（フランス語で「東の園」の意味）と呼称することとした。

設備は、多目的ホールや文化情報コーナー、文化交流室、練習室などを備えており、ビル全体の延床面積は 20,582 m²、うち県保有部分は 5,249 m²であり、事業費はビル全体で約 55 億円、うち県負担額は約 25 億円である。

施設配置図



(2) 施設の利用状況

広島県民文化センターふくやまは、12月29日～1月3日を除き、午前9時～午後9時まで利用を受け付けており、ホールの利用希望者は、利用希望日の1年前から先着順で受け付けており、誰でも利用することができる。

ア. ホール利用率の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	57.1%	59.2%	53.0%	58.0%	63.2%
実績値	49.6%	53.9%	53.9%	51.1%	54.9%
達成率	86.9%	91.0%	101.7%	88.1%	86.9%

指定管理者は、施設の利用状況に関する目標指標としてホール利用率を定め、利用者アンケートの要望や施設利用者から直接聴き取りした要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。

利用率は50%台前半で推移しており、目標未達の状況が続いている状況が見受けられる。

イ. 各施設の稼働率（平成27年度）

ホール	54.9%	（対前年比 101.7%）
練習室	57.5%	（対前年比 94.5%）
文化交流室	88.0%	（対前年比 101.9%）

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	85,003	89,062	87,122	89,177	88,941
県委託料	56,195	56,618	56,195	57,801	57,801
料金収入(※1)	27,120	28,735	29,645	30,182	29,997
その他収入	1,688	3,709	1,282	1,194	1,143
支出	85,659	86,190	85,975	86,459	84,113
人件費	25,569	27,653	18,891	17,165	15,379
光熱費	11,232	11,842	12,559	13,420	12,420
設備等保守点検費	2,505	2,505	2,548	2,624	2,597
清掃・警備費等	39,155	39,036	38,978	39,902	40,881
施設維持修繕費	4,403	2,074	6,934	6,940	6,598
事務局費	1,346	1,555	2,656	2,233	1,866
その他	1,449	1,525	3,409	4,175	4,372
収支①	-656	2,872	1,147	2,718	4,828
【自主事業】(※2)					
収入	875	2,225	1,746	2,238	1,387
支出	2,074	4,781	2,522	4,445	5,621
収支②	-1,199	-2,556	-776	-2,207	-4,234
合計収支(①+②)	-1,855	316	371	511	594

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。収入の内訳を見ると県委託料が6割を占めており、料金収入は29,000千円前後で推移している。支出は清掃・警備費等が5割弱を占めており、人件費、光熱費がそれに続いている。雇用形態の見直し、退職者の影響により人件費が減少に推移しており、支出全体も減少傾向になっている。

平成28年度からは指定管理者が広島県民文化センターふくやま共同企業体に代わり、自主事業として神楽、ピアノコンサートの積極的な開催、利用料金の割引キャンペーンの導入を行うなどの取組を進めており、利用率、料金収入の上昇に向けて取組んでいる。

(4) 施設の状態について

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、概ね100万円を超える修繕は広島県が負担し、100万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	執行額
平成 23 年度 消火設備改修工事	1,943 千円
平成 24 年度 ホール内監視カメラ等更新工事	1,992 千円
平成 25 年度 吸収冷温水機 (No. 2) 銅管取替工事	1,886 千円
平成 26 年度 吸収冷温水機 (No. 1) 銅管取替工事	1,940 千円
平成 27 年度 吸収冷温水機 (No. 1) オーバーホール	2,013 千円
平成 28 年度 吸収冷温水機 (No. 2) オーバーホール	2,013 千円

イ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、概ね備品台帳の記録と現物を照合することができたが、1点以下の事項が見受けられた。

- ・電子掲示板が、1階ロビー、ホール、地下1階の各練習室、文化交流室に置かれ、事務室に操作用端末があり、備品台帳はこれらを一式で登録しており、各電子掲示板には備品ラベルは貼付されていなかった。

(意見)

会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、複数の機器で構成されている備品を一式で登録する場合には、管理簿等を作成し、個々の機器についても適正な枝番号を付して個々の備品に貼付して、管理簿等と現物が容易に照合できるようにするといった対応が望まれる。



練習室前に設置された
電子掲示板

6. 広島県立文化芸術ホール（上野学園ホール）

（1）施設の概要

担当課	環境県民局 文化芸術課		
所在地	広島市中区白島北町 19-1		
設置目的	県民の文化芸術を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の振興を図る		
施設・設備	ホール（1,730席）、リハーサル室（3室）、スタジオ・オーディオルーム、録画編集室（2室）、音楽室（2室）、レストラン		
規模・構造	敷地面積 6,651 m ² 、建築面積 3,670 m ² 、延床面積 9,489 m ² 地上4階、地下2階、塔屋1階、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	昭和47年10月（43年経過）		
総工事費用	9億26百万円（郵政省からの取得価額）		
指定管理者	4期目	H28.4.1～H33.3.31	RCCホールマネジメントグループ
	3期目	H23.4.1～H28.3.31	RCCホールマネジメントグループ
	2期目	H20.4.1～H23.3.31	共立・合人社共同事業体
	1期目	H19.4.1～H20.3.31	財団法人ゆうちょ財団

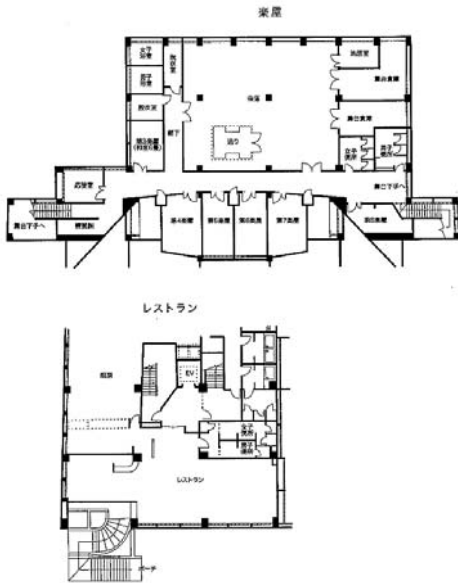


広島県立文化芸術ホールは、昭和47年（1972年）に当時の郵政省が郵便貯金の普及、宣伝活動施設である郵便貯金会館として開設した。平成18年（2006年）に日本郵政公社は平成19年（2007年）3月末をもってホールを閉鎖する方針を発表したが、一方で広島市又は広島県が取得するのであれば優先して譲渡する方針を示し、その結果広島県が取得することとなり、平成19年（2007年）より、県の施設として運営され、現在に至る。

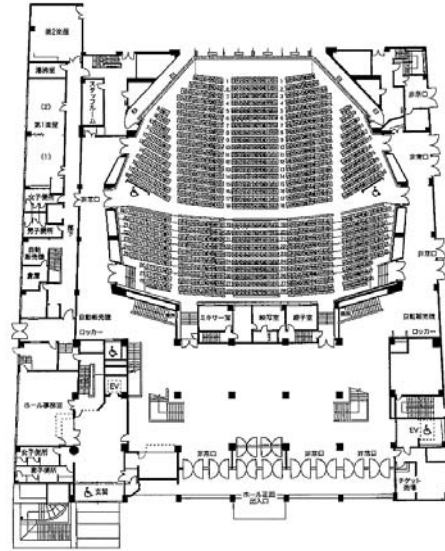
平成19年（2007年）の取得と合わせて、ネーミングライツ制度を導入している。平成19年（2007年）から平成24年（2012年）までの5年間は、「ALSOCK（アルソック）ホール」という愛称が使われており、平成24年（2012年）から平成29年（2017年）までの5年間は、年間1,200万円で、現在の「上野学園ホール」という愛称となっている。

施設配置図

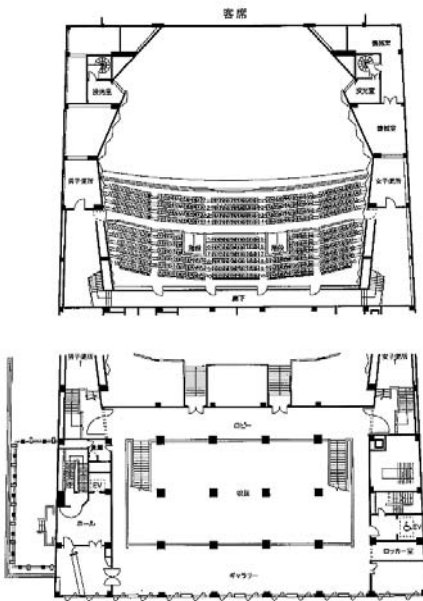
B1F



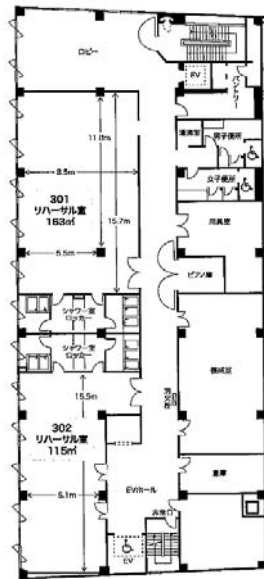
1F



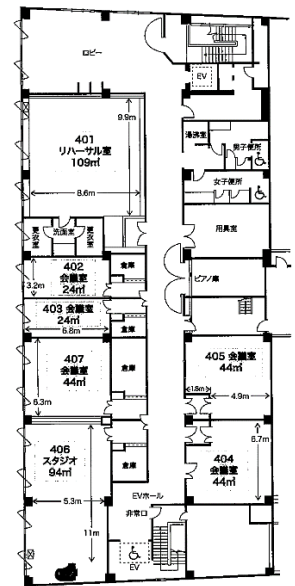
2F



3F



4F



(2) 施設の利用状況

広島県立文化芸術ホールは、年末12月29日～1月3日の6日間を除き利用を受け付けており、ホールの利用希望者は利用希望日の1年前（その他の貸室の場合は6か月前）から先着順で受け付けており、誰でも利用することができる。

ア. 入場者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	260,000人	290,000人	260,000人	240,000人	240,000人
実績値	170,546人	286,765人	196,004人	175,145人	317,367人
達成率	65.6%	98.9%	75.4%	73.0%	132.2%

指定管理者は、施設利用状況の目標値として、入場者数を定めている。当該施設は劇団四季のロングラン公演がある年度は入場者数が大きく増加するため、年度によって入場者数に大きな差が出るが、平成27年度は特に入場者数が大きく増加しており、目標を上回る結果となっている。

イ. 各施設の利用率（平成27年度）

ホール	音楽	舞踊	演芸・演劇	講演	会議・大会	その他	合計	利用率
利用日数	56	1	114	3	7	56	237	65.5%
構成比	23.6%	0.4%	48.1%	1.3%	3.0%	23.6%	100.0%	

リハーサル室	カルチャー	会議	その他	合計	利用率
利用日数		111	24	1,080	37.3%
構成比		9.1%	2.0%	88.9%	100.0%

406スタジオ	カルチャー	会議	その他	合計	利用率
利用日数		129	10	208	32.0%
構成比		37.2%	2.9%	59.9%	100.0%

	会議	その他	合計	利用率
オーディオルーム	0	64	64	5.9%
402会議室	35	194	229	21.1%
403会議室	26	106	132	12.2%
404会議室	61	144	205	18.9%
405会議室	27	67	94	8.7%

各施設の利用率は上記のとおりである。平成27年度は、劇団四季のロングラン公演があり、ホールの利用率は4月～6月は100%で推移したこともあり、6割超の利用率となったが、その他の貸室利用は低い水準となっている。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	138,662	205,943	132,625	134,557	203,630
県委託料	-	-	-	-	-
料金収入(※1)	94,213	146,429	91,496	94,789	147,947
その他収入	44,449	59,514	41,129	39,768	55,683
支出	160,056	203,427	156,803	146,466	197,040
人件費	27,400	32,400	27,040	27,812	29,863
光熱費	37,956	46,001	38,669	35,552	38,595
設備等保守点検費	24,915	25,224	24,138	25,038	24,959
清掃・警備費等	13,307	17,351	13,387	13,770	18,499
施設維持修繕費	5,092	16,484	5,395	4,628	22,023
事務局費	15,534	22,236	12,662	12,837	29,128
その他	35,852	43,731	35,512	26,829	33,973
収支①	-21,394	2,516	-24,178	-11,909	6,590
【自主事業】(※2)					
収入	9,173	14,372	9,017	6,045	8,714
支出	6,720	12,504	5,800	3,368	5,600
収支②	2,453	1,868	3,217	2,677	3,114
合計収支(①+②)	-18,941	4,384	-20,961	-9,232	9,704

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。収入は料金収入とレストラン、物販によるその他収入で構成されており、広島県からの委託料収入はない。支出は人件費、光熱費、設備等保守点検費が主な内容であり、平成27年度は楽屋の一部改修、ホールの和式トイレの手摺の設置等を行っており施設維持修繕費が増加している。

(4) 施設の状態について

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、概ね100万円を超える修繕は広島県が負担し、100万円以下の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	執行額
平成 24 年度 冷温水発生機 機密関係整備	4,799 千円
平成 24 年度 冷却水ポンプ取替工事	1,577 千円
平成 24 年度 地下重油タンク修繕工事	5,000 千円
平成 24 年度 舞台幕修繕	1,838 千円
平成 25 年度 非常用発電機 F 点検整備	4,200 千円
平成 25 年度 ガラス飛散防止フィルム	4,935 千円
平成 25 年度 中央監視装置更新	27,462 千円
平成 26 年度 冷温水機発生機 再生器整備	3,391 千円
平成 26 年度 ワイヤレス受信機更新	2,082 千円
平成 26 年度 舞台屋根防水改修	7,873 千円
平成 26 年度 冷温水配管等調査	6,588 千円
平成 27 年度 3 階通路の天井改修	8,186 千円
平成 27 年度 エレベーター部品交換、舞台機構修繕	4,517 千円
平成 27 年度 耐震診断	5,022 千円

イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 24 年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画書を作成している。それによると平成 25 年度から平成 49 年度までに工事金額 4,102,088 千円と試算され、平成 27 年度までに 1,019,694 千円が発生する計画となっているが、実際には 87,470 千円に留まっており大きな乖離が生じている。

(意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えられる。

ウ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、概ね備品台帳の記録と現物を照合することができたが、以下の事項が見受けられた。

- ・ 備品台帳にはあるが、備品ラベルが貼付されていない備品がいくつか見られた。

(意見)

会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、標識による管理が困難な場合は、写真付の管理簿を作成するといった対応が望まれる。

7. 広島県立美術館

(1) 施設の概要

担当課	環境県民局 文化芸術課		
所在地	広島市中区上幟町2-22		
設置目的	美術に関する県民の知識及び教養の向上に資する		
施設・設備	展示室(常設、企画)、講堂(202席)、県民ギャラリー、駐車場 等		
規模・構造	敷地面積 5,934 m ² 、建築面積 4,344 m ² 、延床面積 19,926 m ² 地上4階 地下1階 塔屋1階 鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	平成8年(20年経過)		
総工事費用	145億6千万円		
工期	2年9か月		
指定管理者	3期目	H24.4.1~H29.3.31	乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体
	2期目	H23.4.1~H24.3.31	株式会社イズミテクノ
	1期目	H20.4.1~H23.3.31	株式会社イズミテクノ

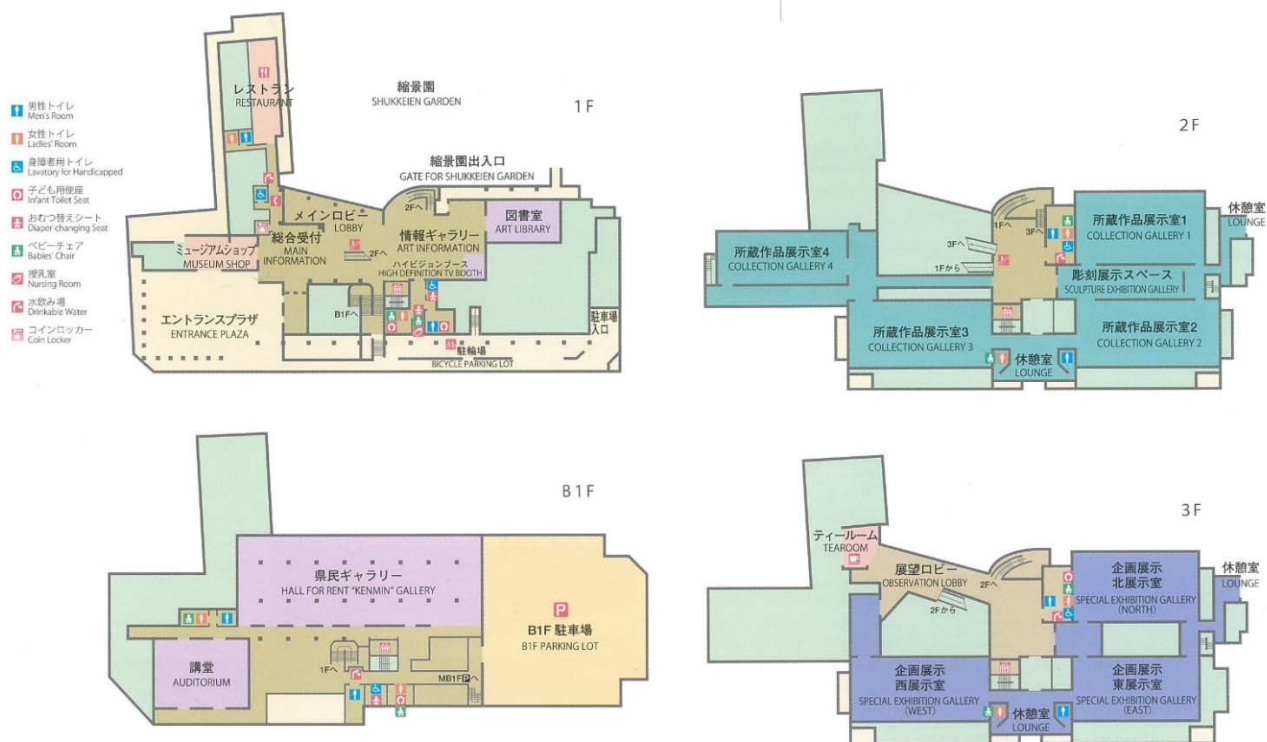


広島県立美術館は、大正2年(1913年)に旧広島藩主である浅野家が縮景園の一角に観古館という古美術の陳列館を建設したのが始まりであり、昭和14年(1939年)に観古館の建物(美術品を除く)が縮景園とともに、広島県に寄付され展示施設として利用されてきた。昭和20年(1945年)8月6日の原子爆弾により焼失するが、昭和30年(1955年)に始まった「美術館建設の募金運動」などの働きかけを受けて、昭和43年(1968年)に中四国初の公立美術館として開館する。

その後、21世紀に向けた新しい美術館として機能と施設を一新し、四季折々の優れたロケーションを有する縮景園との調和を図ったアメニティ性の高い都市型美術館として、平成8年(1996年)10月にリニューアルオープンし、現在に至っている。

美術館には広島県職員が14名在籍(うち7名が学芸員)しており(平成28年4月1日時点)、美術作品の管理を行っており、美術品を除く施設全体の管理を指定管理者が行っている。

施設配置図



(2) 施設の利用状況

入場者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値				
総入館者数 (うち常設展)	490,000 人 (110,000 人)	515,000 人 (121,000 人)	515,000 人 (121,000 人)	515,000 人 (125,000 人)
実績値				
総入館者数 (うち常設展)	428,441 人 (65,582 人)	478,935 人 (56,739 人)	410,206 人 (72,492 人)	462,774 人 (74,545 人)
達成率 (うち常設展)	87.4% (59.6%)	93.0% (46.9%)	79.7% (59.9%)	89.9% (59.6%)

入場者数の推移を見ると、総入館者数は年度によって数万人単位で変動しているが、特別展の内容によって大きく左右される状況が窺える。一方、常設展の入場者数は総入館者数の2割弱程度に留まっており、常設展を目的とした入館者が少なく、特別展の来場者も常設展には3～4割程度しか立ち寄らない状況にあることがわかる。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】				
収入	272,321	264,655	271,003	271,756
県委託料	168,327	166,983	171,346	171,346
料金収入(※1)	66,868	66,567	68,746	69,816
その他収入	37,126	31,105	30,911	30,594
支出	271,951	268,460	270,679	269,351
人件費	95,394	91,465	89,009	90,801
光熱費	66,758	71,283	73,299	69,513
設備等保守点検費	25,168	25,868	25,842	25,553
清掃・警備費等	3,935	4,105	4,206	4,249
施設維持修繕費	2,438	3,763	3,638	4,535
事務局費	7,392	8,846	7,463	7,801
その他	70,866	63,130	67,222	66,899
収支①	370	-3,805	324	2,405
【自主事業】(※2)				
収入	1,485	1,410	1,695	1,540
支出	775	284	703	546
収支②	710	1,126	992	994
合計収支(①+②)	1,080	-2,679	1,316	3,399

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。収入のうち、6割超を県委託料が占めており、料金収入、その他収入はそれぞれ60,000千円台、30,000千円台で推移している。支出は人件費、光熱費が主な内容であり、その他に特別展に対する出資がある。

(4) 施設の状態について

施設の状態を見て行くと、一般の利用者が出入りする箇所で目立った損傷は見られないが、関係者専用の階段部分の天井で剥離が見られた。また外壁部分で一部浮き上がっている箇所が生じているが、現時点では危険は少ないので状況を経過観察している。

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

広島県立美術館の現在の建物は、平成8年からの開業で20年経過しており、屋根の防水が不十分な箇所や、従業員専用エリアの階段の天井部分が剥がれた状態のままになっている箇所、外壁で一部浮き上がってきている箇所などが見受けられる。

また、防災監視盤、蒸気式加湿器など、メーカー側の製造中止により故障した場合には修繕対応が難しく全て取替が必要となる設備も出てきており、修繕、改修に係る支出の増加は避けられない状況にある。

内容	執行額
平成 22 年度 冷温水発生器更新工事、中央監視盤直流電源工事	217,959 千円
平成 24 年度 減圧燻蒸設備改修	2,310 千円
平成 24 年度 講堂映像設備交換	1,294 千円
平成 25 年度 駐車場設備更新工事	1,520 千円
平成 25 年度 ソファ修繕	1,883 千円
平成 25 年度 レストラン改修工事	27,000 千円
平成 26 年度 基本照明（ダウンライト）更新工事	2,214 千円
平成 27 年度 非常口電気錠開閉システム交換工事	2,921 千円

イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画書を作成している。それによると平成 21 年度から平成 32 年度までに工事金額 4,376,786 千円を要するという試算が行われているが、実際に平成 27 年度までに行われた修繕費は 257,101 千円に留まっており大きな乖離が生じている。

（意見）

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の前算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えられる。

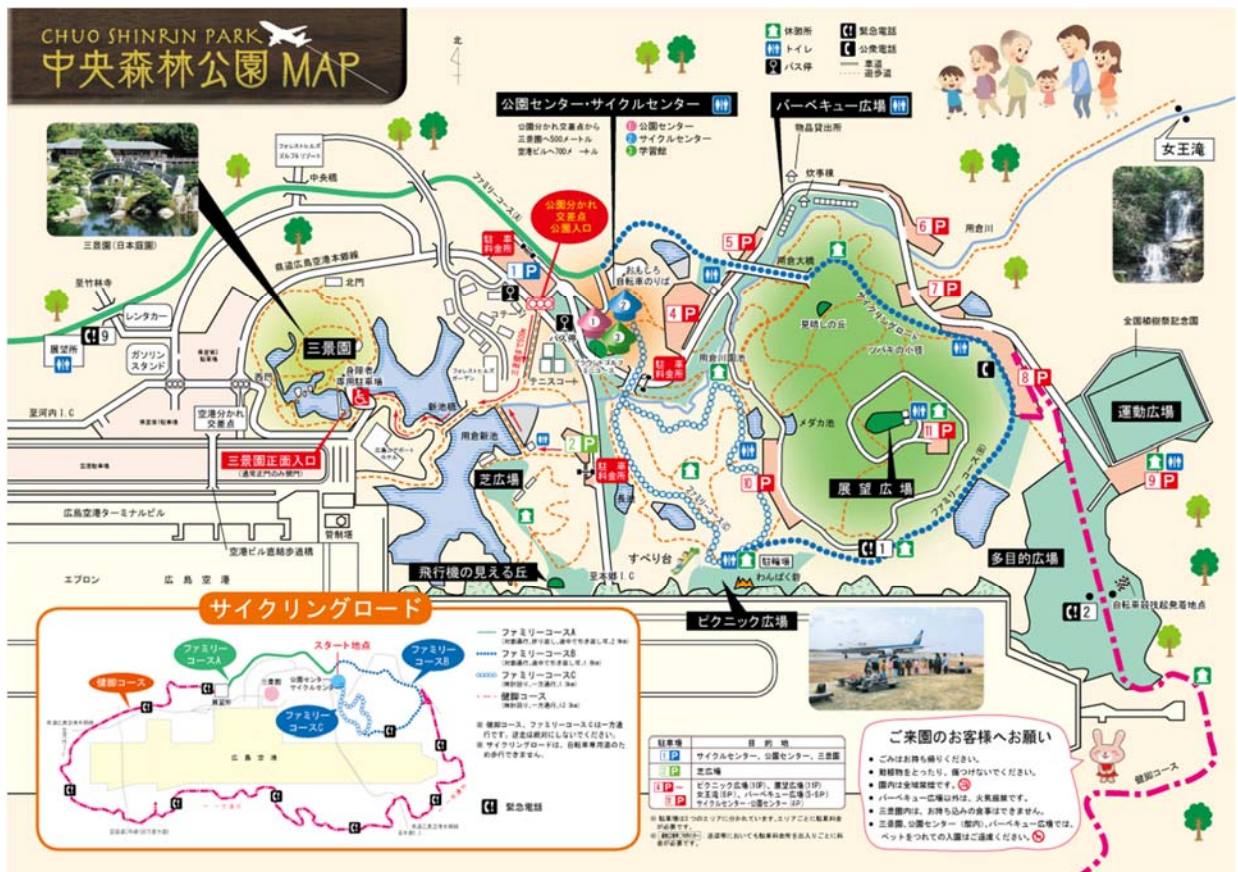
ウ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、指定管理者が管理する備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところでは、特に問題となる事項は見られなかった。

8. 広島県立中央森林公園（公園センター等地区）

(1) 施設の概要

担当課	環境県民局 自然環境課		
所在地	三原市本郷町上北方 1315		
設置目的	すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び福祉に資する		
施設・設備	三景園、駐車場、バーベキュー広場、運動広場、サイクリングロード、研修室		
規模・構造	木造 等		
竣工年 経過年数	平成 5 年（23 年経過）		
総工事費用	223 億円		
工期	6 年		
指定管理者	3 期目	H26. 4. 1～H31. 3. 31	一般財団法人中央森林公園協会
	2 期目	H21. 4. 1～H26. 3. 31	一般財団法人中央森林公園協会
	1 期目	H18. 4. 1～H21. 3. 31	財団法人中央森林公園協会



県立中央森林公園（公園センター等地区）は、平成 5 年（1993 年）の広島空港の開港に伴い、空港周辺地域の自然環境を保全するとともに県民の憩いの場としての野外レクリエーション施設として、大半を森林として残置しながら、森林浴、野外活動及びスポーツ等を目的とした多目的広場、サイクリングコース等や、庭園（三景園）が整備された、総面積 262.2ha の施設である。

(2) 施設の利用状況

広島県立中央森林公園（公園センター等地区）は、年末の12月29日～31日を除き、4月から9月は9時～18時まで、10月から3月は9時～17時まで開園しており、誰でも利用することができる。

ア. 入場者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	256,000人	256,000人	256,000人	250,000人	250,000人
実績値	225,900人	245,800人	244,600人	260,200人	275,900人
達成率	88.2%	96.0%	95.5%	104.1%	110.4%

直近の5年間の入場者数の推移を見ると、継続して増加しており、平成27年度では275,900人と目標値を上回る結果となった。

イ. 施設別の入場者数（平成27年度）

三景園	45,859人	（対前年比 112.9%）
駐車場	50,988台	（対前年比 105.3%）
バーベキュー広場	17,044人	（対前年比 111.9%）
潮見亭	180人	（対前年比 161.4%）
運動広場	12,853人	（対前年比 109.1%）
研修室	828人	（対前年比 97.1%）
自転車（レンタサイクル）	44,735人	（対前年比 116.6%）

施設別の利用状況を見ると、三景園、レンタサイクルなどを中心に増加傾向が見られる。三景園では、花まつり、もみじまつりといったイベントを開催したり、高齢者施設などにダイレクトメールを送ったり、サイクリングロードにおいてロードレース等のイベントを実施するなど、利用者の増加に向けて指定管理者の方で様々な取組みが行われている。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	128,973	133,368	132,893	142,832	152,024
県委託料	49,500	49,500	49,500	50,915	50,915
料金収入(※1)	37,249	40,340	38,958	43,368	48,213
その他収入	42,224	43,528	44,435	48,549	52,896
支出	126,259	130,523	132,735	142,705	151,408
人件費	46,356	45,461	46,710	52,292	52,374
光熱費	11,228	13,001	11,082	8,956	8,992
設備等保守点検費	4,053	2,133	2,528	23,752	23,274
清掃・警備費等	25,301	27,366	28,209		
施設維持修繕費	7,126	3,842	3,809	7,596	14,199
事務局費	1,924	3,855	4,212	5,071	5,787
その他	30,271	34,865	36,185	45,038	46,782
収支①	2,714	2,845	158	127	616
【自主事業】(※2)					
収入	-	-	-	-	-
支出	-	-	-	-	-
収支②	-	-	-	-	-
合計収支(①+②)	2,714	2,845	158	127	616

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。積極的にイベントの開催を行って利用者が増加しており、料金収入、物品販売などのその他収入が増加傾向で推移している。一方支出については、平成26年度から人員の1名追加による人件費の増加と合わせて施設維持修繕費も増加傾向が見られる。

(4) 施設の状態について

木造の屋外施設ということもあり、防腐処理はされているものの腐食による劣化は起きており、点検と補修が每期継続的に必要となっている。サイクリングロードの木造橋では、橋の一部が落下する事象も発生している。公園センター入口のゲートの開閉に不具合が生じるなど、修繕費は今後も増加が見込まれる状況である。



公園センター入口ゲート



サイクリングロードの木造橋

ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、1件30万円以上の修繕は広島県が負担し、30万円未満の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容	予算額
平成22年度 安全柵取替	13,509千円
平成23年度 安全柵取替	14,289千円
平成23年度 高欄再塗装	7,206千円
平成24年度 安全柵取替	2,007千円
平成25年度 木橋改修	9,059千円
平成25年度 安全柵取替	8,650千円
平成25年度 真砂舗装	5,400千円
平成25年度 ロープ柵改修	2,092千円
平成26年度 真砂舗装	8,270千円
平成26年度 安全柵取替	7,275千円
平成26年度 高欄再塗装	5,568千円
平成26年度 木部再塗装	3,486千円
平成26年度 ロープ柵改修	2,092千円
平成26年度 溪谷ポンプ取替	1,286千円
平成27年度 安全柵取替	8,650千円
平成27年度 散策路安全柵取替	4,900千円
平成27年度 真砂舗装	3,300千円
平成27年度 ロープ柵改修	2,092千円
平成27年度 高欄再塗装	2,234千円
平成27年度 木部再塗装	1,685千円
平成27年度 循環ポンプ取替	1,648千円

イ. 長期保全計画書の内容について

「広島県公共施設等マネジメント方策」での長期保全計画書は作成していないが、平成39年度までの期間で設備の設置年度と耐用年数を基に修繕計画を策定しており、それによると平成28年度から平成29年度までに569,312千円の修繕による支出を想定している。

ウ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、以下のような状況が見受けられた。

- ・施設内が禁煙になったことにより、たばこの自動販売機を施設内から撤去したが、今後使用する可能性はないのだが、廃棄手続を行わず倉庫に保管していた。



たばこの自動販売機

(意見)

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。

9. 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）

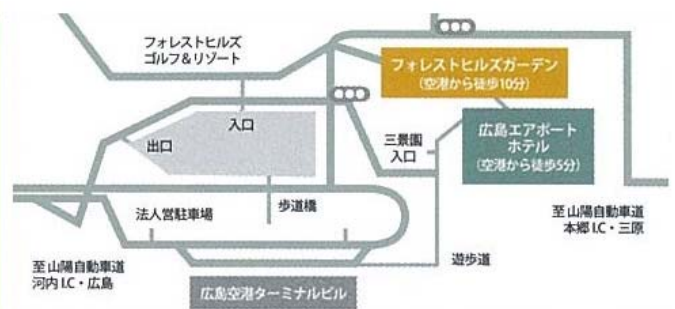
(1) 施設の概要

担当課	環境県民局 自然環境課		
所在地	三原市本郷町上北方 1361		
設置目的	すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び福祉に資する。		
施設・設備	多目的ホール棟、セミナーハウス、コテージ、テニスコート等		
規模・構造	敷地面積 45,000 m ² 、建築面積 6,423 m ² 、延床面積 6,423 m ²		
竣工年 経過年数	平成 14 年（14 年経過）		
総工事費用	32 億円		
指定管理者	3 期目	H26.4.1～H31.3.31	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体
	2 期目	H21.4.1～H26.3.31	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体
	1 期目	H18.4.1～H21.3.31	広島エアサポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体

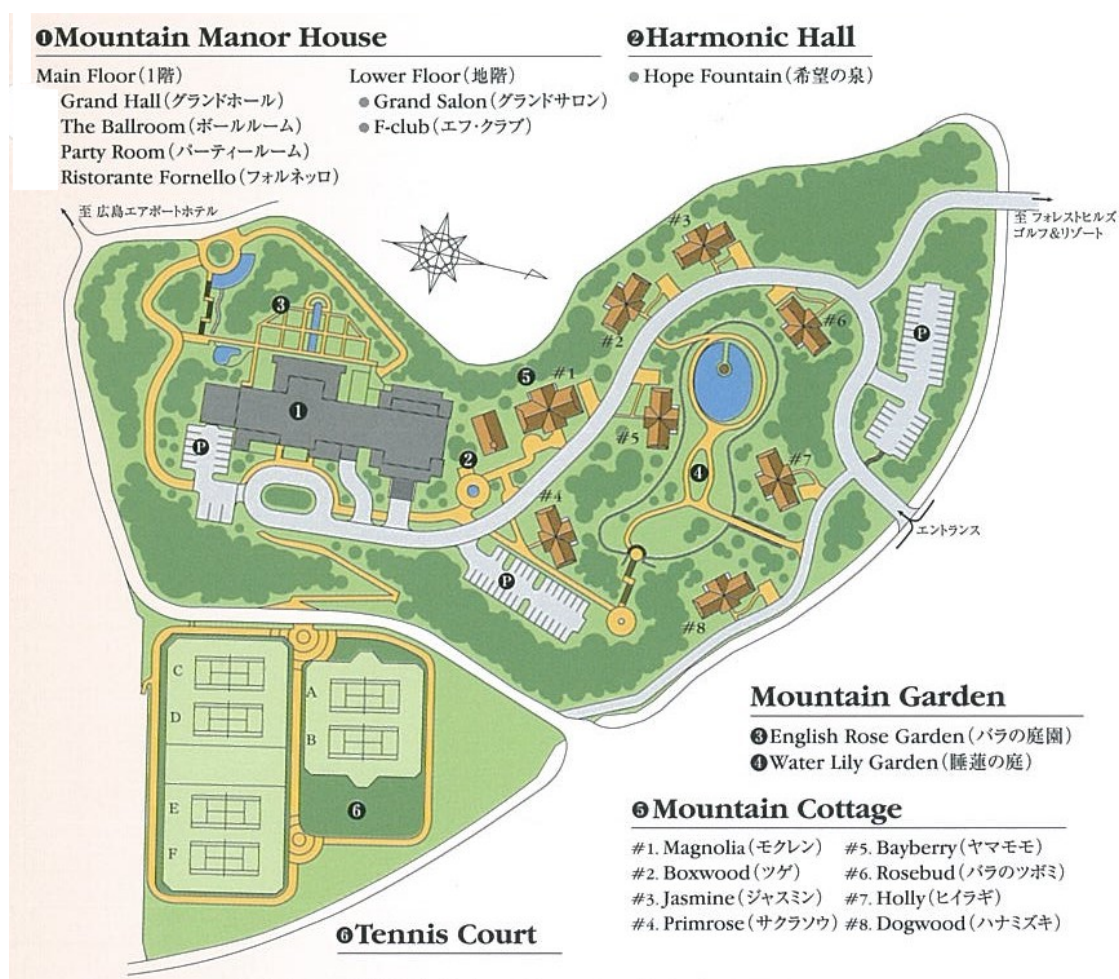
フォレストヒルズガーデンは、広島空港に隣接している県立中央森林公園の敷地内にあり、総面積 4.5ha のコンベンション機能とレクリエーション機能を備えた交流施設である。

広島空港周辺地域については、平成 4 年（1992 年）に半径 20 km 圏域に対しての「新広島空港臨空都市圏プラン」、平成 5 年（1993 年）に半径 5 km 圏域に対しての「新広島空港臨空タウン整備計画」が策定され、整備が進められた。その後、これらの計画を踏まえて、空港支援機能の拡充や、臨空都市圏域全体の振興を牽引する戦略拠点とする、空港とその周辺地域の約 734ha の空港ゾーンの具体的な整備計画として、平成 11 年（1999 年）に「広島空港周辺地域整備計画」が策定された。

フォレストヒルズガーデンは、この「広島空港周辺地域整備計画」において、県立中央森林公園と融合するリゾート感覚の国際交流機能を備えたコンベンション施設として、また、滞在型の利用を可能とし、県立中央森林公園のレクリエーション機能の拡充等の目的に主に県が主体となって計画された施設であり、平成 14 年（2002 年）開業した。



施設配置図



(2) 施設の利用状況

フォレストヒルズガーデンは、都市型庭園リゾートとして、庭園内に8棟のコテージがあり、宿泊利用の他に、挙式、パーティ、会議、食事、テニスコート、プール、ジムでのスポーツ利用が可能であり、365日営業で、電話、ホームページでの予約を通じて、誰でも利用可能である。

ア. 入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	37,300 人	37,300 人	37,300 人	36,200 人	36,200 人
実績値	34,932 人	37,787 人	38,032 人	38,870 人	38,777 人
達成率	93.7%	101.3%	102.0%	107.4%	107.1%

直近の5年間における入場者の推移を見ると、増加傾向は見られるが平成25年度以降は38,000人台で落ち着いてきている。

イ. 各施設の利用状況 (平成 27 年度)

大会議室	167 件 (対前年比 87.9%)
中会議室	222 件 (対前年比 102.3%)
小会議室	236 件 (対前年比 92.9%)
プール	1,101 件 (対前年比 97.2%)

セミナーハウス	63件	(対前年比 94.0%)
コテージ(4人用)	1,551件	(対前年比 118.4%)
コテージ(6人用)	147件	(対前年比 113.1%)
テニスコート	1,306件	(対前年比 113.5%)
テニスコート(ナイター利用)	224件	(対前年比 88.9%)

施設別の利用状況を見ると、宿泊用のコテージの利用は利用者ニーズに応えたプランを新たに企画したことで増加している。会議室利用は減少傾向にあるため、利用促進に向けた取組みを検討しているところである。

セミナーハウスは結婚式のチャペル利用のことであるが、尾道に新たな挙式利用が可能なホテルが開業した影響もあり、苦戦を強いられている。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	358,124	406,691	406,759	457,727	386,691
県委託料	46,500	46,500	46,500	47,829	47,829
料金収入(※1)	69,434	77,758	86,246	86,998	93,362
その他収入	242,190	282,433	274,013	322,900	245,500
支出	380,069	404,336	409,548	452,274	383,197
人件費	125,243	122,559	133,761	146,114	136,772
光熱費	27,200	27,875	27,898	28,793	25,695
設備等保守点検費	3,018	3,128	3,831	3,143	2,859
清掃・警備費等	34,973	35,026	26,976	30,403	28,104
施設維持修繕費	1,764	2,436	1,503	1,451	1,668
事務局費	26,121	30,640	35,766	38,399	37,772
その他	161,750	182,672	179,813	203,971	150,327
収支①	-21,945	2,355	-2,789	5,453	3,494
【自主事業】(※2)					
収入	-	-	-	-	-
支出	-	-	-	-	-
収支②	-	-	-	-	-
合計収支(①+②)	-21,945	2,355	-2,789	5,453	3,494

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

直近の5年間の指定管理者の収支の推移は上記のとおりである。利用料金制を採用しており、利用者の増加に伴って料金収入は増加に推移している。レストラン等の飲食利用がその他収入に含まれており、収入全体の6割を占めるが、挙式、宴会利用が減少すると収入が大きく落ち込むことになる。

支出は、臨時職員の増減に伴って変動が見られる。その他の支出は飲食利用に対する仕入が主な内容であり、その他収入と同様な推移となっている。

(4) 施設の状態について

施設の状態を見ていくと、平成14年の開業から14年が経過しており、建物の外

壁のひび割れ、庭園のタイル割れ、木製手摺の劣化などが見られた。椅子、ソファは継続的に破れが生じるため、補修が継続的に発生している。



本館（マウンテンマナーハウス）
の庭園のタイル



本館の庭園の外壁



木造手摺部分

ア．設備の修繕、改修に要した主な支出内容

最近における主な修繕、改修費用は以下のとおりである。

指定管理者との基本協定書に基づいて、1件30万円以上の修繕は広島県が負担し、30万円未満の修繕を指定管理者が負担することとしている。

内容		予算額
平成 22 年度	ガス式ヒートポンプエアコン改修	11,649 千円
平成 22 年度	進入路工事	3,256 千円
平成 23 年度	階段手摺取替	3,215 千円
平成 27 年度	ガス式ヒートポンプエアコン改修	9,180 千円
平成 27 年度	コテージの木部分の更新	2,700 千円

イ．長期保全計画について

「広島県公共施設等マネジメント方策」での長期保全計画書は作成していないが、平成 39 年度までの期間で設備の設置年度と耐用年数を基に修繕計画を策定しており、それによると平成 28 年度から平成 29 年度までに 128,330 千円の修繕による支出を想定している。

ウ．備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況について確認したところ、備品台帳と現物の照合は行っておらず、備品台帳に登録されている備品がどの備品に該当するか特定することが困難な状態にあった。担当者に事実確認したところ、最初の備品管理担当者の下では、備品台帳に写真も掲載して現物管理を細かく管理していたが、次の担当者の下では十分な管理が行われておらず、その状況を引継いだため、追跡、整理することが相当の労力を要する状態にあるとの回答を受けた。また庭園のモニュメントの一部などの紛失も発生していることがわかった（平成 28 年 11 月 30 日時点）。

このような結果を受けて、指定管理者の監督者である環境県民局自然環境課、指定管理者である広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体、

広島県の備品の管理責任を有する広島県東部農林水産事務所の三者で役割分担を改めて再確認するとともに、平成 28 年 12 月 14 日、19 日の 2 日間を使って、備品台帳の見直しと現物確認が実施された。

具体的には、備品台帳上の情報と現物の照合を行ない、備品を所在地別に区分するとともに、カーペット、絵画など備品ラベルを貼付することが難しいものは写真付の管理簿が作成された。

作業の結果、以下の備品が備品台帳上は記載があるものの、現物が確認できなかったため、台帳データから抹消されることとなった。

名称	単価(円)	数量	備考
ギャルソンワゴン	125,979	1	
ビュッフエスタンド	118,675	2	
キッチンワゴン	151,179	2	
キャビネットテーブル	132,300	1	
富士ゼロックス コピー機	808,500	1	過去に廃棄済
カーペット	127,852	1	過去に廃棄済

今後は、定期的に年に 1 回備品台帳と現物の確認を三者で行う方針を定め継続的な管理を行う体制にするとのことである。

(意見)

宿泊施設という施設の性質上、様々な人の出入りがあることから今回定めた管理体制が継続的に維持されることが望まれる。

また、5 万円以上 10 万円未満の物品については。会計管理部からの通達により点数管理を行うことと定めており、これらについての対応も行っていく必要があると考える。

10. 広島県健康福祉センター

(1) 施設の概要

担当課	健康福祉局 医療介護人材課		
所在地	広島市南区皆実町1-6-29		
設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会推進を図る。		
施設・設備	大研修室(収容人数300名)、中研修室(収容人数72名)、小研修室(収容人数30名)、総合研修室(収容人数90名)、栄養実習室(収容人員30名)、中会議室(収容人員90名)、小会議室(収容人員45名)		
規模・構造	敷地面積 7,088.46 m ² (保健環境センターを含む。) 建築面積 1,772.28 m ² 延床面積 11,953.83 m ² 地上9階、地下1階、鉄骨鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	平成4年(24年経過)		
総工事費用	4,836百万円		
工期	2年		
指定管理者	6期目	H28.4.1~H33.3.31	(公財)広島県地域保健医療推進機構
	5期目	H26.4.1~H28.3.31	(公財)広島県地域保健医療推進機構
	4期目	H24.4.1~H26.3.31	(公財)広島県地域保健医療推進機構
	3期目	H23.4.1~H24.3.31	(財)広島県地域保健医療推進機構 ((財)広島県健康福祉センターから期間中に名称変更した)



広島県健康福祉センターは広島市南区皆実町1丁目に位置する平成4年に建築された8階建てのシンプルな外観の建物である。ロケーションとしては広島駅または広島バスセンターからバスで約30分であり、幅広く県民が利用する施設としては必ずしも便利な立地となっていない。当センター建物は広島県立総合技術研究所保健環境センターに隣接しており、当センターの5階、6階フロアは広島県立総合技術研究所保健環境センターが使用しているという関係となっている。広島県立総

合技術研究所保健環境センター（当センター設置以前から存在していた）が当センターの一部を使用するという観点を含めて、当センターにおける業務上の利便性等を考慮して現在の場所に設置されている。

公の施設として指定管理制度が導入されているが、この施設のうち、広島県において公の施設として県民利用に供している空間は貸会議場のみが対象であり、それ以外のスペースは広島県が外部の団体への使用許可を行っているものとなっていて、公の施設ではない。当施設の名称から、施設全体が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義される公の施設ではないかとイメージされるところであるが、当施設のうち一部分である貸会議室が公の施設である、という一見わかりにくい運用状況となっている。

（２）施設の利用状況

利用人数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	87,357 人	75,000 人	76,000 人	78,000 人	78,000 人
実績値	93,396 人	76,628 人	78,455 人	78,988 人	75,899 人
達成率	106.9%	102.2%	103.2%	101.3%	97.3%

（３）指定管理者の収支の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	155,140	47,979	48,208	49,183	49,831
県委託料	118,036	32,975	32,975	33,160	33,160
料金収入（※1）	14,728	14,283	14,110	14,934	15,683
その他収入	22,376	721	1,123	1,089	988
支出	155,140	47,979	48,208	49,183	49,831
人件費	59,504	5,646	5,518	8,768	7,967
光熱費	16,312	12,948	13,392	13,219	12,420
設備等保守点検費	8,838	8,318	8,632	9,058	9,058
清掃・警備費等	3,164	4,040	4,205	5,095	5,247
施設維持修繕費	10,907	7,157	11,467	9,416	11,373
事務局費	23,738	9,870	4,994	3,627	3,766
その他	32,677	0	0	0	0
収支①	0	0	0	0	0
【自主事業】（※2）					
収入	-	-	-	-	-
支出	-	-	-	-	-
収支②	-	-	-	-	-
合計収支（①+②）	0	0	0	0	0

（※1） 利用料金制（公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度）の採用による

（※2） 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

実施業務から「明るい長寿社会づくり推進事業及び介護予防研修相談センター事

業」を除外して、実施業務を縮小したことにより、平成 24 年度に県委託料、その他の収入及び人件費等の経費が大幅に減少している。収益に計上されている料金収入は貸会議室の利用料金であり、大きな変動はない。支出額、県委託料についても平成 24 年度以降は大きな変動はない。

(4) 施設の利用状況について

ア. 利用状況

下記の施設見取図に入居団体の記載があり、大雑把には当センター建物の地下を除く 8 フロアのうち 1 階と 3 階のうち一部（合計およそ 1 フロア分）、及び 4 階全体の合計 2 フロア分を指定管理者の公益財団法人広島県地域保健医療推進機構が使用許可として利用している。5、6 階の合計 2 フロアを広島県が広島県立総合技術研究所保健環境センターとして利用、3 階と 7 階のうち一部（合計およそ 1 フロア分）、及び 8 階全体の合計 2 フロア分の面積が貸会議室のスペース、残り部分の 1、3、7 階のスペース、合計 1 フロアの面積分が他団体への使用許可及び交流談話コーナーなどの共有スペース（2 階の 1 フロア分が視察日現在改装工事中で使用不可（※）、となっている。

(※) 施設見取図にある地域包括ケア推進センターは、平成 27 年 12 月に二葉の里地域に移転しており、平成 29 年 1 月に聴覚障害者センターが入居している。

(施設見取図)



使用許可エリアのうち健康福祉関連で一般県民が訪問する機会があるエリアは 4 階の施設健診所が考えられるが、他のエリアは特別な業務・役回りを帯びていない限り訪問する機会通常はないものと思われる。当センターのホームページを見ると、会場貸出しの案内はあるが、健康福祉に関連する業務の案

内はなされていない。この点において当施設の設置目的及び施設名称から鑑みて、違和感があることは否めない。

県有施設として立派な施設が国道2号線沿いに立地していて、健康福祉センターという県民にとってなじみのありそうな名称であるが、一般県民が足を運ぶ機会は稀であり、県民目線からすると何を行っている施設なのかわかりにくくなっているものと思われる。

下記の表は、当施設の使用許可団体の使用用途、面積、料金の一覧を健康福祉局から入手した資料の一部抜粋であるが、県により使用料の減免を受けている団体があるなど、県有施設利用のメリットを十分に享受できているものと思われる。しかしながら、県民に対して県有施設を有効に活用しているか判定していけるような情報開示がなされていない。また、県有施設の利用状況の開示方法、ルールに関しても明確化されていない。

使用許可先	種別	用途	数量 (㎡)	使用料 (年額)	許可期間
(公財)広島県地域保健医療推進機構	建物	事務室等	2,700.90	免除	H27.4.1～H28.3.31
		自動販売機	4.40	30,140円	H27.4.1～H28.3.31
(一社)広島県シルバーサービス振興会	建物	事務室 女子更衣室 駐車場	81.19	370,910円 (5割減)	H27.4.1～H28.3.31
		建物	事務室	67.00	286,170円 (5割減)
広島難病団体連絡協議会	建物	事務室	24.10	110,090円 (5割減)	H27.4.1～H28.3.31
(一社)広島県介護支援専門員協会	建物	事務室	77.00	703,550円	H27.4.1～H28.3.31
	建物	駐車場	8.99	82,130円	H27.4.1～H28.3.31
(公社)認知症の人と家族の会 広島県支部	建物	事務室	24.0	225,520円	H27.4.1～H28.3.31

- 許可基準は「行政財産使用規則」(昭和39年3月31日規則第14号)による。
- 減免基準は「行政財産の使用料の減免基準及び行政財産の使用に伴う必要経費の徴収について」(昭和39年10月28日通知)による。
- 更新にかかる財産の評価額は、平成25年度に評価換えした財産については、この度評価換える。(「行政財産の使用許可の取扱いについて」第2による。)

また、冒頭の表において、収入の内訳として掲げている県委託料は当センターを維持、運営していくため、毎年、広島県が支出している金額であり、平成27年では33,160千円となっている。当センターは県有施設のうち、資産金額から見ると中規模クラスとはいえ、毎年、継続して33,160千円程度の負担をしていくものであり、10年間で3億円超の負担となる。県民1人当たり毎年11.7円の負担相当額であり、健康福祉センターといっているが本当に自分たちにとって必要な施設であるかという観点をもって、関心を払うべきである。

(意見)

広島県が使用許可をして入居している団体であるので、県民に対して利用状況・活動内容を開示していくべきである。また、当センターが施設として有効に活用されているかを県民からも適切にモニタリングできるように、利用状況、活動内容の開示方法についてルールを作成し、他の施設の利用状況と比較検討ができるようにすべきである。

今後、施設ごとに県民1人当たりの負担相当額等の開示は進んでいくものと思われるが、県民に対するメリット・有用性・費用対効果を公正に伝えていくために、開示フォームについても統一化して、簡潔明瞭に開示するようルールの

策定・再検討が望まれる。

イ. 公の施設として現在の開示状況

広島県のホームページの「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」のなかで、施設として当センターの状況が開示されている。〇〇施設の管理運営状況についてとされているため、通常感覚では、建物全体の管理運営状況を開示しているものと想定して、内容を見ていくものと思われる。しかしながら、ここで開示されている内容は、当センター建物のうち、貸会議室に関する一部分となっている。「1 施設の概要等」において施設・設備として、「研修室、会議室、駐車場等」と記載されているといえ、そうであるかもしれないが、施設運営の内実を知る者にしか、正確な状況が判断できないような開示状況となっている。

(意見)

「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の記載は、当センター建物の部分的な記載となっていることがわかるように工夫すべきである。また、別途、施設全体の採算に関する情報開示を並行して行う工夫をすべきである。

県有施設が有効に活用されているかは、今後、県民がモニタリング・判断していく仕組みを充実していくべきであるが、現状のホームページでの開示では（公の施設部分のみではなく）建物全体として有効活用されているかに関する判断材料が適切に開示されているとは言い難い。

将来的に統廃合の検討を含めた公共施設マネジメントを十分に機能させていくには、当センターのような既存施設をどのように活用していくか、他の既存施設を含めて総合的に判断していく必要がある。施設の存否・利用方法に関して、県民から意見・合意は不可欠といえる。県民が適切な判断を下せるように、県有施設の利用実態を開示していくべきである。



貸会議室（大研修室）



貸会議室（中研修室）

(5) 当センターと指定管理者の関係

当センターの指定管理者である公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下、「機構」という）は、1階の検診車庫、事務室部分、2階の地域包括ケア推進センター部分、3階の事務室部分、4階の全フロアについて県から使用許可を受けて利用している。

平成23年6月までは指定管理者の法人名称が財団法人広島県健康福祉センターであり、当センターとの関係は密接な結びつきであったことがうかがえる。

現在の機構の主たる業務は、以下の3つとなっている。

- ア. 地域医療支援センターとしての医師確保・地域医療確保対策
- イ. 巡回健診及び施設健診所としての健康診断業務
- ウ. 地域包括ケア推進センターとして医療介護連携体制の構築支援、在宅ケアの推進

アとウは平成27年度中に当センターから二葉の里エリアに機能移転しているため、当センターでは巡回健診・施設健診がメインの業務となっている。

健診受託件数としては、巡回健診がおよそ85%と大部分を占めるため、国道2号線沿いという立地は移動のために比較的好立地といえる。また、1階の検診車車庫は、検診車が駐車できるような高さとして設計された専用のスペースとなっている。

健康診断業務は機構の独自業務であり、当センターの一部分について、広島県から使用許可(使用料は免除されている)を受けて健康診断業務を行っている機構が、当センターの貸会議室部分の運營業務を指定管理者として請け負っているという関係となっている。

また、機構は広島県の出資法人であり、基本財産60百万円のうち、広島県は40百万円を出している。

(6) 指定管理者の選定方法

選定手続としては、第5期(平成26年度～平成27年度)までは、従前の指定管理者を公募の方法によることなく選定していたが、第6期からは公募により候補者を募集する方法に変更している。但し、第6期の指定管理者の選定において、従前の指定管理者以外に応募者はなかった。

使用許可を受けている団体が、事業活動の一つとして、同じ建物の貸会議室を含む建物を管理、運営しているという実態であり、他の業者が改めて指定管理者として入るには、専任者を駐在させることを考えると現状の委託料では採算が厳しいと推測される。

(7) 貸会議場の利用状況

73頁の利用状況として記載している目標値及び、実績値は、貸会議室の利用人数であり、概ね目標値は達成できているものといえる。貸会議室の利用団体はさまざまであるが、最も利用件数の多い団体として7階テナントの一般社団法人広島県介護支援専門協会がケアマネジャー育成講習会の開催、1階テナントの一般社団法人広島県シルバーサービス振興会がホームヘルパー向け講習会を開催するなど、利用状況は健康福祉センターとしての目的に沿った利用となっているものといえる。

利用団体種別割合

種別	件数	割合
福祉	367	30.3%
その他（※）	255	21.1%
文化	166	13.7%
営利法人	156	12.9%
非営利法人	97	8.0%
保健	84	6.9%
医療	33	2.7%
教育	33	2.7%
公益法人その他	18	1.5%
健康	2	0.2%
合計	1211	100.0%

（※）共済組合、検定試験実施団体

但し、貸会議室の利用率（稼働率）を見ると下記のとおりとなっている。通常、会議室が100%のフル稼働になることはないものと考えられるが、広島県では将来的には県民1人当たりの施設負担費用をどれくらいに抑えていくかという判断をしていく必要がある。また、施設総量の最適化を図ることを公共施設等マネジメント方策の[これからの取組]として掲げ「定量的な施設の評価のためのツールを開発します」としている。

貸会議室利用状況（平成27年度）

区分	時間帯	利用件数	利用率
大研修室	午前	194	56.6%
	午後	210	61.2%
中研修室	午前	166	48.4%
	午後	163	47.5%
小研修室	午前	108	31.5%
	午後	164	47.8%
総合研修室	午前	144	42.0%
	午後	174	50.7%
中会議室	午前	123	35.9%
	午後	155	45.2%
小会議室	午前	108	31.5%
	午後	165	48.1%
栄養実習室	午前	73	21.3%
	午後	33	9.6%
開館日数			343日
利用率単純平均値			41.2%

（8）施設利用方法の継続的見直しの必要性

貸会議場があることにより、当センターの建物は公の施設とされているが、設置目的から鑑みて、貸会議場を継続的に運営していく必然性があるか継続的に判定していく必要がある。人口減少社会に向かう中で今後、施設の統廃合を進めていく必要性に迫られていることはすでに記載した通りである。そのためには、民間においても十分に提供できる貸会議場サービスは民間に委ねるという考えが、割り切りと

して必要といえる。貸会議室の利用料が低料金でないと事業が運営維持できないという団体には、必要に応じて補助金交付で対応するなど、ストックからフローに支出形態を移行するといった方向転換が必要といえる。

(意見)

利用状況をエリアごとに測定して、トータルの県有施設としてどの程度の貸会議室を供給すべきか施設総量として最適値を算定していく必要がある。先行して、個別施設計画として策定している庁舎総合管理方針においては、各庁舎の会議室の利用状況を測定している。こういった会議室の利用状況に関する情報蓄積により、将来どれくらいの会議室の供給量が最適であるか統計的に算出して、施設総量の最適化を促進していくことが期待される。

県全体でストックからフローへの方向転換を、実効性をもって進めるためには、部局間を超えて、貸会議室としているようなスペースの一元情報管理を行うことが望まれる。また、上記のように県民に対する最適供給数量を算出したうえで、(転用を含めて最適な有効利用方法を検討することができるように)利用可能スペースを性質ごとに区分してデータベース化をしていくなど効率化の促進を図るべく、新規施設建設の抑制のための仕組みを構築していくべきである。

また、データベース化するのみでは、こういった空スペースがあれば便利ということで現状を変える必要はないという結論に陥りがちであり、施設数量の最適化も目指すところに結びつかない懸念がある。県民からも効率的利用の状況をモニタリングできるように、貸会場としている施設などは、属性ごとに分類して利用状況に係る指標・数値の情報開示を充実していくべきである。

施設別の受益者負担割合比較

施設名	受益者負担割合
広島県健康福祉センター	31.5%
広島県民文化センター	57.8%
広島県民文化センターふくやま	35.7%
広島県立文化芸術ホール	75.1%
広島県立産業技術交流センター	42.5%
広島県立広島産業会館	148.2%
広島県立ふくやま産業交流館	106.9%

指標の一例として、受益者負担割合(※)を取り上げてみた。受益者負担割合は、一つの施設について算定してもイメージが湧きづらいため、広島県がホームページにおいて開示している平成27年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況一覧から、県民利用のための研修室、会議室、ホール、展示室といった貸スペースを掲げている施設を抽出して比較した。委託事業のうち、料金収入÷支出計をもって概算したものであり、厳密な数値ではない。

(※) 受益者負担割合：利用者が支払う料金で施設運営費(減価償却費を除く)がどの程度賄われているかを示したもの

それぞれの施設の受益者負担割合は設置目的を考慮して判断すべきではあるが、将来的には(7)(8)で述べた情報整理を行ったうえで、継続的に貸会議室としての利用の是正を議論の対象としていくべきものとなる(他の施設の統廃合に当たり、貸会議室としての利用ではなく、統廃合された施設の入居組織が利用するという事とも考えられる)。

単純な比較では、当センターの受益者負担割合は低い部類に属するものとなり、

税金からの負担割合が大きくなっているといえる。この点を含めて、利用状況に係る十分な説明責任を果たしていくことが求められるものとなる。

(9) 備品の整備・管理状況

指定管理者が作成した確認備品一覧に基づき、管理状況についてヒアリングを行った。確認備品一覧は年度ごとに担当者により現物確認が行われている。証跡として、確認備品一覧に1件ごとに検印が押印され、かつ1件ごとに責任者の承認印が押印されていることが確かめられた。視察日において、現物実査として10件サンプルチェックを実施したところ、10件とも備品の実在は照合された。備品は適正に管理されているものと心証を得た。

確認備品一覧

番号	物品分類	品名	備品番号	規格	取得金額(円)	使用場所
1	141 ト 0601	投影機	0702629	LT-25J (プロジェクター)	168,000	1階 総務課
2	152 カ 0101	拡声器	0702630	パナソニック WX-282C (ポータブルワイヤレスアンプ)	156,000	1階 総務課
3	141 ト 0601	投影機	0702606	エプソン EMP-1700 (液晶プロジェクター)	153,195	1階 総務課
4	116 レ 0102	電気冷房機	1201297	冷暖房エアコン(ツインタイプ) ダイキン SZYU160BA	723,930	1階 総務課
5	110 ア 0501	案内板	1201315	行事案内液晶ディスプレイ 60型シャープ PN-E601	945,000	1階 総務課
6	117 ハ 0501	パーソナル コンピューター	1201293	ノートパソコン DYNABOKKU L49213Y/HD	124,500	1階 総務課
7	117 ハ 0501	パーソナル コンピューター	1201296	ノートパソコン DYNABOKKU L49213Y/HD	124,500	1階 総務課
8	117 ハ 0501	パーソナル コンピューター	1201308	デスク NEC MATPC ディスプレイ MISUBISHI	125,475	1階 総務課
9	117 ハ 0501	パーソナル コンピューター	1201309	ノートパソコン NEC PC-VK24 LLNCMTRB	114,660	1階 総務課
10	141 ト 0601	投影機	1303022	プロジェクター リコー PJWX4141N	151,200	1階 総務課

(10) 広島県健康福祉センター総括

公共施設等マネジメント方策を成功させていくためには、以下のプロセスが必要といわれている。

- ①適切な目標・目標数値の設定
- ②目標・目標数値の周知
- ③施設に関する詳細情報の開示
- ④財政情報・施設経費の開示に基づく地域との議論
- ⑤個別施設の統廃合に関するコンセンサス

当センターは、これからも各組織の出入りが続いていく中で活用されていくものと思われるが、利用状況の開示を一層努めることが望まれる。また、当センターに

限らず、貸会議室、研修室といったスペースをエリア別にデータベース化して、より一層の有効活用が図れるように、広島県内部での調整に加えて、県民に対して利用状況の情報開示を行うべきである。

11. 広島県立広島がん高精度放射線治療センター

(1) 施設の概要

担当課	健康福祉局 がん対策課		
所在地	広島市東区二葉の里三丁目2番2号		
設置目的	がんの治療水準の向上を図るため、がん患者に対して放射線による治療を提供する。		
施設・設備	リニアック治療室、診療室、治療計画室、患者待合スペース、駐車場（地下1階20台分（合築施設全体70台））		
規模・構造	敷地面積（全体）6,000 m ² 、建築面積（県）3,174.37 m ² 、延床面積（県）4,550.85 m ² 地上2階、地下1階、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	平成27年（1年経過）		
総工事費用	21億11百万円		
工期	2年1か月		
指定管理者	1期目	H27.10.1～H31.3.31	一般社団法人広島県医師会



がんに罹る人は、今後ますます増加すると見込まれるなかで、放射線治療とりわけ高精度放射線治療への期待は大きくなっているが、4基幹病院（広島大学病院、広島市立広島市民病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院）では放射線治療の患者数は余裕のない状況になっている。

今後増え続ける放射線治療が適応となる患者に対応できるだけの新たな物的資源（高精度放射線治療機器）と人的資源（放射線治療医）を個別の病院単位で投入することは非効率であることから、4基幹病院の機能の連携・集約化を図る広島県立広島がん高精度放射線治療センター（以下、「センター」という）を設置し、広島からは「放射線治療難民」を生じさせない医療提供体制を実現させる（広島県地域医療再生計画（平成22年1月）に掲げる事業）。

ア. 役割

高度なエックス線治療機器を複数設置するとともに、専門性の高い放射線治療医を複数配置して、より質の高い先端的な放射線治療を実施する。

イ. 設置・運営主体

① 設置主体

広島県【公の施設】

4 基幹病院の機能分担・連携という今後の医療政策上の課題に対応する先駆的取組であり、かつ先端的な高精度放射線治療を広く県民に提供

② 運営主体

一般社団法人広島県医師会 【指定管理者制度】

4 基幹病院等の円滑な協力を実現し、人材育成等公益事業を行うとともに、民間の機動性・柔軟性を活用

③ 推進体制

4 基幹病院、広島県、一般社団法人広島県医師会（以下、「県医師会」という）に広島市を加えた7者共同事業として協議しながら推進する。

運営開始後は、関係7者で「広島がん高精度放射線治療センター運営協議会」を設置して必要な協議を行うとともに、運営に関する情報については積極的に公開する。

ウ. 治療機能

がんに対する高精度放射線治療を実施し、紹介元の医療機関で検査・診断が行われている患者を受け入れ、治療後の経過観察は原則として紹介元の医療機関で行う。無床で通院治療を原則とする。

エ. 治療連携

4 基幹病院は、適応がある患者をセンターに積極的に紹介する。

臓器単位による条件設定に基づき、4 基幹病院の部位別の診療科とセンターの間の治療連携体制を構築する。

オ. 人員体制

① 開設時の体制

放射線治療医	常勤4名【センター長含む】 他に非常勤で4病院から週2～3日派遣
診療放射線技師	常勤10名【うち4名は4基幹病院から派遣】
医学物理士	常勤4名
看護師	常勤8名
事務等	常勤3名（医療事務等は業務委託又は派遣職員）

② 人材確保

広島大学の支援・協力で必要な医療スタッフを確保するほか、必要に応じ公募する。

③ 基幹病院からの職員派遣

医師、診療放射線技師については、経験を有する人材の配置が望ましいため、一部を4基幹病院からの職員派遣で確保する。

職員の派遣は、4基幹病院の均てん化やセンターの活性化の観点から、継続的に実施する。

カ. 運営計画と施設計画

① 運営計画

1日当たり治療患者数	79人
年間実患者数	618人【定位照射放射線治療163人、強度変調放射線治療455人】
年間稼働日数	240日

② 施設計画

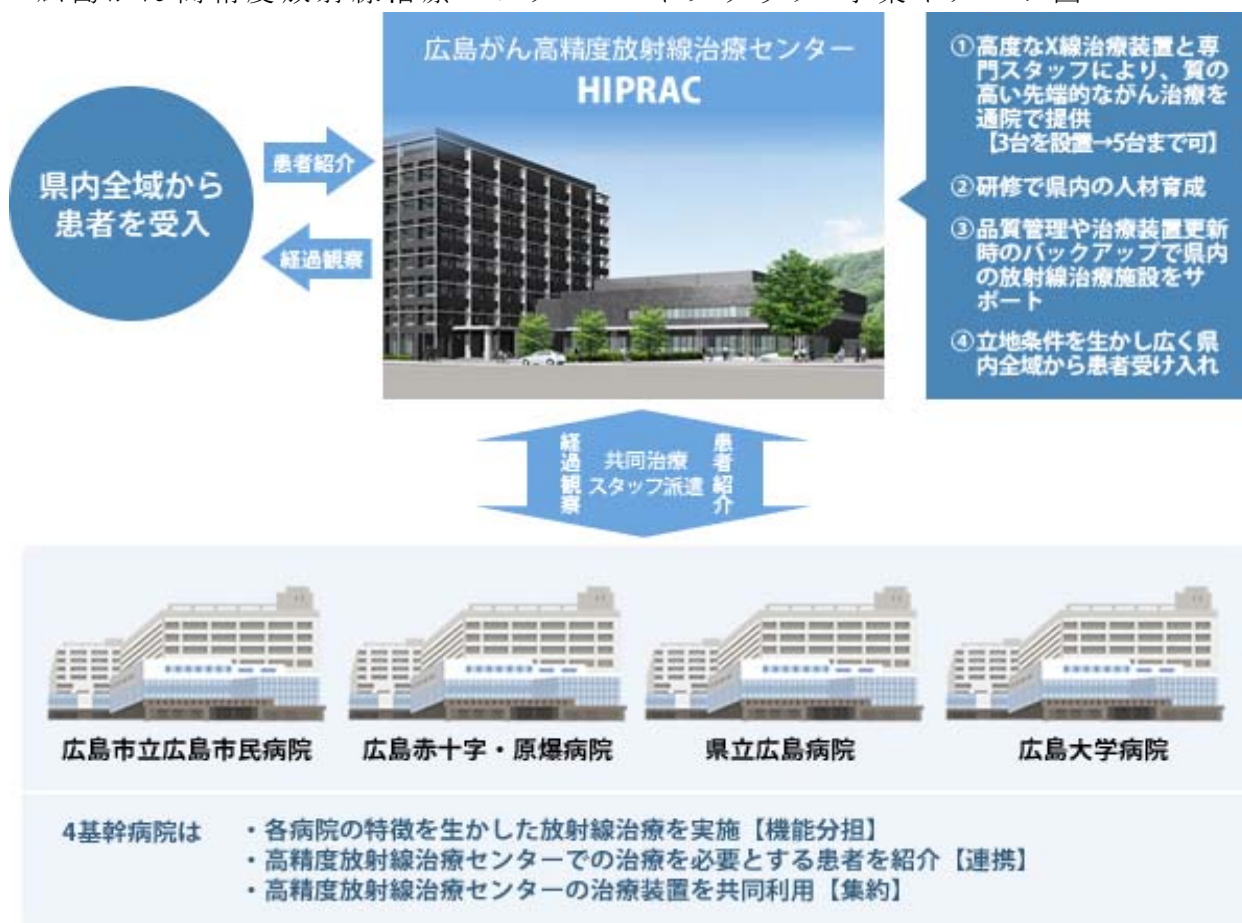
県医師会の整備する広島県地域医療総合支援センターとの合築（がっちく）で整備する。

「二葉の里地区まちづくりガイドライン」を踏まえ、地下の待合スペースは患者のアメニティに配慮する。

③ 設置する治療機器等

治療装置	動体追尾機能付特殊型リニアック 1台 高精度治療専用リニアック 2台 (放射線の集中の度合いと出力が高く治療効果が高い機種) (広い照射野を有し様々な部位に対応できる機種)
治療計画装置	C T、M R I、エックス線撮影装置 等

広島がん高精度放射線治療センター ハイブラック 事業イメージ図



(出典:広島がん高精度放射線治療センターホームページより)

上図は合築の建物であり、センターは右の2階建の建物、左側の7階建建物は県医師会館

合築という言葉は広辞苑などの辞書を検索して出てくる単語ではなく、一般的に用いる単語ではない。広島県土木建築局に定義を問い合わせたところ、建築基準法上の言葉ではなく、本県や市町が共同で建築した住宅など複数の建築主体がそれぞれの目的のために共同で建築する場合に一般的に合築と使うものであり、特に定義付けや説明を行っている資料はないということであった。

こちらの回答とそのほかで使用されている文例をいくつか検索して、文脈から意味を結びつけるところでは下記ようになるものと思われる。

「主として官民が共同で一棟の建物を建築する手法。利用目的の異なる公共施設を複合化することで、施設用地難を解消するとともに、多機能化により、施設内の新しい交流が期待できるものであり、官民共同のケース以外で、都心区や過疎地域において、廃校になった教育施設を改修して、体験学習施設、公民館、高齢者施設へと転用している例なども取り上げられている。」

官公庁においては一般的に使用されている単語であるとしても、明快な定義がないため、何をもちて合築といえるのか曖昧さがあり、また県民にとって一般的な単語とは言い難いため、定義がわかりにくい分、内部からも外部からも合築の有効性・妥当性に関してモニタリングが効きづらくなるというリスクを単語そのものが包含しているといえる。

(2) 施設設置までの経緯

事業計画が策定されてから施設が開設されるまでの流れは以下のとおりである。

ア. 事業計画の策定

広島県地域医療再生計画（※1）の一環として、平成21年度に事業計画が策定された。センターの整備費はリニアック等の医療機器を含め総額2,669百万円として新規施設の設置計画がスタートした（この時点ではかなり大雑把な事業費の概算という説明を受けた）。

イ. 施工工事の契約

平成25年9月27日に「地域医療総合支援センター（※2）（仮称）・高精度放射線治療センター（仮称）合築施設建設工事の工事請負契約」（※3）を締結して、平成25年10月1日に工事着手。この時点でのセンター整備費の総額は3,935百万円

ウ. センター開設

平成27年10月1日に広島県立広島がん高精度放射線治療センター「通称：HIPRAC（ハイブラック）」として開設した（よって平成27年度における稼働は6か月間となっている）。最終的にセンター整備費の総額は5,847百万円

（意見）

このように、概算といえどスタート時点と比較すると整備費用は大幅な増額となっている。大型の公共施設になると報道においても問題として取り上げられている事項である。公共施設マネジメントにおいて、新規の施設整備は件数を抑えていくにせよ全くなくなるわけではない。新規の施設整備計画における金額面での厳密な進捗管理・計画対比という側面が抜け落ちると、公共施設等マネジメントの目的は十分に達成されない恐れがある。

近年設置した施設について、事業計画時から完成時までの施設整備合計見込金額の変遷をデータベース化して、今後の新規の施設整備計画時に参照していく仕組みを構築していくべきである。

(※1) 平成21年に厚生労働省が地域医療再生基金を設けて、救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画（地域医療再生計画）に基づく都道府県の取組を支援するものとした。広島県においては広島県地域医療再生計画を策定して交付申請し、1,584百万円をセンター整備のために確保している。

広島県地域医療再生計画にはいくつかの方策が盛り込まれているが、センターの設置と並行して、地域医療体制の確保と医師の定着促進を目的とした広島県地域医療総合支援センターの施設整備が大きな柱となっている。こちらの建物建築に、基金から198百万円の交付を受けている。

(※2) 広島県地域医療総合支援センター（広島県医師会館：以下、「県医師会館」（※4）という）の建物は県医師会が所有しており、敷地は広島県が所有し、県医師会に賃貸している。一時期、県医師会は県医師会館の敷地を広島県から転売してもらうことを考えていたが、中国財務局と広島県において締結した国有財産売買契約書第18条において指定期間満了の日（平成34年12月2日）まで、売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならないと定めているため、県医師会は敷地の取得が出来ず、このような関係となっている。

(※3) 契約形態としては合築において金額負担の大きい県医師会と受注者の大成・広成・砂原特定建設工事共同企業体とが平成25年9月27日に本工事請負契約を締結している。この契約に先立ち、広島県と県医師会とが「高精度放射線治療センター（仮称）及び当該各建物施設の共用に供する施設の新築工事業務を委任する契約書」を平成25年2月6日に締結して、広島県が県医師会にセンター施設等の工事業務を委任している。形態としては委任としているが、広島県も適時に共同して工事契約の内容及び進捗状況をモニタリングするものとしている。がん対策課の説明では、後者の契約書に記載のある委託料はセンターの建設費用であり、県医師会に委託に関する手数料を含めて支払うとしたものではないということである。

(※4) 県医師会館は正規には広島県医師会館と称することはできないという説明を広島県より受けた。地域医療再生計画において建築が計画された当初、広島県地域医療総合支援センターという名称として交付金を受けており、また上記の国有財産売買契約書（指定用途）第15条において広島県地域医療総合支援センター（仮称）用地に供するものとしているためと考えられる。現在では、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構が運営する広島県地域医療支援センターが県医師会館の4階フロアのおよそ3分の1を利用して地域医療体制の確保と医師の定着促進という機能を果たしている。これに対して建物の名称は広島県地域医療総合支援センター（または広島県医師会館）と呼称していて、残りの部分を県医師会の事務室・会議室・研修室等として

利用しているという関係になっている。下記の写真及びホームページの記載のように一般県民に案内されていること及び、類似した呼称の組織が同じ建物内に存在して、文字で見ているとわかりにくくなるためここでは略称として「県医師会館」を用いるものとした。

- (参考) 指定管理者である県医師会がホームページにおいて「広島県医師会館について」として掲載している内容は下記のとおりである。こちらにおいて広島県医師会館として紹介されているため、関係者にはなじみのある略称と思われる。

広島県医師会館は広島県地域医療総合支援センターとも称し、会館内の(公財)広島県地域保健医療推進機構(※5)や広島県地域保健対策協議会等と共に広島県の地域医療の拠点として活動・支援をして参ります。

(出典：広島県医師会ホームページ)

- (※5) (公財)広島県地域保健医療推進機構は県医師会館のテナントの一つであり、広島県の出資法人である。県医師会館開設以前には先述した広島県健康福祉センターにおいて広島県地域医療支援センターを運営していた。



エリアの案内板



県医師会館の表札

(3) センター建築の形態

センター建設の候補地を選定していく中で、二葉の里地区を医療・福祉機能を持たせたエリアとした広島駅周辺の再開発事業の構想と条件が合致したため、広島県が6,000㎡の土地を中国財務局から購入取得するものとした。平成22年1月の地域医療再生計画策定時の取得用地面積は3,600㎡としていたが、県医師会館建設用地を併せて取得するという事によって、6,000㎡の土地取得となった。

広島県の平成23年度拠点機能強化対策特別委員会(平成23年2月3日開催)の議事録においては、「センターは通院施設であることから2階建程度になり、土地取得に当たり、整備計画の中で土地の高度利用という観点で審査を受けることから、二葉の里という土地で2階建はどうなのだろうかということにより、広島県地域医療総合支援センターと合築を基本案とした」という内容が広島県からの説明として

記述されている。

平成 22 年 11 月 5 日の広島県医師会速報においても、直方体となるストレートな建物の図が広島県地域医療総合支援センター（仮称）構想についてとして紹介されている。

完成した施設を見るところでは、それぞれの建物の呼称を有し、外観的に 2 棟が隣接したような建物となっている（がん対策課は建築基準法上一つの建物と説明している）。

合築に関して構想段階の形状から基本設計段階に至る形状及び双方の負担金額に係る承認資料を求めたが、各段階において適正に承認されたことが明確に判定しうる資料は提出されなかった。提出された資料は高精度放射線治療センター（仮称）整備事業の平成 23 年度当初予算の 1 枚の資料であり、「合築整備を想定」という記載があるのみである。また、平成 23 年 1 月 31 日に開催された第 3 回高精度放射線治療センター（仮称）整備推進委員会で配布された高精度放射線治療センター（仮称）の整備に係る対応方針（案）の資料も提出されたが、「合築で整備」と記述されているのみでどういった形状になるかなどの詳細な記載はされていない。平成 23 年 2 月に議会での予算承認のための説明資料として合築案がシンプルな直方体の図入りで提出され、ここでは合築による 2 施設の概算事業費は金額が低く抑えられるものとして説明されている。但し、この時点においては、どういった形状・デザインとなるかは決まっていなかったという説明を受けた。がん対策課の考えでは、この時点では、双方が必要とする面積が決まっているため金額負担は各施設の延べ床面積に応じて算出したという説明であった。

しかしながら、商業施設においては、通常 1 階部分の価値が高くなるものであり、この考え方で金額負担を決めたのでは、双方が 1 階部分の利用・設置を主張するものとなり、本当に合築として有効かつ効率的な利用方法が導けるかは疑問である。

【指摘】

以上の説明では、物理的にどういった形状の合築施設か、ひいては広島県の金額負担をどうあるべきか詳細が明確にされていない段階で、議会においてセンターの施設整備事業及び合築により、施設整備を進めていくことが承認されたものと見受けられる。合築として形状が明確でない段階では、合築として施設整備していくことに経済的合理性があるか、不明確である。合築として形状、金額負担の概算が判明した時点において、合築による施設整備を進めていくべきか適切な承認を受けるべきである。

また、このような段階で合築での施設整備に関して承認しているものと考えると、十分に内容がわからない段階での承認となり、責任が不明確となっているとも考えられる。

（４）合築に関するルールの整備状況

以上の経緯・状況を鑑み合築という特殊な形態に関して管理体制を詳細検討した。先述のように、合築として関係者に説明して、議会での承認を得ていたが、合築としての形状は議会が行われた平成 23 年 2 月時点では全く定まっていない。

建築の進め方をがん対策課にヒアリングしたところ、議会承認の後に基本設計書作成に着手している。その後のスケジュールは以下のとおりである。

平成 23 年 8 月	設計者公募
平成 23 年 11 月	設計者決定・基本設計着手
平成 24 年 4 月	基本設計書完成

平成 24 年 4 月以降 実施設計書着手
平成 25 年 8 月 実施設計書に基づき入札（再入札）

基本設計書が作成されないと予算の見積り及び、双方の正式な負担金額は判明しないということであった（形状については平成 23 年 11 月の設計者決定の段階でプロポーザルによりあらかじめ来ていたということであった）。ただ、基本設計書を作成すると設計費用として数千万円が必要となり、基本設計書が出てきた段階で合築による施設整備という計画を変更することは難しくなるということであった。

合築による建物の形状が判明した時点及び双方の負担金額が判明した時点で、合築という方法で進めていくことが経済的に合理的であるか再検討し、最終承認機関である議会に金額負担を含めた詳細情報について再度報告されるべきであった。

合築に関する定義・考え方が定かでないため、論点が不明確であり、どの段階でこういった項目について承認を得ていくべきか明確になっていないものと考えられる。

【指摘】

下記の項目等を含む合築のためのルール作りが不十分となっている。

- ・ 正式な基本設計書を作成する以前に双方の負担する金額を見積る方法
- ・ 上記計画時の合築の形状及び双方の負担する見積金額を承認するルール
- ・ 合築に関して各段階における承認・報告内容のルール・仕組

（5）合築の承認・モニタリング体制の適正性

工事全体のモニタリング責任はどの部署が負うのかという質問に対して、実際の工事においては、営繕課が基本設計又は実施設計の段階で施設整備のプロジェクトに加わり、工事内容をチェックするという説明を受けた。

営繕課は、建設工事の技術面のチェックをすることになるが、不十分な設計、施工は当然指摘してくるものであり、金額的にも追加計上が必要となる場合が往々にあるものと思われる。こういった機能を果たすに当たり、金額面での事業計画の管理責任・モニタリング（事後的な監視）責任を負わされるものではないと思われるが、計画時からの金額管理のモニタリング責任の説明において、このような技術的な話が絡められて説明されることで、意図してか意図せざるかは定かではないが説明内容及び責任の所在を不明瞭にしていくという仕組になっているものと思われる。

計画時から最終段階において、金額管理のモニタリング責任は、事業課であるがん対策課にあるが、事業全体を通して金額面で責任者がモニタリングを行った形跡を示すような資料は作成していないということであった。

【指摘】

事後的に事業全体を通して、金額面での増減額のモニタリングを行ってきた経緯を明瞭に説明できる資料整備体制となっていない。責任者が事業全体の金額推移を俯瞰してモニタリングをしてきた形跡・資料を残すべきである。

（6）合築の必然性の検討

センターと県医師会館は消防法、登記において 1 棟の建物としている。ただ外見적으로는 1 つの棟として見るとはなかなか言い難いものがある。こういった建物を合築とした形態で進めるべきであったかは疑問に感じるところである。合築のメリットとして挙げている以下の事項を個別に検討した。

ア．合築のメリット：共有部分を相互利用できるため双方が設置しなくてよいという施設整備の軽減メリット

共有部分としてエレベーターを挙げているが、センターで利用するエレベーターは地下から2階までであり、県医師会がこのエレベーターを利用する必然性はない。複数あればいざという時に便利であるということは否めないが、通常時は県医師会に係る人は別途設置されている医師会専用のエレベーターを利用しているものであり、エレベーターを共有部分とする必然性は薄い。また地下駐車場を共有部分としているが、通院施設であるセンターで必要となる駐車スペース数は限定される。患者用の駐車場に関しては特定のスペースを県医師会から貸借することで対応できるものであり、共有部分としなければならない必然性は希薄と考えられる。よって、合築における建築前・建築後において2者間での調整事項が多数あるなどの課題（デメリット）を上回る十分なメリットがあるとは言い難い。

イ．1つの建物として警備会社等に管理委託できランニングコストが節約できるメリット

センターの指定管理者は現状では県医師会であるため、1本の契約で警備等を委託することは可能と思われるが、指定管理者は変更されることも当然にありうるものであり、長期的な視点で設置される施設についてこの説明は十分なものとはいえない。

（意見）

通常、合築の相手先の民間等の法人は、施設整備のための予算は収益見込により厳然と決められている。将来の収益見込が上方修正されるような状況でもない限り経済的合理性が厳しく機能するものとなる。建築費用が当初予算を上回った場合に公共団体のように（議会承認のもとで）補正予算等で対応することはできない。

合築において施設整備費が当初計画金額を上回るものとなった場合には、2者間で調整のためかなりの労力を費やすものとなるが、上記の個別の事項を見る限りではこういったリスクを上回るだけの十分なメリットがあるとは言い難い。

国土交通省の公的不動産（PRE）ポータルサイトには、国土交通省が作成した「公的不動産（PRE）の活用事例集」が掲げられており、このなかでも合築は先進的な取組みとして下記のように取り上げられている。

先進的な取組がされている事例としては具体的に、公共施設と民間施設を合築した施設整備を伴う事例、公共側で一定の公共・公益的な施設の整備や利用方法を前提とした上で公的不動産を売却又は賃貸した事例、都市再開発法（昭和44年法律第38号）2条1号に規定する市街地再開発事業において公的不動産を取り扱っている事例を取り上げている。

事例の特徴と効果

- さいたま市が駅前再開発ビルにおいて図書館等の公共施設と商業施設を合築している点が特徴である。
- 図書館の利用者数は同市の市立図書館としては最大の人数を誇り、公的施設として十分に機能している点及びこれと連動して商業施設にも賑わい効果が創出されている点が効果として挙げられる。

（出典：国土交通省「公的不動産（PRE）の活用事例集」より抜粋）

さいたま市の事例は公的不動産（PRE）の活用事例集に施設外観の写真を掲載しているが直方体のシンプルな形状で、だれが見ても1棟の建物であり、合築と称するに違和感のない建物となっている。これに対して、本件は合築としての必然性が外見的にも、また残された資料としても十分に納得しうるものとなっていない。

（意見）

今後、公共施設マネジメント方策を進めていくに当たり、合築という手法が取り上げられてくることが想定される。合築建築に関して、先例としての参考事例にできるように契約金額・双方の負担金額に関連する情報等を構想時、議会承認時、完成時の時系列で整理し、合築工事の一覧表として全庁的に参照できるデータベース構築を行っていくことが望まれる。

（7）合築の経済合理性の検討

広島県において「敷地 6,000 m²で合築の場合」と「単独建設の場合」として概算工事費用を試算して、下記のように検討を行い、6.5%建築費用が節減できることにより、合築を行うものとしている。

	センター（HIPRAC）			県医師会館		
	延床面積 (m ²)	金額 (千円)	単価 (千円)	延床面積 (m ²)	金額 (千円)	単価 (千円)
ア. 単独建設の場合（見積）	3,407	1,262,100	370	7,400	2,100,000	284
イ. 合築の場合（見積）	3,100	1,179,150	380	7,400	2,044,350	276
差引節減費用	307	82,950	-	0	55,650	-
節減率（%）	9.0%	6.5%	-	0.0%	2.6%	-
ウ. 完成後負担額（実際）	4,550	2,124,433	467	8,597	2,424,636	282
実際負担額と単独建設 見積額との対比（ウーア）	1,143	862,333	96	1,197	324,636	-2
実際負担額と合築 見積額との対比（ウーイ）	1,450	945,283	87	1,197	380,286	6

（※）ウは駐車場（2,449m²を地下に設置）共有部分（391m²）の工事費601,089千円を20:50の負担割合で按分計算した後の値。アでは駐車場の見積りはされていない。イでは自走式立体駐車場として180,000千円折込み、50:50の負担として見積りしている。

（参考）

エ. 駐車場・共有部分 按分前実際値	3,643	1,925,302	528	6,664	2,022,677	304
按分前実際値と単独建設見積 額との対比（エーア）	236	663,202	158	-736	-77,323	20

経済合理性を比較検討していることは評価できるが、この資料をもって合築の経済合理性を県内部で示して、外見上2棟建となった以後も合築という方針を継続していくことの承認を得るために利用されたものではないという説明であった。また、合築により、建築費用が6.5%低く抑えられるとして合築することに合理性があるものとしているが、6.5%程度の節約でいろいろな調整リスクをはらむ合築を採択すべきであったかという点で疑問が残る。実際の負担額を見ても単独建設の場合の見積り金額を大きく上回っており、節減効果を発揮することができたか疑問といえる。

また、この実績に関する数値は別に示された完了工事の最終内訳総括表の資料から記載したものであり、計画と実績対比で差異説明を付されて回付・承認された証跡を残した資料は示されなかった。

結果的にセンターの建築費は計画時の1,179百万円が2,124百万円と倍近くと

いう按分実績値となり、これに対して、県医師会館は計画時の総工事費 2,100 百万円が 2,424 百万円の按分実績値で、15%増しで落ち着いている。がん対策課の説明では県医師会館はこの概算工事費用の試算段階では 8 階建の建物建設を想定していたが、建築費用高騰のため 7 階建に変更したなどの変更により、建設費用の上昇幅を抑えたものだという説明である。但し、平成 23 年 1 月頃に合築に関する検討を行った「高精度放射線治療センター・地域医療総合支援センター事業費比較検討資料」では、単独建設の場合の県医師会館は 7 階建とされており、形状が未定の合築建物が 5～8 階建とされている。この検討時点では形状が未定であったことから、8 階建という説明は、1、2 階をセンターが利用し、3 階以上を県医師会が利用するという想定を含めてのものと思われるが、形状が決まっていなかったため、事後的に見て実際のところ、どうであったか判然としない。平成 24 年 5 月にがん対策課から「高精度放射線治療センター（仮称）の基本方針について」が提出されており、こちらには外見上 2 棟建の図が示されており、ここでは地上 7 階建と記載されている。

【指摘】

合築は他者と利害関係が生じるリスクがあるが、交付金申請している場合など広島県側は一度事業を立ち上げたら、民間と比較して計画を撤回しづらいという立場にあるといえる。こういった環境を踏まえて合築を行う場合はどの程度の経済合理性があれば推進するべきかという判断基準を示しておくことが望まれる。

次に各段階において計画金額とその時点での見込金額との対比表を適時に責任者に報告するようにして、事業が不利益なく進められているか責任者は適宜把握できる体制とすべきである（(5)での指摘内容を各段階でも実施する）。

併せて、合築に関して撤回を含めた見直しに係る基準も明確にしておくべきである。

(8) 施設の利用状況

患者数及び収益額

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	(6 か月)			
患者数	259 人	590 人	736 人	736 人
収益額	202 百万円	595 百万円	742 百万円	742 百万円
実績値				
患者数	170 人	-	-	-
収益額	95 百万円	-	-	-
達成率				
患者数	65.6%	-	-	-
収益額	47.2%	-	-	-

利用状況は初年度の平成 27 年度は 6 か月間の稼働数値となっている。また、平成 29 年度以降を通常稼働としての軌道に乗るものと考えて、施設の立ち上がり時期である平成 27 年度は通常稼働時の目標値の 60%、平成 28 年度は 80%の数値をもって年間の目標値としている。

このように目標値をある程度、抑え目に設定していたが、平成 27 年度の実績は大きく下回っている。収益額の達成率がより低くなっているのは、単価が高くなる部位の治療割合が予定を下回っているためである。

(9) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入					144,432
県委託料					144,432
料金収入(※1)					-
その他収入					-
支出					144,432
人件費					108,091
光熱費					2,643
設備等保守点検費					7,076
清掃・警備費等					2,923
施設維持修繕費					17,549
事務局費					2,422
その他					3,728
収支①					0
【自主事業】(※2)					
収入					-
支出					-
収支②					-
合計収支(①+②)					0

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

利用料金制度を採用しておらず、診療報酬は全て直接に県の収入となるため、指定管理者制度としてみた場合、ここでは料金収入は計上されない(県の料金収入額は(8)を参照のこと)。端的に見るとセンターの支出額が県委託料として、支払われるものとなる。

(10) 収支計画及び設備投資計画

センターの収益実績額は計画値から大きく未達となっている。事業の立ち上がりということで計画値を低く設定しているにもかかわらず、計画値の50%を割り込むという結果となっている。

(意見)

広島県ホームページで開示している収支見込においては、平成29年度及び平成30年度に100%稼働となることを想定して、平成31年度に追加のリニアックを2台購入することを計画している。

センターの役割に「高度なエックス線治療機器を複数設置するとともに、専門性の高い放射線治療医を複数配置して、より質の高い先端的な放射線治療を実施する。」としており、効果的に先端的な設備を配備すべく、購入すべき時期を稼働率の観点からも十分に見極めたうえで対処し、採算の改善にも配慮していくことが望まれる。

財務面においても健全経営に早期に導き、広島の医療の魅力アップを促進するという方策が長期的にも堅持できるようにしていくべきである。

月別新規患者数（初診ベース、実人数）

月別新規患者数の目標、実績、達成率 (単位:人,%)

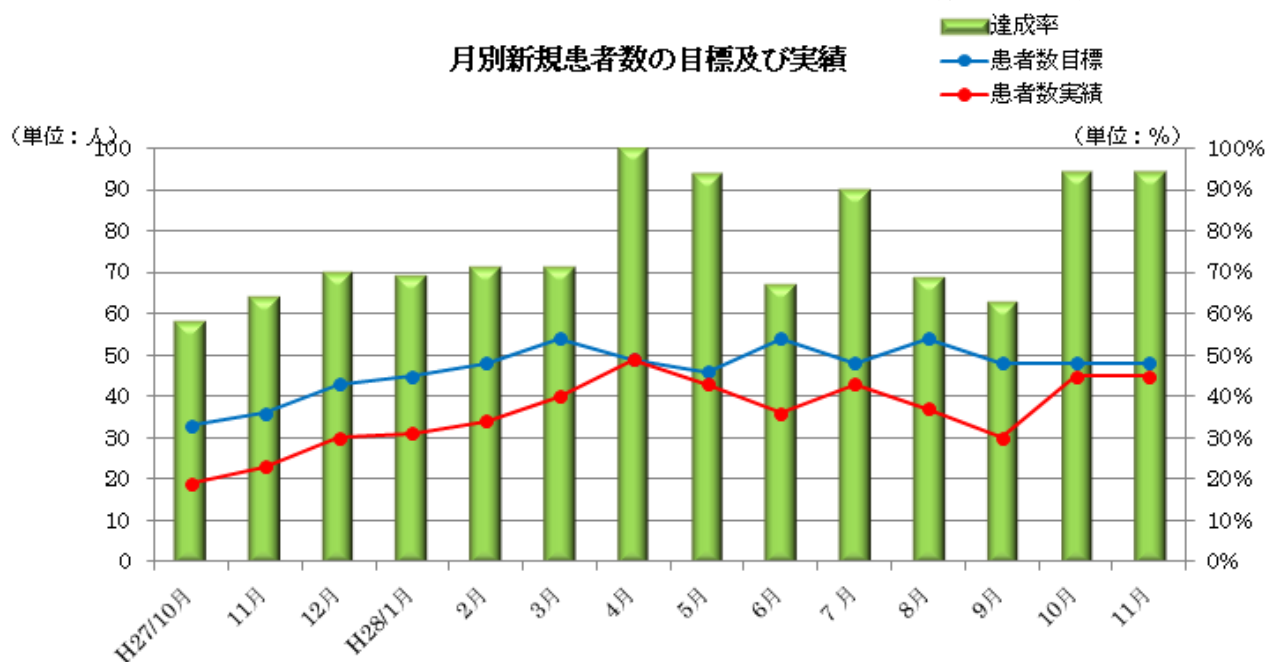
区分	H27/10月	11月	12月	H28/1月	2月	3月	H27年度 累計
目標	33	36	43	45	48	54	259
実績	19	23	30	31	33	34	170
達成率	57.6%	63.9%	69.8%	68.9%	68.8%	63.0%	65.6%

(単位:人,%)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	H28年度 累計	開業から の累計
目標	49	46	54	48	54	48	48	48	395	654
実績	49	43	36	43	37	30	45	45	328	498
達成率	100.0%	93.5%	66.7%	89.6%	68.5%	62.5%	93.8%	93.8%	83.0%	76.1%

(出典：広島県ホームページ)

月別新規患者数の目標及び実績



(11) 指定管理者制度の運用方法

県医師会は広島県の医師の90%が登録している団体であり、県医師会が指定管理者であることは4基幹病院からはニュートラルな立場と見られるため、4基幹病院で支えていく形態である以上、利用料金制を採用しなくても、メリットはあるものと広島県は説明している。

センターの収益は、基本的に4基幹病院をはじめとしたがん診療連携拠点病院等からのがん患者の紹介に基づく治療に左右されるものとなる。

こちらを受けて、センターに関する「平成27年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」では計画値未達の理由として以下の記載がなされている。

「4基幹病院（広島大学病院、県立広島病院、広島市民病院、広島赤十字・原爆

病院)からセンターへの紹介患者数が見込みを下回ったこと等により、目標値を下回った。」

また、最後尾に記載されている「今後の方向性(課題と対応)」において指定管理者の短期的な対応(平成28年度)では次の項目が記載されている。

「積極的な広報や医療関係者への働きかけを進め、紹介患者数の増加を図る。」

広島がん高精度放射線医療センター運営協議会においても議事録を見るところでは、4基幹病院以外からの照会システムの確立と、がん患者及び各病院からの相談を受ける相談センターの整備について取組を進めるよう要望が出るなど、目標値を達成していくための議論は活発に行われているものと思われる。

(意見)

当初設定している計画達成に関して現状では厳しい状況がうかがえるが、収益獲得についてもインセンティブが働くように工夫・調整をしたうえで、利用料金制度の導入について長期的には再検討していくことが望まれる。

(12) 備品台帳の整備・管理状況

備品台帳を入手して、管理状況についてヒアリングを行った。設立して間もないため備品の異動はないということであった。下記の6件についてサンプルチェックを行った結果、2台分が合計して記載されていた備品が1件検出された(番号11)。また番号99については規格の欄に「等」と付されて記載されている。

【指摘】

備品台帳は本来、1行につき、1件を記載すべきである。現物確認時、及び廃棄時において複数件数が備品台帳に1本で記載されていると適正に手続が行われなくなるリスクが考えられる。また、備品の名称を記載する欄に「等」と記載することを許容していると複数の備品が記載されているものかどうか判別できなくなり同様なリスクが生じるため、備品台帳において「等」という記載は行うべきではない。

確認備品一覧

番号	物品 分類コード	品名	備品番号	規格	取得金額 (円)	使用場所
7	142エ0501	X線装置	1503537	米国 CIVICO MT- WB09 型 1 06521 型 106017 型	24,537,600	治療室2 治療室3 CT室
8	142エ0501	X線装置	1503538	アールテック DD-System Dell Precision	5,378,4000	操作室
11	142エ0501	X線装置	1503541	VARIAN/TrueBeamSTx RPM BrainLA	1,425,600,000	治療室3
12	142エ0501	X線装置	1503546	三菱重工業 VERO4DRT (MHI- TM2000)	471,960,000	治療室1
98	110シ0101	その他の庁 用器具雑	1504841	監視カメラ(デジタル記憶装 置) DS-JH260H	594,000	操作室
99	110シ0101	その他の庁 用器具雑	1504842	画像切替装置 DV-3030V等	241,920	操作室

番号7は異なる場所に設置された3台が合算されて備品台帳の1行に記載されていた。

番号11は異なる場所(治療室2と治療室3)に設置されている2台が、合算されて備品台帳の1行に記載されていた。また設置場所の欄には治療室2の記載はされていない。

(13) 地盤改良工事の会計処理

広島県から入手した工事完了時の最終内訳総括表を査閲するところでは、センターの建築工事に対してのみ地盤改良工事費 145 百万円が配賦されている。

【指摘】

中国財務局から購入した土地に関して、従来あった建物を取り壊した後の土地全体に関する支出であり、本来、センターの建物に配賦して計上すべきものではない。埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入するものとなる。専ら建物、構築物等の建設のために行う地盤強化、地盛りに要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入するものとなる。

当該支出は、前者であるという説明であり、土地の取得価額に算入するものとして修正すべきである。

(14) 広島がん高精度放射線治療センター総括

高度で質の高い医療ニーズに対応するため、地域の基幹医療施設群の連携による効率的効果的な医療提供体制確保が不可欠であり、モデル的取組として、今後ニーズの高まるがん放射線治療についての機能連携・施設統合の推進とともに、高い臨床機能を活用した専門医育成プログラム開発等の具体化を図ることにより、高度医療に係る医療連携を推進することは重要であるとしたセンターの設置の取組・試みは画期的であり、たいへん評価すべきものといえる。事業構想時の目標を着実に達成していくことで、他の都道府県に対して模範となるべく地域医療体制構築の実績を示していくことを期待するところである。

センターは運営開始から間もないが、指定管理者制度の柔軟な活用により、計画値の達成に努め、稼働率の状況を見極めた上で、高額なリニアック設備の追加導入時期をあらためて精査していくなど、高精度な医療水準を維持するための有効な運営が望まれる。

また今後、合築という建築手法が活用されていく例が出てくるものと思われるが、慎重に対処するとともに、広島県の負担金額のコントロールが適正に行われるように規程の整備、承認責任の明確化を行っていく必要がある。

12. 広島県立障害者リハビリテーションセンター

(1) 施設の概要

担当課	健康福祉局 障害者支援課		
所在地	東広島市西条町田口 295-3		
設置目的	障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行い、その福祉の増進を図る。		
施設・設備	医療センター（病院）、若草園（医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害福祉サービス（療養介護））、若草療育園（医療型障害児入所施設、障害福祉サービス（療養介護））、あけぼの（障害者支援施設）、スポーツ交流センター（身体障害者福祉センターA型）		
規模・構造	敷地面積 128,623 m ² 、建築面積 24,967 m ² 、延床面積 40,773 m ² 医療センター（地上 6 階）、若草園（地上 2 階）、若草療育園（地上 1 階）、あけぼの（地上 1 階）、スポーツ交流センター（地上 2 階）、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	各施設の竣工年及び経過年数については（4）以降の各施設における「イ. 施設の概要」において記載する。		
総工事費用	8,282 百万円		
工期	10 年（昭和 51 年～平成 7 年） ※ 医療センター（昭和 53 年開設）、若草園（昭和 40 年開設）、若草療育園（平成 4 年開設）、あけぼの（昭和 43 年開設）、スポーツ交流センター（平成 8 年開設） ※ 若草園、あけぼのについては、別途大規模増改築あり		
指定管理者	3 期目	H28. 4. 1～H38. 3. 31	（社福）広島県福祉事業団
	2 期目	H23. 4. 1～H28. 3. 31	（社福）広島県福祉事業団
	1 期目	H18. 4. 1～H23. 3. 31	（社福）広島県福祉事業団



ア. ロケーション

広島県立障害者リハビリテーションセンター（以下、「リハビリテーションセンター」という）は東広島市西条町田口に位置する。ロケーションとしては広島県の中心部に位置するが、交通は比較的不便な立地にあり、JR 西条駅よりバスで 20 分、平日は上り下り各 7 便（土、日、祝祭日は各 6 便）、スロープ付き送迎

バスを無料で運行するなどして対応している。

このような立地条件にもかかわらず、広島県内のみならず、中国地方各地よりリハビリテーションセンターの治療を求めて多くの患者が集まっている。

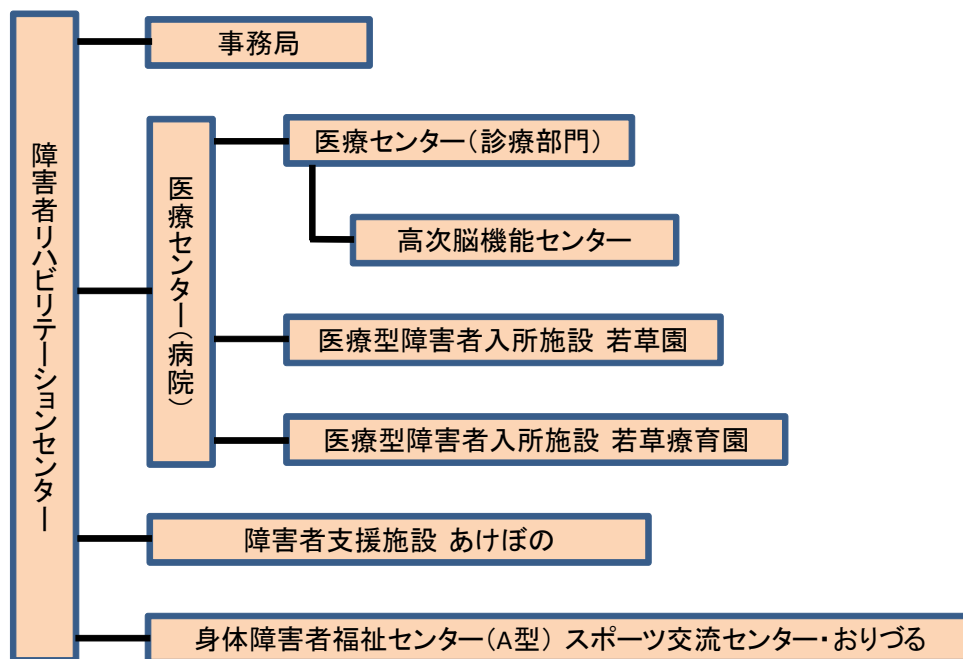
イ. 設置目的

設置目的は「障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行い、その福祉の増進を図る。」とされており、医療センター、若草園、若草療育園、あけぼの、スポーツ交流センターなど多様な施設が同一敷地内に設置され、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動に至るまでの幅広い分野における一貫した支援施設を有する総合型施設として、乳幼児から成人までの障害者（児）全般に対する様々な医療・福祉サービスを有機的に提供するとともに、障害者（児）福祉の向上を推進する中核施設としての役割を果たしている。

ウ. 組織構成

当センターの組織構成は以下の図のとおりである。

広島県立障害者リハビリテーションセンターの組織構成



(2) 施設の利用状況

ア. 利用者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	192,734	191,707	194,836	196,571	208,118
実績値	181,811	177,899	167,148	173,517	191,512
達成率	94.3%	92.8%	85.8%	88.3%	92.0%

指定管理者である（社福）広島県福祉事業団は、施設の利用状況に関する目標指標として利用者数を定め、満足度調査の要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。しかしながら、下記【指摘】

の記載の通り、県民に対する情報の開示に当たって、利用状況の理解につながる十分な開示が行われているとは言い難い。

【指摘】

上記の「ア．利用者数の推移」の表は、業務プロセス改革課が公表する「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の「2 施設利用状況について」からの抜粋であり、県民が指定管理者制度導入施設の利用状況を確認できる数少ない資料となっている。

平成 27 年度の利用者数は 191,512 人であるが、そのうち 91,964 人がスポーツ交流センターの入場者、残りの 99,548 人が医療センターの入院及び外来患者であり、その他の施設については集計されておらず、また、その旨の記載もされていない。

リハビリテーションセンターの場合、機能の異なる複数の施設が複合している施設であり、その利用状況についてスポーツ交流センター及び医療センターの「利用者数」のみをもって評価の指標とすることは、施設全体の利用状況評価を誤らせるおそれがある。

今後は「2 施設利用状況について」において、施設ごとの枠を設けたり、別紙として各施設の利用状況を示すデータを添付したりするなどして、指標についても利用者数に限らず、各施設の利用状況を示すような適切な指標を設定し、開示すべきと考える。

イ．各施設の稼働率（平成 27 年度）

各施設の稼働の状況については（4）以降の各施設における「ウ．活動状況」において記載する。

（3）指定管理者の収支の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	3,201,978	3,282,386	3,442,904	3,657,082	3,669,015
県委託料	235,644	214,774	293,482	285,950	222,396
料金収入（※1）	2,861,125	3,019,198	3,046,840	3,179,415	3,359,076
その他収入	105,209	48,414	102,582	191,717	87,543
支出	3,053,467	3,141,792	3,335,926	3,512,432	3,646,936
人件費	1,875,712	1,935,776	1,975,749	2,091,236	2,268,960
管理費	236,375	220,054	384,748	375,423	342,422
事業費	941,380	985,962	975,429	1,045,773	1,035,554
収支①	148,511	140,594	106,978	144,650	22,079
【自主事業】（※2）					
収入	29,415	28,163	30,476	23,434	30,295
支出	16,934	21,100	20,320	18,243	13,013
収支②	12,481	7,063	10,156	5,191	17,282
合計収支（①+②）	160,992	147,657	117,134	149,841	39,361

（※1） 利用料金制（公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度）の採用による

（※2） 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

上記は平成 23 年度から始まった第 2 期の指定管理契約の管理経費の状況であるが、第 1 期（平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間）の県委託料の 1 年平均金

額が 326,711 千円であったのに対し、第 2 期の県委託料の 1 年平均金額は 250,449 千円と減少しているが、これは第 1 期前半に制度移行期として県が多額の運営委託料を支出していたことによるものである（結果的に多額の剰余金が生じたため、返還も行われている）。

平成 27 年に実施された指定管理者の候補者の選定では、引き続き（社福）広島県福祉事業団が平成 28 年度からの 10 年間の指定管理者として選定されており、10 年間の委託料の提案額は 1,623,868 千円（1 年平均金額は 162,368 千円、但し県が負担すべき諸費用を除く）となっているが、これには備品購入費が含まれておらず、単純に第 2 期との比較はできない。

（４）医療センター（診療部門）



ア．施設の機能

地域のリハビリテーション中核施設としての役割を担うとともに、地域医療を重視し、高度で特徴のある医療を提供することにより、障害児（者）等の社会復帰の促進を図るとともに、地域支援に取り組んでいる。「障害者に最高の医療を」「利用者には選ばれる病院づくり」をモットーに医療を遂行するとともに、地域の中核施設としての責務を果たし、障害児（者）等の社会復帰促進と地域支援を行っている。

患者の中心はもちろん障害者の人々であるが、特に一般外来の患者を制限しているわけではなく、近隣地域の医療にも貢献している。

リハビリテーションセンター内の他施設の障害者に関しては、若草園、若草療育園ともに医療型障害者入所施設となっているため、それぞれに医療スタッフを抱えており、また病棟も区分けされている。

イ. 施設の概要

病床数・・・160床

診療科・・・整形外科・小児科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・泌尿器科・リウマチ科・内科・眼科・精神科・神経内科・歯科

時期	施設概況
昭和53年4月	身体障害者医療センター（50床）を開設
平成4年5月	身体障害者医療センターの増床（50床→110床）
平成8年4月	医療センターに名称変更
平成10年6月	医療センターの増床（110床→114床）
平成19年4月	医療センターの増床（114床→135床）[15床休床]
平成22年9月	医療センターの増床（135床→160床）[40床休床]
平成27年4月	大規模リニューアルに伴い休床40床を高次脳機能センターとして稼働

ウ. 活動状況

活動状況を示す定量的指標の推移は以下のとおりである。

平成27年の患者数、入院患者数の増加はリニューアルの影響が大きいですが、歯科を除いて概ね患者数は増加傾向にあり、施設の有効利用に向けての有効な活動がなされているといえる。

患者の推移

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
入院	1日平均	103	101	101	100	126	
	延人数	37,563	36,849	36,966	36,554	46,257	
外来	整形外科	1日平均	100	100	101	101	107
		延人数	25,666	26,449	27,061	27,099	28,751
	小児科	1日平均	29	31	31	32	36
		延人数	7,258	7,771	7,398	7,562	8,616
	泌尿器科	1日平均	10	11	11	12	14
		延人数	2,367	2,388	2,301	2,590	2,786
	高次脳機能センター	1日平均	27	29	30	33	36
		延人数	6,468	6,902	7,230	7,874	8,580
	その他	1日平均	5	3	4	7	7
		延人数	1,134	616	1,678	1,917	1,734
	歯科	1日平均	15	14	13	12	12
		延人数	3,630	3,275	3,000	2,853	2,824
	計	1日平均	182	179	181	186	199
		延人数	46,523	47,401	48,668	49,895	53,291

病棟別入院患者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1病棟	18,585	18,118	18,628	18,228	18,903
2病棟	18,978	18,731	18,338	18,326	17,391
3病棟	—	—	—	—	9,963
若草園病棟	16,671	17,796	17,899	18,488	16,377
若草療育園病棟	20,081	20,341	19,956	20,154	20,200
計	74,315	74,986	74,821	75,196	82,834

※ 若草園病棟、若草療育園病棟はそれぞれ若草園、若草療育園の病棟入院患者を収容している。

(5) 高次脳機能センター

ア. 施設の機能

高次脳機能センターは、高次脳機能障害に対して診断・治療・リハビリテーションを行い、職場復帰・就労・修学等社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整え、広島県内の高次脳機能障害者の医療・福祉の向上を図ることを目的として、広島県の指定を受け、平成18年(2006年)5月1日に開設された施設である。平成27年4月からは40床の専門病床を開設し、機能強化を図っている。

高次脳機能障害とは、脳の損傷により、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害を指す。医療技術の発達により、交通事故や転落による脳外傷や脳卒中の救命率が向上した一方で、高次脳機能障害をもつ患者の数は増加している。

センターではその他にも、高次脳機能障害に関する普及啓発や研修を行うとともに県内の支援ネットワーク構築にも取り組んでいる。

イ. 施設の概要

病床数・・・40床

時期	施設概況
平成18年5月	高次脳機能センターの開設
平成27年4月	高次脳機能障害専門病床の開設(40床)

ウ. 活動状況

活動状況を示す定量的指標の推移は以下のとおりである。

新規相談件数(実人数)250名

	年齢別			
	男性	女性	不明	合計
0～17歳	8	4	1	13
18歳～40歳	47	23	2	72
41歳～64歳	82	21	0	103
65歳～	40	15	0	55
不明	2	1	4	7
合計	179	64	7	250

	疾患別			
	男性	女性	不明	合計
脳外傷	54	20	2	76
脳卒中	84	25	3	112
その他	34	15	2	51
不明	7	4	0	11
合計	179	64	7	250

地域別(圏域)	
広島市	77
広島市以外の広島圏域	8
広島西	6
呉	17
広島中央	55
備北	10
尾三	17
福山・府中	18
他県	21
不明	21
合計	250

相談支援の内容

相談内容	訓練	診断	就労	職業訓練	就学	家族支援	生活	保障・補償	障害者手帳	福祉サービス	権利擁護	その他	合計
件数	155	54	0	0	0	1	6	1	1	4	0	28	250
延べ件数	394	91	423	36	75	18	838	281	86	829	1	967	4,039

(意見)

リハビリテーションセンターの指定管理者の活動状況を報告する資料として、

県は（社福）広島県福祉事業団の「事業報告書」あるいはリハビリテーションセンターの「施設業務概要」を入手しているが、広島県高次脳機能センターに関する定量的指標に関しては医療センターの一病棟として指標中に、下記のような外来患者の推移データと高次脳疾病に係る入院患者数推移が示されている。

高次脳機能センターは、患者、家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させ、地域の医療機関や事業所との連携調整における県の中核施設である。

また、平成 27 年度には専門病床 40 床を稼働させ、機能強化を図っているところであり、その活動状況や有効性を示すデータ等の情報開示を充実させていくべきであると考えている。

患者の推移

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
外来	高次脳機能センター	27	29	30	33	36
	延人数	6,468	6,902	7,230	7,874	8,580

疾病別入院患者の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高次脳	5,390	5,611	5,358	5,714	10,948

（6）若草園



ア．施設の機能

肢体に障害のある主として 18 歳未満の児を対象に、医療やリハビリを行うとともに、一人ひとりの自主性や個性を大切にしながら、総合的な療育を行う。

一般入園として、社会的に在宅の難しい子供たちや、小児科・小児整形外科の疾患や手術、運動発達訓練などで治療を要する子供たちを対象として、教育を受けられる環境で、小児科医・整形外科医・泌尿器科医・歯科医が連携をもったチーム医療を行っている。

親子入園として、親子ともに入園してもらい、家庭療育に必要な知識や技術

を保護者に身につけてもらう取組も行っている。親子入園による早期療育指導の機能は広島県内では若草園にしかない。

通園として、肢体不自由のある子供たちに対し、一人ひとりに応じた保育とリハビリを行うとともに、放課後デイサービスとして、広島県立西条特別支援学校に通学している子供たちに対して、放課後の時間帯に、ここの自主性や個性を尊重した支援サービスを行っている。

イ. 施設の概要

定員数:入所 62 人、通園 10 人、短期入所 4 人

福祉法上の定員は 62 人であるが、うち 7 人は親子入園向け。医療法上の病棟病床数は 55 床であるが、短期入所事業のため 4 床を使用しており、継続入所者の定員は、実質 50 人前後となっている。

時期	施設概況
昭和 28 年 7 月	肢体不自由児施設若草園を広島市東区尾長町に開設（入所 50 床）
昭和 40 年 9 月	肢体不自由児施設若草園を東広島市西条町へ改築移転し、定員変更（入所 50 床→150 床、通所 40 人）
平成 4 年 5 月	肢体不自由児施設若草園の定員変更（入所 150 床→65 床）
平成 8 年 4 月	肢体不自由児施設若草園の定員変更（入所 65 床→62 床）
平成 24 年 4 月	入所部を医療型障害児入所施設若草園に（入所 62 床）に、通園部を医療型児童発達支援センター（通所 10 人）に、名称変更

平成 4 年 5 月に入所定員を 150 床から 65 床に大幅に削減しているが、これは若草療育園（50 床）の開設と、医療センターの増床（50 床→110 床）を受けて、医療法上の組織体制上の調整を行った結果、若草園の定員が削減となったものである。

ウ. 活動状況

入所・通所児童数の推移 月平均契約児・措置児数

年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
一般入所	47	16,887	49	17,807	49	17,951	51	18,593	45	16,465
親子入所	2	808	3	1,028	3	900	3	1,083	3	1,012
通所	4	857	4	300	16	1,304	20	1,883	16	1,711
計	53	18,552	56	19,135	68	20,155	74	21,559	64	19,188

介助の状況（入所）

区分	全介助		相当介助		自立		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
洗面	18人	39%	2人	5%	26人	56%	46人	100%
食事	15人	33%	1人	2%	30人	65%	46人	100%
排泄	25人	54%	3人	7%	18人	39%	46人	100%
入浴	23人	50%	5人	9%	18人	39%	46人	100%
着脱衣	22人	48%	2人	5%	22人	48%	46人	100%

介助の状況（通所）

区分	全介助		相当介助		自立		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
洗面	16人	100%	0人	0%	0人	0%	16人	100%
食事	15人	93%	1人	7%	0人	0%	16人	100%
排泄	16人	100%	0人	0%	0人	0%	16人	100%
入浴	0人	0%	0人	0%	0人	0%	16人	100%
着脱衣	16人	100%	0人	0%	0人	0%	16人	100%

短期入所（空床型）・日中一時利用児数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期入所	16	20	72
日中一時	130	142	230
計	146	162	302

広島県障害者保健福祉圏域別の医療型障害児入所施設等の状況

	医療型児童 発達支援センター		医療型障害児 入所施設		療養介護	
	施設数	定員合計	施設数	定員合計	施設数	定員合計
広島圏域	2	60	1	100	1	100
広島西圏域	0		1	48	3	48
呉圏域	0		1	50	1	50
広島中央圏域	1	10	3	165	4	203
尾三圏域	0		0		0	
福山・府中圏域	1	20	1	54	1	44
備北圏域	0		1	80	1	80
計	4	90	8	497	11	525
うち県施設	2	30	4	219	3	147
広島中央圏域	1	10	3	165	2	103
若草園		10		62		
若草療育園				53		53
わかば療育園				50		50
福山・府中圏域	1	20	1	54	1	44
福山若草育成園		20				
福山若草療育園				54		44

※ 障害保健福祉圏域とは、障害福祉サービス等のうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に設定された7つの圏域を言う。

上表は広島県内の福祉施設をその機能別、及び障害者保健福祉圏域別に区分した表である。なお、短期入所など民間の施設が多く、県施設の重要性が相対的に低いものについては割愛してある。

これをみると、県福祉施設が医療型施設など多様な人材と大勢のスタッフ、多くの設備が必要で、採算性が悪く、民間事業者の参入が困難な分野をカバーしていることは評価できる。

広島圏域については、広島市が中心となって施設整備が進んでいるため、広島県にはその他の地域においての施設整備が求められ、広島中央圏域、福山・府中圏域に県立の福祉施設が設置されている。

例えば圏域レベルでの整備が求められている児童発達支援センターなども、平成27年度現在においては福祉型のものも含め広島西圏域、備北圏域では設置されていなかったが、広島西圏域では平成28年4月に設置済み、備北圏域も平成29年4月に設置予定であり、順次整備が進められている。

(7) 若草療育園



ア. 施設の機能

心身ともに重度の障害がある児（者）を対象に、健康管理に留意して医療・リハビリ・日常生活支援など総合的な療育を行うとともに、潤いのある生活を提供する病院と施設の機能を持っている。

イ. 施設の概要

定員数：入所 53 人、短期入所 5 人

時期	施設概況
平成4年5月	重度心身障害児施設若草療育園（入所50人）の開設
平成8年4月	重度心身障害児施設若草療育園の定員変更（入所50人→53人）
平成24年4月	医療型障害児入所施設若草療育園（入所53人）に名称変更

ウ．活動状況

入所児（者）数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	53	53	53	53	53

介助の状況

区分	全介助		相当介助		自立		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
洗面	52人	98%	1人	2%	0人	0%	53人	100%
食事	40人	75%	13人	25%	0人	0%	53人	100%
排泄	51人	96%	2人	4%	0人	0%	53人	100%
入浴	53人	100%	0人	0%	0人	0%	53人	100%
着脱衣	48人	91%	5人	9%	0人	0%	53人	100%

年齢別

区分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40歳以上	計
人数	0	2	2	2	17	15	15	53
構成比	0%	4%	4%	4%	32%	28%	28%	100%

短期入所（併設型）・日中一時支援利用児（者）数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期入所	573	495	576
日中一時	130	129	265
計	703	624	841

エ．入所待機について

直近4年間の入退園の状況は以下のとおりである。常に定員の53人の枠は埋まっている状態で、しかも4年間で入所者の入れ替わりは5人しか発生していない。

入退園の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入所者	0	2	2	1
退所者	0	2	2	1
月平均入所者	53	53	53	53
定員	53	53	53	53

一方、平成28年12月現在の入所待機の状況は以下のとおりで、30人の入所待機が発生している。

保護者の意向別の入所待機状況

	病院 入院中	短期入所 利用	外来 フォロー	他施設 入所	その他	合計
保護者の意向						
早期入所希望	3	1	2	7	3	16
将来入所希望	0	5	4	4	1	14
合計	3	6	6	11	4	30

現在の入所者のうち、29歳以上の占める割合は約56%となっている。これは、保護者が健在なうちはなるべく入所を控えているため、18歳以下の入所者が少なくなっていることと、いったん入所すれば、退所はほとんど行われず、入所が長期にわたってしまうことによるものである。

(意見)

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点から考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

(8) あけぼの



ア. 施設の機能

主に高次脳機能障害者や肢体不自由者の地域生活や就職等の自立に向けた様々な専門的なサービスを提供するとともに、障害により常時介護等を必要とする方々に、豊かで潤いのある生活を提供する目的で設置された施設。

イ. 施設の概要

定員数：入所 70 人、短期入所 5 人、日中 80 人

時期	施設概況
昭和 43 年 4 月	重度身体障害者更生施設あけぼの寮（入所 50 人）を開設
昭和 60 年 4 月	重度身体障害者更生施設あけぼの寮の定員変更（入所 50 人→80 人）
平成 15 年 4 月	肢体障害者更生指導所との統合により肢体不自由者更生施設あけぼの（入所 90 人、通所 10 人）に再編
平成 19 年 4 月	障害者支援施設あけぼの（入所 70 人）に名称変更、日中活動（生活介護 14 人、機能訓練 45 人、生活訓練 6 人、就労移行支援 15 人）
平成 20 年 4 月	日中活動の定員変更（生活介護 14 人→20 人、機能訓練 45 人→39 人、生活訓練 6 人、就労移行支援 15 人）
平成 23 年 4 月	日中活動の定員変更（生活介護 20 人→35 人、機能訓練 39 人→27 人、生活訓練 6 人→12 人、就労移行支援 15 人→6 人）

ウ．活動状況

利用者数の推移（月平均契約者数）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入所	49	53	64	66	61	50
通所	9	10	10	13	10	8

年齢別

区分		20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計
機能訓練	入所	0	1	1	6	4	0	12
	通所	0	0	0	0	0	0	0
生活訓練	入所	1	0	3	1	1	0	6
	通所	0	1	1	0	0	0	2
就労移行	入所	0	1	0	0	1	0	2
	通所	0	0	0	1	0	0	1
生活介護	入所	0	3	2	5	12	8	30
	通所	0	0	0	0	0	3	3
合計	入所計	1	5	6	12	18	8	50
	通所計	0	1	1	1	0	3	6

障害者総合支援法において、各事業の上限利用期間を機能訓練 18 カ月、生活訓練 24 カ月、就労移行支援 24 カ月、生活介護無制限と定められており、これを基準に個々に必要と思われる期間目標を設定し、利用期間を定めている。

(9) スポーツ交流センター



ア. 施設の機能

スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、障害のある人の社会参加の促進に努めるため、スポーツ大会、スポーツ・文化・健康教室、イベント・講習会、活動支援などを行っている。また、県内に拠点を置き、定期的に教室を開催し、地域貢献を行っている。

イ. 施設の概要

時期	施設概況
平成 8 年 4 月	スポーツ交流センター・おりづるの開設

開館時間

平日 : 9:00~21:00 (施設利用時間 9:30~20:30)

日祝日 : 9:00~17:45 (施設利用時間 9:30~17:00)

利用時間

区分	施設	午前	午後	夜間
個人・貸切利用可	プール、アリーナ	9:30~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 20:30
個人利用のみ可	トレーニング室、卓球室			
貸切使用のみ可	会議室、調理実習室			

施設名	面積 (規模)	施設内容
(スポーツ施設)		
アリーナ	約 899㎡	床暖房設備、電光掲示板、放送設備、磁気ループを設置。施設備品の貸出しを行っている。 2階にアリーナを一周するランニングエリアを設置している。
プール	約 777㎡	25m 6コース、水深1.25~1.45mで、内2コースは台を入れて水深0.85~1.05mと浅くなっている。 水温は32℃前後を保ち、体を暖める採暖室を設置。 異性介助でも利用できる家族更衣室を設置。 水深・流速調整、リフトによる入退水が可能な流水プールを併設している。
トレーニング室	約 144㎡	トレッドミル、エアロバイクなどのトレーニングマシンを設置。
卓球室	約 76㎡	反射音を少なくする吸音材を使用。 2室に分けて使用可能。 サウンドテーブルテニス用卓球台と一般卓球台を使用できる。
多目的グラウンド	約 12,750㎡	グラウンドゴルフ、フライングディスク、レクリエーションなど多目的に使用できる。
(文化施設)		
会議室	約 170㎡	2室に分けて使用可能。 磁気ループ、OHP、CD・DVDプレイヤーなどを設置。
調理実習室	約 79㎡	高さが調節できる調理台がある。食事会などに使用できる。
バリアフリーモデルルーム	約 147㎡	使いやすい建具、調理器具、食器類、日常生活用具などを展示し、実体験を行うことができる。
展示コーナー	約 60㎡	施設紹介、作品の展示、各種イベントの案内をしている。
情報コーナー	約 46㎡	図書、カタログなどにより情報提供をしている。 拡大読書器を設置。

ウ．活動状況
施設別利用状況

区分		年間利用者数			1日平均 利用者数
		障害者 (介助者を含 む)	一般	計	
ス ポ ー ツ 施 設	プール	14,907	18,239	33,146	113.5
	アリーナ	13,254	10,412	23,666	81.0
	卓球場	4,981	2,461	7,442	25.5
	トレーニング室	10,332	6,108	16,440	56.3
	小計	43,474	37,220	80,694	276.3
文 化 施 設	モデルルーム	41	344	385	1.3
	会議室	3,205	3,093	6,298	21.6
	調理実習室	3,071	1,516	4,587	15.7
	小計	6,317	4,953	11,270	38.6
総計		49,791	42,173	91,964	314.9

※ 介助者は障害者1人につき1人まで認められる。

障害者スポーツ大会、スポーツ・文化・健康教室、イベント・講習会、活動支援等の様々な活動を行っており、障害のある人の社会参加の促進及び障害者を交えたスポーツ交流の場としては一定の成果を上げている。

一方で、リハビリテーションセンター内の他の施設の利用者が、治療行為の一環としてスポーツ交流センターを利用する機会は極めて少なく、複合施設としてリハビリテーションセンター内にある必然性には乏しい。

(意見)

上記の施設別利用状況の表は県が指定管理者から入手した資料からの抜粋であるが、多目的グラウンドの利用状況について言及されていない。

県が施設の有効性を評価するにあたって、その維持管理のコストに見合う利用がされているかどうかというのは当然に考慮されるべきであるため、利用者数に関する記載、あるいはそれに代わって利用状況を示す何らかの指標が記載されるよう求めるべきと考える。

13. 広島県立福山若草園

(1) 施設の概要

担当課	健康福祉局 障害者支援課		
所在地	福山市水呑町 4357 番地 水呑三新田 42-1		
設置目的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る。		
施設・設備	福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）、福山若草療育園（医療型障害児入所施設、障害福祉サービス（療養介護））		
規模・構造	敷地面積 15,994 m ² 、建築面積 5,130 m ² 、延床面積 7,432 m ² 地上3階、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	各施設の竣工年及び経過年数については（4）以降の各施設における「イ．施設の概要」において記載する。		
総工事費用	2,640 百万円		
工期	2 年		
指定管理者	3 期目	H28.4.1～H38.3.31	（社福）広島県福祉事業団
	2 期目	H23.4.1～H28.3.31	（社福）広島県福祉事業団
	1 期目	H18.4.1～H23.3.31	（社福）広島県福祉事業団



ア．ロケーション

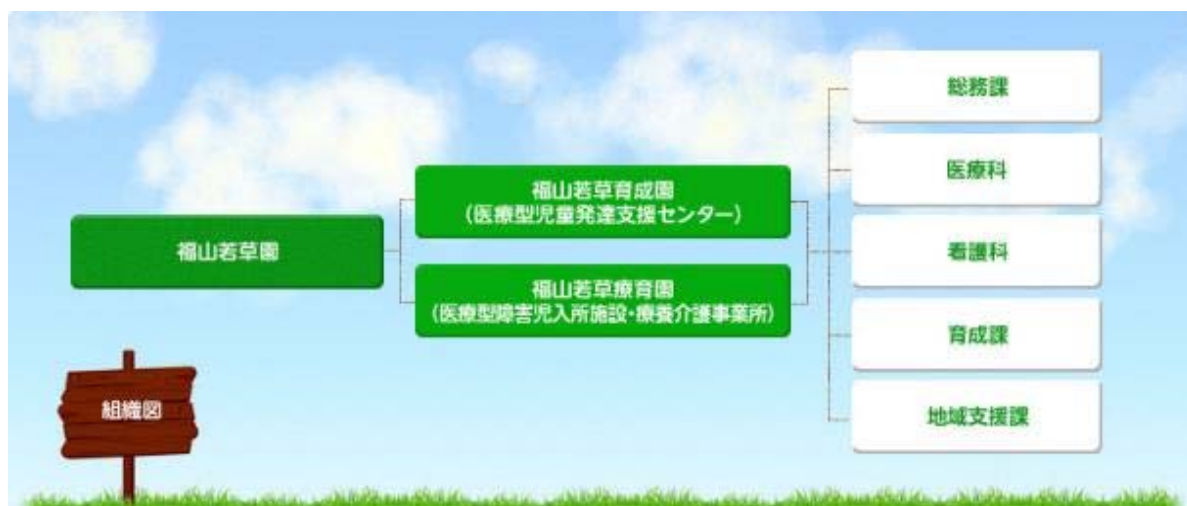
広島県立福山若草園は福山市津之郷町から平成 27 年 4 月 1 日に現在の福山市水呑町に移転した。ロケーションとしては県西部をカバーする広島市立の施設、中心部をカバーする広島県立障害者リハビリテーションセンターと並んで、福山市を中心とする広島県東部全域をカバーする位置に立地している。

イ．設置目的

設置目的は在宅障害児（者）への支援体制の強化と充実を図るとともに、施設利用者のニーズに対応する福祉サービスの提供体制の確立、専門性の向上を目的としている。

ウ．組織構成

広島県立福山若草園の組織構成は以下の図のとおりである。



(2) 施設の利用状況

ア．入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 25 人
実績値	入所 43 人 通所 26 人	入所 44 人 通所 24 人	入所 44 人 通所 26 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 26 人
達成率	100%	98.5%	101.4%	100%	101.3%

指定管理者である（社福）広島県福祉事業団は、施設の利用状況に関する目標指標として入場者数を定め、入所利用者及び家族に対する面談や、施設内に設置された御意見箱などの要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。

イ．各施設の稼働率（平成 27 年度）

各施設の稼働の状況については（4）以降の各施設における「ウ．活動状況」において記載する。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	538,605	536,367	557,383	750,131	701,218
県委託料	6,450	1,757	2,608	96,529	3,497
料金収入(※1)	520,181	530,854	540,894	552,631	692,976
その他収入	11,974	3,756	13,881	100,971	4,745
支出	515,381	512,014	521,513	736,543	679,117
人件費	402,789	399,634	409,506	476,244	519,668
管理費	27,101	23,228	32,526	140,790	36,136
事業費	85,491	89,152	79,481	119,509	123,313
収支①	23,224	24,353	35,870	13,588	22,101
【自主事業】(※2)					
収入	34,203	50,683	55,217	59,996	80,791
支出	18,109	36,817	47,478	39,967	76,400
収支②	16,094	13,866	7,739	20,029	4,391
合計収支(①+②)	39,318	38,219	43,609	33,617	26,492

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

(4) 福山若草育成園



ア. 施設の機能

就学前の障害のある幼児が、親子で通って訓練や保育を受けることができる施設。保育は主に遊びを通して、やってみたいという意欲を育て、笑顔や感情が豊かになるよう取り組んでいる。また訓練では、姿勢保持や移動、遊び、日常生活動作、摂食及びコミュニケーションの発達を促すよう、指導を行っている。

イ. 施設の概要

定員：通園 20 人

時期	施設概況
昭和 55 年 6 月	通園部門（通所 20 人）の開設
昭和 59 年 4 月	肢体不自由児施設福山若草育成園（入所 40 人、通所 20 人）に編成
平成 5 年 4 月	肢体不自由児施設福山若草育成園の定員変更（入所 40 人→38 人）
平成 6 年 8 月	肢体不自由児施設福山若草育成園の定員変更（入所 38 人→36 人）
平成 12 年 3 月	入園部門（入所 36 人）を廃止し、肢体不自由児通園施設福山若草育成園に名称変更
平成 24 年 4 月	医療型児童発達支援センター（通所 20 人）に名称変更
平成 27 年 4 月	福山市水呑町へ移転

ウ. 活動状況

通所児童の推移（月平均契約児・措置児数）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
通所	26	24	26	25	24
延べ利用者数	1,155	1,399	1,690	1,692	1,513

外来の状況

年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
小児	18.9	4,866	24.6	6,307	32.9	8,314	45.0	11,426
整形	9.6	2,467	7.2	1,850	12.5	426	14.8	490
精神	20.3	243	20.3	243	20.0	240	17.1	308
歯科	14.9	3,390	15.7	3,417	14.1	2,956	9.3	1,954
計	42.6	10,966	46.1	11,817	47.1	11,936	86.2	14,178

年齢別（通所）

区分	1歳未満	1～2歳	2～3歳	3～4歳	4～5歳	5～6歳	6歳以上	計
男	0	4	3	1	4	2	0	14
女	1	1	2	2	1	5	0	12
計	1	5	5	3	5	7	0	26
構成比	4%	19%	19%	12%	19%	27%	0%	100%

(5) 福山若草療育園



ア. 施設の機能

心身ともに重度の障害がある児（者）を対象に、入園児（者）の発達に合わせた活動を多く取り入れ、健康で明るく楽しい生活が送れるよう援助している。

イ. 施設の概要

定員数：入所 54 人、短期入所 6 人、生活介護事業 10 人

時期	施設概況
昭和 37 年 6 月	肢体不自由児施設若草園福山分園（入所 40 人）を開設
昭和 53 年 4 月	福山若草園に名称変更
昭和 54 年 4 月	肢体不自由児施設福山若草園の増床（入所 50 人→80 人）
昭和 59 年 4 月	重症心身障害児施設福山若草療育園（入所 40 人）に編成
平成 5 年 4 月	重症心身障害児施設福山若草療育園の定員変更（入所 40 人→42 人）
平成 6 年 8 月	重症心身障害児施設福山若草療育園の定員変更（入所 42 人→44 人）
平成 23 年 6 月	重症心身障害児施設福山若草療育園の定員変更（入所 44 人、短期 5 人）
平成 24 年 4 月	医療型障害児入所施設福山若草療育園（入所 44 人、短期 5 人）に名称変更
平成 27 年 4 月	福山市水呑町への移転に伴う定員変更（入所 44 人→54 人、短期 5 人→6 人）日中活動の変更（生活介護 5 人→10 人）

ウ. 活動状況

入園児（者）数の推移（月平均契約児・措置児数）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	43.3	43.5	44	44	52.2

介助の状況

区分	全介助		相当介助		自立		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
洗面	52人	96%	2人	4%	0人	0%	54人	100%
食事	39人	72%	12人	22%	3人	6%	54人	100%
排泄	48人	89%	5人	9%	1人	2%	54人	100%
入浴	54人	100%	0人	0%	0人	0%	54人	100%
着脱衣	51人	94%	2人	4%	1人	2%	54人	100%

年齢別の入所者

区分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40歳以上	計
人数	3	2	0	0	5	15	29	54
構成比	6%	4%	0%	0%	9%	28%	53%	100%

平成27年度の入所状況

年度	入所時期	療養	児童	措置	計
入所者数	平成27年 4月	2	1		3
	5月		1	1	2
	9月	1			1
	12月	1			1
	平成28年 2月		1		1
	3月	2			2
	計		6	3	1

短期入所（併設型）・日中一時支援利用児（者）数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期入所	1,485	1,612	1,575
日中一時	10	19	29
計	1,495	1,631	1,604

エ．入所待機について

障害者支援課で把握する入所待機者数はゼロとのこと。しかし、入園児（者）数の推移の表を見ると、定員44人であった平成23年から平成26年の間は常に入所者は43人を超え（年間平均）、特に平成25年、平成26年は44人の枠いっぱいとなっている。移転により定員が54人に増加した平成27年は、10人の定員増が徐々に埋まっていったため、入園児（者）数は52.2人となっているものの、10人の入所者に対して退所者がいなかったため、平成28年3月末時点ではすでに54人の定員枠が埋まっている状態である。

平成27年度の超・準重症児（者）の入所時期

	前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
超重症児	0	1	2									1		4
準超重症児	7	2												9
その他	37						1			1			2	41
計	44	3	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	54

（意見）

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

14. 広島県立障害者療育支援センター

(1) 施設の概要

担当課	健康福祉局 障害者支援課		
所在地	東広島市八本松町米満 198-1		
設置目的	障害者及び重症心身障害児に対する訓練、治療その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図る。		
施設・設備	松陽寮（障害者支援施設）、わかば療育園（医療型障害児入所施設）		
規模・構造	敷地面積 60,849 m ² 、建築面積 12,899 m ² 、延床面積 19,085 m ² 松陽寮（地上2階）、わかば療育園（地上3階）、鉄筋コンクリート造		
竣工年 経過年数	各施設の竣工年及び経過年数については（4）以降の各施設における「イ. 施設の概要」において記載する。		
総工事費用	4,398 百万円		
工期	5年（昭和55年～昭和61年） 松陽寮（昭和56年開設，昭和61年大規模増改築），わかば療育園（昭和58年開設）		
指定管理者	3期目	H28.4.1～H38.3.31	（社福）広島県福祉事業団
	2期目	H23.4.1～H28.3.31	（社福）広島県福祉事業団
	1期目	H18.4.1～H23.3.31	（社福）広島県福祉事業団



ア. ロケーション

広島県立障害者療育支援センターは東広島市八本松米満に位置する。ロケーションとしてはJR西条駅からバスで15分、下車後300メートルの距離にあり、公共の交通機関を利用するには不便な場所にあるが、車での利用者が多く、特に問題はない。

イ. 設置目的

「障害者と共に生きる文化を創造し発展させる」という理念のもと、重い障害がある人でも、豊かで快適な生活を送ることができるよう、質の高い福祉、医療及び療育サービスの提供に努めている。また、在宅の障害児（者）の支援ニーズに応えるため、専門スタッフを活用した発達障害外来、短期入所事業、日中一時支援事業及び通所支援事業などの多様なサービスを実施している。

ウ．組織構成

広島県立障害者療育支援センターの組織構成は以下の図のとおりである。



(2) 施設の利用状況

ア．入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	198 人	198 人	198 人	198 人	198 人
実績値	196 人	192 人	191 人	188 人	186 人
達成率	99.0%	97.0	96.5%	94.9%	93.9%

指定管理者である（社福）広島県福祉事業団は、施設の利用状況に関する目標指標として入場者数を定め、保護者アンケートや、施設内に設置された御意見箱などの要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。

イ．各施設の稼働率（平成 27 年度）

各施設の稼働の状況については（4）以降の各施設における「ウ．活動状況」において記載する。

(3) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】					
収入	2,392,503	1,656,244	1,661,613	1,465,799	1,518,993
県委託料	6,999	5,677	4,272	8,889	19,364
料金収入(※1)	1,365,655	1,415,047	1,398,561	1,409,279	1,394,816
前期収支差額充当	921,804	147,947			
その他収入	98,045	87,573	258,780	47,631	104,813
支出	2,441,407	1,662,254	1,722,745	1,499,566	1,550,307
人件費	1,075,206	1,060,969	1,086,850	1,038,399	1,091,783
管理費	182,939	180,568	173,479	181,502	198,398
第1期収支差額精算	284,689	283,000	0	0	0
事業費	898,573	137,717	291,651	279,665	260,126
施設整備等負担金	0	0	170,765	0	0
収支①	-48,904	-6,010	-61,132	-33,767	-31,314
【自主事業】(※2)					
収入	81,986	93,997	96,663	96,735	99,975
支出	47,123	61,699	67,967	68,384	73,428
収支②	34,863	32,298	28,696	28,351	26,547
合計収支(①+②)	-14,041	26,288	-32,436	-5,416	-4,767

(※1) 利用料金制(公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度)の採用による

(※2) 自主事業：指定管理者自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

(4) 松陽寮



ア. 施設の機能

ノーマライゼーションの理念のもとに利用者一人ひとりのニーズや特長に応じた支援を行う、障害者支援施設である。高齢者中心の棟や自閉症や行動障害のある人の生活棟等、特徴のある4つの課を編成し、きめ細かなサービスの質の向上に努めている。個々人がやりたいことの支援や、余暇活動や自治会活動の支援など、利用者の生活の質の向上と利用者主体の施設づくりに取り組んでいる。

イ. 施設の概要

定員数：入所 148 人、日中 168 人、短期入所 8 人（併設型）

時期	施設概況
昭和 56 年 9 月	知的障害者更生施設松陽寮（入所 80 人）を開設
平成 4 年 5 月	知的障害者更生施設松陽寮の定員変更（入所 80 人→160 人）
平成 19 年 4 月	障害者支援施設松陽寮（入所 160 人）に名称変更、日中活動（生活介護 174 人、生活訓練 6 人）
平成 20 年 4 月	障害者支援施設松陽寮の定員変更（入所 160 人→154 人）
平成 21 年 4 月	障害者支援施設松陽寮の定員変更（入所 154 人→148 人） 日中活動の変更（生活介護 174 人→168 人、生活訓練 6 人）

ウ. 活動状況

利用者数の推移

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
日中支援	入所	146	143	141	138	136
	通所	32	31	33	36	44
	計	178	174	174	174	180

介助の状況

区分	全介助		相当介助		自立		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
洗面	87人	64%	46人	34%	3人	2%	136人	100%
食事	11人	8%	95人	70%	30人	22%	136人	100%
排泄	51人	38%	67人	49%	18人	13%	136人	100%
入浴	84人	62%	50人	37%	2人	2%	136人	100%
更衣	41人	30%	78人	57%	17人	13%	136人	100%

年齢別の入所者

区分	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
人数	0	6	10	26	40	36	18	136
構成比	0%	4%	7%	19%	30%	27%	13%	100%

在所期間

区分	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	計
人数	10	0	15	22	54	35	136
構成比	7%	0%	11%	16%	40%	26%	100%

短期入所（併設型）・日中一時支援利用者数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期入所	204	338	587
日中一時	406	382	443
計	610	720	1,030

エ. 入所待機について

広島県では、障害者支援施設の入所調整は、「障害者支援施設入所調整要領」

に基づきおこなっているが、松陽寮では広島県の「入所調整委員会設置要領」に基づいて入所調整委員会を設置し、入所の公平性・客観性を確保しつつ、自主的に入所優先順位を決定している。

(5) わかば療育園



ア. 施設の機能

重い知的障害と重い肢体不自由のある人たちのために、一人ひとりに応じた治療・リハビリテーションと生活の援助を行うことを目的とした施設（医療法上の病院）。

イ. 施設の概要

定員数：入所 50 人、短期入所 5 人（併設型）

時期	施設概況
昭和 58 年 4 月	重症心身障害児施設わかば療育園（入所 40 人）を開設
平成 21 年 4 月	重症心身障害児施設わかば療育園の定員変更（入所 40 人→50 人）
平成 23 年 3 月	重症心身障害児施設わかば療育園の定員変更（入所 50 人、短期 5 人）
平成 24 年 4 月	医療型障害児入所施設わかば療育園（入所 50 人、短期 5 人）に名称変更

ウ. 活動状況

入所児（者）数の推移（月平均契約児・措置児数）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	50	50	50	50

外来の状況

年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
小児	24.9	6,096	23.7	5,718	22.4	5,476	21.4	5,203
整形	33.7	8,252	43.5	10,477	46.7	11,389	44.4	10,796
精神	13.5	3,309	10.2	2,457	7.3	1,783	7.5	1,817
歯科	1.1	261	0.9	223	8.6	240	9.5	257
計	73.1	17,918	78	18,875	85	18,888	83	18,073

年齢別の入所者

区分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40歳以上	計
人数	1	2	2	5	4	11	25	50
構成比	2%	4%	4%	10%	8%	22%	50%	100%

短期入所（併設型）・日中一時支援利用者数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期入所	1,056	1,135	918
日中一時	79	34	12
計	1,135	1,169	930

エ．入所待機について

「入所見（者）数の推移」の表にあるとおり、平成24年度以降、常に入所定員である50人が入所している状態が継続している。

一方、平成28年12月現在の入所待機の状況は以下のとおりで、37人の入所待機が発生している。

保護者の意向別の入所待機の状況

	病院 入院中	短期入所 身体介護	短期入所 生活介護 事業所	他施設 入所	その他	合計
保護者の意向						
早期入所希望	2	0	0	3	1	6
将来入所希望	0	5	16	0	10	31
合計	2	5	16	3	11	37

年齢別の入所待機者

区分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40歳以上	計
人数	2	1	0	2	16	10	6	37
構成比	5%	3%	0%	5%	43%	27%	16%	100%

現在の入所者のうち、30歳以上の占める割合は約72%となっている。これは、保護者が健在なうちはなるべく入所を控えているため、18歳以下の入所者が少なくなっていることと、いったん入所すれば、退所はほとんど行われず、入所が長期にわたってしまうことによるものである。

（意見）

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点から考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

【障害者関連施設総括】

(※) 12. 13. 14. の 3 施設に係る総括

ア. 施設の利用状況について

各施設ともに、医療型施設に代表される多様な人材と大勢のスタッフ、多くの設備が必要で、採算性が悪く、民間事業者の参入が困難な分野をカバーしており、ほとんどの施設で利用の状況も良好である点で評価できる。

イ. 開示情報の充実

それぞれの施設において複数の事業施設を保有しており、異なる機能を果たしているにもかかわらず、利用状況等の情報に関して事業施設別に十分な開示が行われていない。障害者関連施設は安易に統廃合を考える対象ではないが、いかにして限られたリソースを有効に活用するかという観点から各施設内の事業別施設の情報開示を充実させていくべきである。

また、指定管理者の活動状況を報告する資料として、県は(社福)広島県福祉事業団の「事業報告書」あるいは「施設業務概要」等入手しているが、同種の施設について統一された数値資料が作成されておらず、施設ごとの比較を困難にしている。

具体的には、例えば入所待機が生じている3つの医療型障害児入所施設である若草療育園、福山若草療育園、わかば療育園の入退園に係る事業報告書上の数値資料としては、若草療育園では「入退園の状況」、福山若草療育園では「平成27年度の入所状況」があるだけで、わかば療育園については開示されていない。

(意見)

県は施設の活動状況を把握する資料として、指定管理者である(社福)広島県福祉事業団の「事業報告書」あるいは「施設業務概要」等入手しているが、記載されている数値資料に統一性がなく、同種施設の比較が困難になっている。

県は、施設の利用状況を判断するために真に必要な情報を得られるよう、指定管理者と協議すべきである。

ウ. 施設利用の機会の平等性の確保

現在、いくつかの施設で入所待機者が存在し、入所希望者に適時にサービスを提供することが困難な状況となっている。施設利用者、施設利用希望者に対して、障害の状況に応じて均等な受益機会を確保できるように措置していくことが必要と考える。そのためには、県が主導して、民間を含めた現有施設を最大限に利活用できるようなマッチングの機能を果たしていくべきである。

エ. 現有県施設の活用について

広島県では第4期広島県障害福祉計画の成果目標のひとつとして、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、平成25年度末現在における施設入所者3,062人のうち、平成29年度末時点でその11.3%にあたる345人が地域生活(グループホーム、在宅等)へ移行することを目指している。今回取り上げている県の社会福祉施設では、医療型施設を中心に重度の障害者に対応するものが多く、安易に地域生活への移行を考えることはできないが、個々に必要十分な施設をマッチングする体制を整えば、社会福祉施設の受け皿を広げることによって、施設入所者、施設入所希望者の選択肢が増えるのではないかと考える。

当然、県が新たに施設を設置することは困難であるが、障害のある人々の暮

らしの場について、「障害のある人々の福祉 2015」「8 住宅・暮らしの場」において、県営住宅、身体障害世帯向け県営住宅、共同生活援助（グループホーム等）、施設入所支援（障害者入所施設）、福祉ホームなどのサービスを列挙しており、障害の程度や個々の事情に応じた提供をうたっている。障害者の人々の地域生活への移行に関しては、在宅を除いてはその受け皿となる施設の充実が重要となる。現在、他県において県営住宅の一部を身体障害世帯向けに改装して利用している例もあるように、県の所有する住宅（県営住宅、職員公舎）の一部を社会福祉施設化することについても検討の余地があるのではないか。

（意見）

平成 22 年に国土交通省から発出された「公営住宅のグループホーム等への事業への活用について」（平成 22 年 8 月 3 日国住備第 40 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）にもうたわれてる公営住宅（職員公舎含む）のグループホーム等としての活用、またはこれを受けて兵庫県障害福祉課が行っている、県営住宅・公舎住宅の空き住居と、グループホーム設置法人とのマッチング事業など、福祉施設の入所者の地域生活への移行において重要となる地域の受け皿であるグループホーム等の整備のためのより具体的な方策が必要と考える。

15. 県営住宅

(1) 施設の概要

担当課	土木建築局 住宅課		
所在地	広島県全域		
設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対し住宅供給を行う		
施設・設備	住居 (16,640 戸)、駐車場 (15,092 区画)		
竣工年 経過年数	昭和 28 年から平成 27 年		
指定管理者	3 期目	H27.4.1~H32.3.31 (但し、第二上安、平成ヶ浜は H26.4.1~H31.3.31)	
	地区名	広島南部	広島県ビルメンテナンス協同組合
		広島北部	
		安芸	
		廿日市、大竹	
		三次、庄原	
		呉	ビルックス(株)
		東広島、竹原	株くれせん
		三原	堀田・誠和協同企業体
		尾道	
		福山、府中	
		第二上安	合同産業(株)
平成ヶ浜	フジタビルメンテナンス(株)		

(※) 平成 28 年 3 月 31 日時点

(※) 県営住宅は複数の地区に分けて管理されており、各団地が属する地区は下記(4) 参照

(2) 指定管理者の収支の推移

(単位：千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
【委託事業】				
収入		4,877,602	5,401,635	4,964,960
	使用料及び手数料	3,422,928	3,375,535	3,339,845
	分担金及び負担金	4,336	3,662	2,868
	国庫支出金	446,047	322,017	517,164
	諸収入	5,088	14,565	10,179
	県債	685,200	548,800	722,700
	繰入金	0	305,828	48,229
	財産収入	113,581	452,496	1,611
	前年度繰越金	200,418	378,729	322,362
支出		4,498,872	5,079,272	4,847,282
住宅管理費	県営住宅維持管理費	1,701,551	2,384,103	1,964,326
	職員給与費	285,402	285,845	303,629
	住宅建設費	1,369,553	1,238,419	1,651,680
	公債費	1,142,365	1,170,903	927,645
収支①		378,729	322,362	117,678
【自主事業】				
収入		-	-	-
支出		-	-	-
収支②		-	-	-
合計収支(①+②)		378,729	322,362	117,678

(3) 制度の目的

ア. 公営住宅制度

公営住宅とは、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする制度である（公営住宅法第1条）。

県営住宅の意義、種類は次のとおりである。

<p>※県営住宅：県が事業主体として整備した公営住宅及び改良住宅のことをいう。</p> <p>※公営住宅：公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）に基づき整備された住宅のことで、次の①～③を満たしたものをいう。</p> <p>① 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行って管理するものであること。</p> <p>② 低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設であること。</p> <p>③ 公営住宅法の規定による国の補助に係るものであること。</p> <p>※改良住宅：住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づき整備された住宅のこと。不良住宅が密集し保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団建設を地方公共団体が行うものであること。</p>

イ. 県営住宅の沿革

広島県では、戦後復興と住宅不足の解消のため、昭和26年に公布された公営住宅法に基づき、公営住宅の建設を開始した。

高度経済成長期以降は、中山間地域から瀬戸内工業地帯へ人口が大量に移動したため、広島市や福山市といった人口集中地域では、市街地開発が進む一方で、上下水道や教育施設等のインフラ設備が追いつかなくなり、地価の高騰と住宅不足が大きな問題となった。

このため、広島県では、広島市には郊外におけるニュータウン等の団地に、福山市には産業振興の一環として企業誘致に合わせて整備した住宅団地に、年間500戸以上の県営住宅を建設していった。

現在では、他の都道府県と同様、住宅不足に対応した大量建設はほぼ終了しており、県営住宅の建設事業は新規建設から老朽化した既存住宅の建替へと移行しているところである。



長寿園北高層住宅
広島市中区白島北町所在



牛田高層住宅
広島県東区牛田新町所在

(4) 県営住宅の運営状況

ア. 特別会計

広島県では、県営住宅の整備、維持管理等に係る収支を明確にし、会計の明瞭化を図るため、平成12年度から、県営住宅に関する収支につき特別会計制度に移行している。

イ. 指定管理者制度

広島県では、平成19年度から県営住宅の管理・運営について、公募による指定管理者制度が導入されており、現在は3期目となっている。

ウ. 住宅の設置状況

県営住宅の所在地、管理棟数、管理戸数、入居者数は次のとおりである（平成28年4月1日時点）。

県営住宅全体では、団地数115、管理棟数594、管理戸数16,640、入居世帯数13,742となっている。

地区	所在地		住宅名	管理棟数	管理戸数	入居数	
広島南部	広島市中区	舟入南三丁目	舟入	2	90	86	
		吉島新町二丁目	吉島	11	170	160	
		基町	基町	11	240	11	
		白島北町	長寿園北高層	1	486	441	
		西白島町	長寿園南高層	2	650	613	
		吉島東一丁目	吉島東	5	150	133	
		計	6 団地	32	1,786	1,444	
	広島市東区	牛田新町三丁目	新山	2	32	26	
		牛田新町二丁目	牛田	6	240	160	
			牛田高層	1	120	107	
		上温品四丁目	平林	15	80	73	
	計	4 団地	24	472	366		
	広島市南区	宇品東一丁目	宇品	7	112	91	
		宇品西二丁目	鯉港	5	103	83	
		比治山本町	比治山	3	90	77	
		計	3 団地	15	305	251	
	広島市西区	観音町	東観音	2	211	172	
		西観音町	西観音	3	60	50	
		福島町二丁目	福島	2	119	114	
		福島町一丁目	福島北	2	48	37	
		小河内町一丁目	小河内	1	24	22	
		福島町一丁目	福島西	2	64	54	
		計	6 団地	12	526	449	
	広島北部	広島市安佐南区	祇園五丁目	青原	4	64	60
			山本四丁目	西山本	3	50	47
			大町西二丁目	下大町	6	142	80
				上安	2	134	128
上安二丁目			第二上安	1	110	107	
			安佐	25	697	649	
上安五丁目			1-22	22	607	564	
			23-25	3	90	85	
八木四丁目			梅林	4	60	58	
八木五丁目			城山	4	56	53	
八木三丁目			緑丘	9	120	72	
八木六丁目			別所	7	250	201	
			10	1	30	26	
			1-6	6	220	175	
計		10 団地	65	1,683	1,455		
広島市安佐北区		あさひが丘五丁目	あさひが丘	19	460	295	
		亀山南四丁目	虹山	9	235	171	
			6-9	4	79	62	
			22、46-49	5	156	109	
			高陽	89	2,890	2,485	
		落合四丁目	1-16	16	590	509	
		落合三丁目	17-28	12	320	279	
		落合四丁目	29-34、98、99	8	200	165	
		真亀二丁目	35-38	4	110	88	
		真亀五丁目	39-43	5	140	122	
		真亀四丁目	44-62	19	610	505	

地区	所在地		住宅名	管理棟数	管理戸数	入居数	
		亀崎二丁目	71-75	5	180	150	
		亀崎三丁目	76-81	6	370	338	
		亀崎三丁目	84-89	6	140	127	
		亀崎二丁目	90-97	8	230	202	
		計	3 団地	117	3,585	2,951	
広島市 計		32 団地	265	8,357	6,916		
安芸	海田町	東海田		2	38	34	
		海田		6	120	116	
		海田月見		4	120	112	
		計	3 団地	12	278	262	
	熊野町	熊野		16	573	413	
		西熊野		4	119	86	
	計		2 団地	20	692	499	
	坂町	坂		4	54	38	
		平成ヶ浜		1	60	58	
		第二平成ヶ浜		1	60	60	
		第三平成ヶ浜		1	50	46	
		計	4 団地	7	224	202	
	広島地域 計		41 団地	304	9,551	7,879	
呉	呉市	西中央四丁目	二河	2	50	42	
		和庄登町	登町	3	46	36	
		和庄一丁目	寺迫	2	47	14	
		警固屋八丁目	警固屋	2	41	21	
		阿賀南一丁目	豊栄	1	144	106	
		警固屋一丁目	鍋山	4	42	35	
		焼山此原町	此原		5	132	115
				12-15	4	90	82
				1	1	42	33
		焼山宮ヶ迫二丁目	宮ヶ迫	4	161	139	
		焼山東一丁目	第三焼山	3	89	70	
			小坪	5	129	93	
		広小坪二丁目	1、2 3-5	2	49	42	
		広小坪一丁目		3	80	51	
		広長浜三丁目	長浜	2	28	25	
		広本町二丁目	広	1	30	30	
		阿賀南六丁目	阿賀		5	112	93
				特別住宅	1	1	1
		計		13 団地	40	1,052	820
呉地域 計		13 団地	40	1,052	820		
廿日市 大竹	大竹市	玖波一丁目	大竹	2	60	59	
		北栄	北栄	4	110	99	
		東栄一丁目	東栄	2	60	53	
		計	3 団地	8	230	211	
	廿日市	六本松一丁目	玉の井	2	56	52	
		阿品台東、阿品台西	廿日市	40	1,090	969	
		地御前一丁目	地御前	2	50	50	
計		3 団地	44	1,196	1,071		
廿日市地域 計		6 団地	52	1,426	1,282		
東広島	竹原市	竹原町	丸子山	1	44	41	

地区	所在地		住宅名	管理棟数	管理戸数	入居数	
竹原			第二丸子山	2	50	43	
		本町二丁目	田の浦	3	50	49	
		下野町	成井		2	54	48
				10	1	20	15
				1	1	34	33
	計	4 団地	8	198	181		
	東広島市	西条東北町	諏訪	6	96	90	
		西条町	御菌宇	3	119	101	
			平岩	4	60	59	
		高屋高美が丘九丁目	西高屋	1	50	50	
	計	4 団地	14	325	300		
東広島地域計			8 団地	22	523	481	
三原	三原市	東町三丁目	東町	5	84	75	
		中之町二丁目	中之町	3	90	62	
		中之町三丁目	倉之内		2	46	30
				11	1	30	18
				10	1	16	12
		沼田東町	七宝	1	48	47	
		明神三丁目	明神	6	168	129	
		須波西町	須波	2	60	29	
		宗郷四丁目	宗郷	4	90	80	
		円一町五丁目	円一	4	120	108	
		皆実五丁目	皆実	3	80	77	
計	9 団地	30	786	637			
尾道	尾道市	古浜町	のぞみが浜	5	89	77	
			2-5	4	66	61	
			1	1	23	16	
		手崎町	吉和手崎	1	23	0	
		栗原町	栗原	1	20	20	
		防地町	久保	1	19	17	
		美ノ郷町	三美園	2	59	39	
		新高山二丁目、新高山三丁目	新高山	8	189	164	
		向東町	向東	3	48	36	
		古浜町	古浜	3	60	55	
		高須町	高須	3	60	57	
		向東町	肥浜	3	50	37	
		因島土生町	土生	4	58	55	
		因島重井町	小田浦	1	24	21	
		因島中庄町	室屋	1	20	19	
		計	13 団地	36	719	597	
尾三地域計			22 団地	66	1,505	1,234	
福山府中	福山市	本町	城東	1	24	24	
		港町二丁目	港町	3	122	99	
		山手町六丁目	泉	2	48	37	
		北吉津町三丁目	吉津	3	72	44	
		山手町五丁目	南泉	14	267	183	
		北美台	北美台	1	23	16	
		水呑向丘	向ヶ丘	6	117	90	

地区	所在地		住宅名	管理棟数	管理戸数	入居数
			1-4	4	69	60
			15、16	2	48	30
		引野町北四丁目	高屋	2	45	36
		引野町南一丁目	引野	15	416	282
		日吉台二丁目	日吉台	18	476	399
		城興ヶ丘	城興ヶ丘	4	88	79
		南蔵王町六丁目	蔵王	6	120	116
		駅家町	駅家	7	170	102
		神村町	神村	2	48	46
		南松永町一丁目	南松永	3	56	55
		計	15 団地	87	2,092	1,608
	府中市	土生町	府中	3	60	36
		高木町	高木	4	60	59
			計	2 団地	7	120
福山地域計			17 団地	94	2,212	1,703
三次 庄原	三次市	粟屋町	粟屋	2	23	20
		畠敷町	三次	2	60	55
			王之段	2	40	37
		十日市西四丁目	西三次	2	40	37
		南畑敷町	八次	2	48	47
		計	5 団地	10	211	196
	庄原市	西本町二丁目	本町	2	50	44
		東本町一丁目	本町上野	2	60	55
		東本町四丁目	本町大歳	2	50	48
	計	3 団地	6	160	147	
備北地域計			8 団地	16	371	343
広島県計			115 団地	594	16,640	13,742

(5) 入居制度のあらまし

ア. 収入基準

県営住宅では、入居申込者の収入（月収）が一定額以下であることが入居要件となる（公営住宅法第23条第1号、公営住宅法施行令第6条第1項及び第2項、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第6条第1項第2号）。

その基準額は、次のとおりである。

月収額（※1）	申込資格（※2）
214,000円を超える	なし
214,000円以下	裁量階層の申込資格あり
158,000円以下	一般世帯の申込資格あり

（※1）「月収額」は、入居者の世帯全員の総所得金額から、一定の控除額を差し引いた残額について、月額（12で除す）で算出する。

（※2）「裁量階層」とは、①入居者が高齢者、障害者である場合等特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合、②公営住宅が、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため建設する国の補助に係るもの又は転貸するため借り上げる場合を指す。

「一般世帯」とは、入居者資格を有する者のうち、「裁量階層」以外の場合を指す。

イ. 家賃の算定

公営住宅における家賃は、入居者からの毎年の収入申告に基づき、当該収入から導かれる基礎額、住宅の立地条件、規模、住宅の経過年数、利便性の程度を考慮して、各事業主体が決定する。

その具体的な算定式は次のとおりである。

(公営住宅の家賃)

$$= (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

上記算定式のとおり、公営住宅の家賃は、入居者の収入を基にした「家賃算定基礎額」に、その他の係数を乗じて算出する。この家賃算定基礎額は入居者の収入に応じて決められるが、両者の関係は、次のとおりである（公営住宅法施行令第2条第2項）。

入居者世帯の収入	家賃算定基礎額
104,000円以下	34,400円
104,000円超～123,000円以下	39,700円
123,000円超～139,000円以下	45,000円
139,000円超～158,000円以下	51,200円
158,000円超～186,000円以下	58,000円
186,000円超～214,000円以下	67,500円
214,000円超～259,000円以下	79,000円
259,000円超～	91,100円

ウ．募集日程

広島県では、県営住宅の入居募集を、空室が生じた場合に毎年3回（6月、10月、2月）の頻度で定期募集を行うものと、空室が継続的に生じている一部の団地について、毎年8回（4月、5月、7月、8月、9月、11月、1月、3月）の頻度で随時募集を行うものがある。

エ．応募状況

県営住宅の平均応募倍率（※）は、平成23年度から同26年度で、広島市が9.80倍、その他地域が2.34倍、全体では4.00倍となっている。

平均応募倍率の推移は次のとおりである。

県営住宅の募集・応募状況（定期募集） （戸、人）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
広島市	募集戸数	139	191	143	79	552
	応募者数	1,314	1,337	1,612	1,148	5,411
	応募倍率	9.45	7.00	11.27	14.53	9.80
その他の地域	募集戸数	395	459	542	539	1,935
	応募者数	1,321	1,308	1,092	806	4,527
	応募倍率	3.34	2.85	2.01	1.50	2.34
全体	募集戸数	534	650	685	618	2,487
	応募者数	2,635	2,645	2,704	1,954	9,938
	応募倍率	4.93	4.07	3.95	3.16	4.00

（広島県住宅再編5箇年計画（第2次）より引用）

（※）この応募倍率は、空き室が生じた場合に定期的（毎年度3回）に入居者募集を行う「定期募集」の倍率である。

このように、全体的に見ると高い平均応募倍率であるが、後に述べるとおり、各団地別で見ると、広島市中心部等、利便性の高い地域に所在する団地に人が集中する一方、郊外では平均応募倍率が1を切る団地も多く、入居需要の偏在化が顕著に認められるところである。

（6）県営住宅の現状と環境

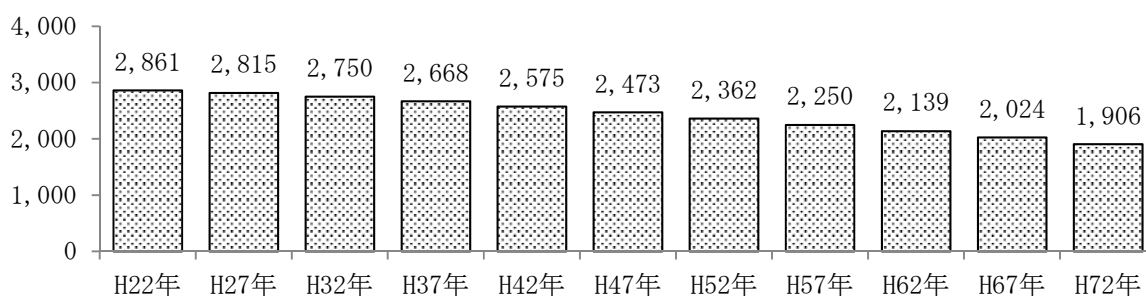
ア．広島県における人口及び世帯数の見通し

広島県の人口は、平成10年の約288万人をピークに減少を続けており、平成27年には約281万人、世帯数では約119万世帯となっている。

今後も人口及び世帯数の減少傾向が変わる見通しはなく、平成72年度には人口が約190万人、世帯数が85万世帯と、現状と比較して、それぞれ30%程度の減少を見込んでいる。

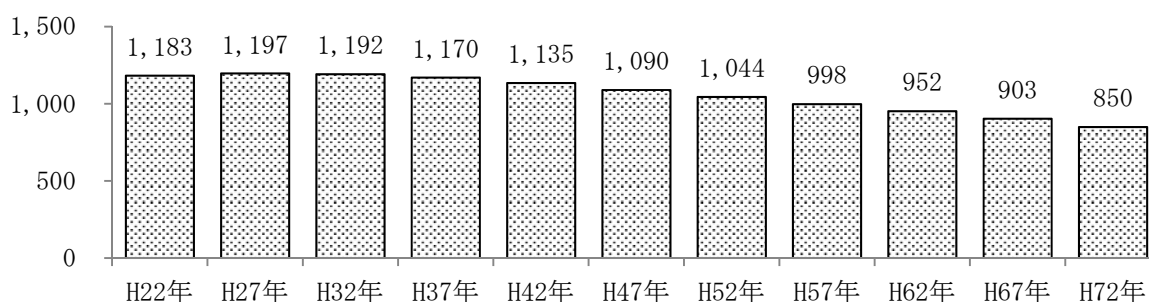
従って、広島県においては、このような人口減少を前提とした県営住宅事業の管理、運営が求められる状況となっている。

将来人口の見通し（単位：千人）



（出典：ひろしま未来チャレンジビジョンの広島県人口の将来展望における「現状で推移した場合」の人口推計）

将来世帯数の見通し（単位：千世帯）



（※）一般世帯数は、ひろしま未来チャレンジビジョンの広島県人口の将来展望における「現状で推移した場合」の人口推計を基に、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月推計）の年齢5歳階級別世帯形成率を乗じて推計

イ．県営住宅のストック

県営住宅の団地数は、平成28年4月1日時点で115団地、管理戸数16,640戸である。

建設年度を見ると、住宅不足の状況が続いていた昭和45年～54年度の10年間に建設された住宅が約60%を占めており、全体で見ると、昭和54年以前に建設された住宅が約70%を占めている。

このような建設年度を見ただけでも、県営住宅は全体的に老朽化が進んでおり、住宅の建替統廃合の必要性が高いことが分かる。

建設年度別の戸数割合（単位：％）

		～ S39	S40 ～ S44	S45 ～ S49	S50 ～ S54	S55 ～ S59	S60 ～ H1	H2 ～ H6	H7 ～ H11	H12 ～ H16	H17 ～ H21	H22 ～
全体 (16,636戸)		3.0	7.6	33.0	27.3	11.6	5.0	3.6	4.1	2.7	1.4	0.8
種 別	公営住宅 (15,849戸)	2.9	6.3	31.6	28.6	12.2	5.2	3.7	4.3	2.8	1.5	0.9
	改良住宅 (786戸)	6.1	34.1	59.8	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域特賃 (1戸)	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—

（県営住宅再編5箇年計画（第2次）より引用）

（7）県営住宅に関する事業計画

ア．公共施設等マネジメント方策

広島県では、概ね10年後を展望して将来像を示した「ひろしま未来チャレンジプラン」が策定され、これを社会資本の面で実現するため、土木建築局が担う今後の社会資本マネジメントの基本方針として、「社会資本未来プラン」が定められている。

この中では、10年後のあるべき社会資本の実現を図るため、①社会資本整備の重点化、②社会資本ストックの有効活用、③社会資本の適正な維持管理が基本方針とされている。

また、広島県では、平成26年12月、「広島県公共施設等マネジメント方策」が策定されている。

これは、広島県が所有する公共施設全般について老朽化が進む中で、全庁的な共通認識のもと、県有施設全体の最適化を図り、最小の経費で最大の効果をもたらす取組を進めることを目的としており、県営住宅も対象施設とされている。

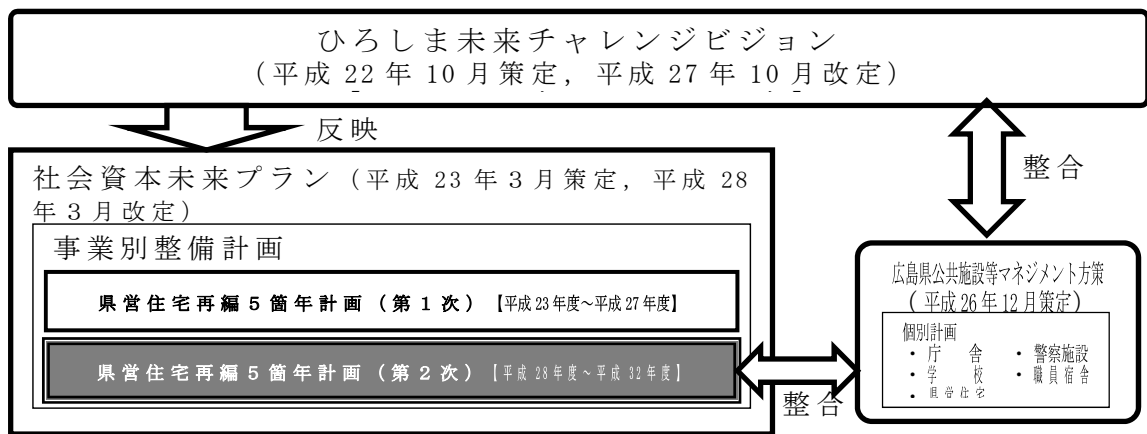
この方策の基本的な考え方として、①「新しく造ること」ことから「賢く使うこと」への観点から、原則として新規の施設整備は行わず、維持すべき施設、廃止すべき施設などの選択により施設総量の最適化を図り、維持すべき施設に耐震改修などの投資を集中する、②施設の長寿命化を図ることで、更新時期や財政負担の平準化を図る、③施設の維持管理コストの縮減による財政負担の軽減を図る、④未利用スペースの貸付など、施設の有効活用による歳入確保を図ることが謳われている。

イ．広島県県営住宅再編5箇年計画

上記「広島県公共施設等マネジメント方策」では、各公共施設について、施設総量等の最適化に対する具体的取組や数値目標などを定めた個別施設計画を策定すると定められている。

この点、県営住宅については、すでに平成23年度から県営住宅再編5箇年計画が策定されていたところ、上記方策に基づく個別施設計画策定の要請を受けて、平成28年度から平成32年度における計画として、広島県県営住宅再編5箇年計画（第2次）が策定された。

このような県営住宅再編5箇年計画（第2次）の位置づけは、次のとおりである。



(県営住宅再編5箇年計画(第2次)より引用)

このように、広島県の公共施設に関する計画・方針では、全庁的な方策として「広島県公共施設等マネジメント計画」が策定され、これを実現するための個別施設計画として、県営住宅の場合、県営住宅再編5箇年計画(第2次)が策定されているという位置づけとなる。

(8) 県営住宅に関する監査の視点

公営住宅制度の趣旨、公共施設に関する県全体の方針、施設の現状や入居状況等を踏まえ、次の視点から監査を実施した。

ア. 社会福祉増進への寄与という制度目的に適った運用がされているか

公営住宅制度は、公営住宅法第1条が規定しているとおおり、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は、転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」としている。

特に、今後も人口減少が見込まれる中、民間住宅の空室率も決して低くなく、過去のような住宅不足の問題が落ち着いた状況では、「低廉な家賃」で住宅供給することの目的は、住宅に困窮する者への供給という社会福祉の増進に寄与することに求められなければならないと考えられる。

従って、県営住宅は、このような制度目的に合致した運営がなされる必要がある。

イ. 適法かつ公正な住宅管理・運営がなされているか。

県営住宅が公営住宅法や県条例に基づき適法に運営される必要があることは当然であるが、入居申請、家賃回収、退去明渡に関する手続等について、広島県で実効的な管理・運営に関する手続が策定され、これらを実際の運営主体である指定管理者により遵守される必要がある。

これらは、県営住宅事業の基本であるばかりでなく、制度に対する県民の信頼にも係わる事項であるから、その運営方法は適法かつ公正なものでなければならない。

ウ. 住宅の有効利用が図られているか

広島県では、都市部では入居応募者が募集部屋数を上回る状況が続いている一方、いわゆる郊外の住宅では空室が増えているという傾向があり、地域によ

り、入居状況の偏在化が認められるところである。

特に、広島県は、「広島県公共施設等マネジメント方策」の中で、「新しく造ること」ことから「賢く使うこと」という取組方針が明らかにしていることから、県営住宅事業の中で、空室の有効利用を目指す取組が実施されている必要がある。

エ. 適切な統廃合計画の策定とその実施がなされているか

上述のとおり、県営住宅は老朽化が進んでおり、各住宅施設の存続について常時検討していかなければならない時期に来ている一方、人口の都市部への偏在化や郊外に位置する住宅の空室増加という基本的傾向が認められる。そのため、広島県には、このような環境を前提とした適切な統廃合計画を実施していくことが求められており、このことは、「広島県公共施設等マネジメント方策」の内容にも合致するものである。

従って、住宅の統合、用途廃止、新設住宅の建設基準が適切に計画され、これが上記基本環境に応じて実施される必要がある。

上記監査の視点を踏まえた指摘または意見は、次のとおりである。

(9) 制度目的に適った運用について

ア. 高応募倍率住宅への対策

上述のとおり、県営住宅全体の平均応募倍率は4倍程度であるが、各団地別で見ると、主に市内中心部に位置する団地に応募が集中しているのが実状である。

例えば、平成27年度における定期募集（空室が生じた場合に毎年度3回行う募集）において、平均応募倍率が10倍を超えた団地は、次のとおりである。

所在市町村	住宅名	募集戸数	応募者数	倍率
広島市	舟入	5	248	49.60
広島市	東観音	5	317	63.40
広島市	吉島	36	448	12.44
広島市	長寿園北高層	9	193	21.44
広島市	長寿園南高層	18	368	20.44
広島市	牛田高層	5	262	52.40
広島市	福島	1	52	52.00
広島市	上安	2	78	39.00
広島市	第二上安	5	99	19.80
尾道市	高須	2	31	15.50

これを見ると、尾道市の高須団地を除けば、広島市中心部またはその近郊に位置する住宅に人気集中している状況であり、一部団地では、平均応募倍率が50倍を超えている。そして、広島県ではこれらの入居申込者を抽選で選定することから、上述のような平均応募倍率の著しく高い住宅では、住宅供給を必要とする住宅困窮者が多く存在しても、入居できない県民が多数存在している。この点、これらを改善するための最も簡易な対策は、住宅供給戸数を増やすことであるが、広島県の方針では、上述した「広島県公共施設等マネジメント方策」が示しているとおおり、むしろ、管理戸数を減らすことを目標としているので

あるから、このような対策を取ることができないことは言うまでもない。

すると、平均応募倍率が高い団地において、住宅に困窮した者に住宅を供給するという制度目的に則った運用をすれば、応募者の住宅困窮度合いを考慮した入居者選定方法を採用することが考えられる。

例えば、神戸市では、市営住宅の募集において、入居申込者の住宅困窮の度合いを、「収入・家賃の状況」、「住宅の環境」、「世帯の状況等」の項目ごとに点数化し（下記の住宅困窮度配点表参照）、総合点の高い申込者で抽選を行うという「ポイント方式」を入居募集の一部で採用している。

これは、募集に応じた入居申込者の中で、「住宅に対する困窮度の高い者」という絞り込みをかけることが可能となることから、住宅困窮者に対する住宅供給という公営住宅制度の趣旨に沿った入居者選定方法であると評価できる。

この選定方法はあくまで一例にすぎず、実際に採用できるか否かは、事務負担の面も含めて慎重な検討を要すると思われる。すでに広島県では、住宅困窮度の高い高齢者や障害者等については、当選確率が2倍となる制度を導入しているが、これにとどまらず、住宅困窮の度合いが高い者を優先する方策を検討課題として取り上げるべきである。

なお、この点について、広島県からは、このような高倍率が生じている理由として、建築年度が比較的新しいものや、改修等が実施された住宅に人気が集中している反面、広島市中心部のような利便性の高い場所に位置する団地でも建築年度の古い住宅には比較的に入居が容易であることから、住宅困窮者にとって入居困難であるという状況とはいえない旨の説明もなされたが、結果として、一部住宅に人気集中し、それ故に、当該住宅においては住宅困窮の度合いの高い者の入居機会が減るという関係は変わらないことから、改善に向けた取組は行うべきである。

住宅困窮度配点表

●申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

		100%以上	90%~100%未満	80%~90%未満	70%~80%未満	
I 収入・家賃状況	A. ポイント方式の支出基準額を用いた収入比率 【※1】	0	2	4	6	
		8	10	12	14	
		16	18	20		
		10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~40%未満	
	B. 家賃負担割合 【※2】	0	2	4	6	
		8	10	12	14	
		16	18	20		
		10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~40%未満	
	II 住宅環境	C. 住宅構造/立退き	該当なし	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	居宅、寄宿舍又は共同住宅でない(倉庫、事務所工場等)	正当な立退き要求を受けている
			0	4	6	10
D. 住宅設備 【(C)が該当なしの場合のみ加算する】		風呂	0	1	2	
		トイレ	0	1	2	
		炊事庫	0	1	2	
		注意: 「D.住宅設備」は、「C.住宅構造/立退き」の項目において、「該当なし」となった方のみが対象となります。				
E. 他世帯同居		0	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の血族以外の者と6ヶ月以上同居			
F. 配偶者又は子と別居		0	配偶者又は子と同居できる住宅がなく、別居している者			
G. 最低居住面積水準之比率 【※3】		最低居住面積水準外	最低居住面積水準の90%~100%未満	最低居住面積水準の80%~90%未満	最低居住面積水準の70%~80%未満	
		0	1	2	3	
	最低居住面積水準の60%~70%未満	最低居住面積水準の50%~60%未満	最低居住面積水準の40%~50%未満	最低居住面積水準の30%~40%未満		
	4	5	6	7		
III 世帯状況	H. 高齢者世帯	0	10	15	20	
	I. 障害者世帯	0	10	15	20	
	J. 母子・父子世帯	0	配偶者がおらず、かつ、20歳未満の子を扶養している世帯			
	K. 若年・子育て世帯	0	10	中学生以下の子と同居している世帯		
	L. 多子世帯	0	18歳未満の子が3人以上いる世帯			
		0	10			
その他	M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数	落選回数0~4	落選回数5~9	落選回数10~14	落選回数15以上	
	0	1	2	3		
N. その他	0	2	2	2		
	親子権弾被覆者	DV被害者世帯	犯罪被害者世帯	中国残留邦人等世帯		
	2	2	2	2		

(神戸市営住宅入居申込書(平成28年5月期)より引用)

(意見)

平均応募倍率が高い住宅においては、住宅困窮者への住宅供給という制度目的が十分果たされていないと考えられることから、広島県においても、住宅の困窮度合いに応じた選定方法など、現状の改善に向けた取組を検討すべきである。また、その際には、選定方法検討に当たり、当該住宅に居住することにより応募者の困窮度解消に貢献しうるものであるのかという観点を加味することも有用と考えられる。

イ. 収入超過者への対応

① 「収入超過者」とは

入居者の収入が入居収入基準を超え、かつ、当該入居者が引き続き3年以上県営住宅に入居しているときは、広島県は、当該入居者を「収入超過者」と認定し、その旨を通知する(広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条)。

簡略に言えば、入居の際は収入基準以下であった入居者が、収入の変動によって、入居中に収入基準を超えた場合の扱いを指す。

「収入超過者」と認定された入居者は、「公営住宅又は改良住宅を明け渡すように努めなければならない。」(公営住宅法第28条第1項、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第28条)とされており、いわゆる県営住宅の明渡努

力義務を負う。

また、収入超過者の家賃は、通常の家賃の決定方法にはよらず、広島県が、近傍同種の住宅の家賃（※）以下の範囲で、所定の方法（公営住宅施行令第8条第2項）により決定した額となるので、いわゆる割増家賃となる。

入居者の収入と収入超過者との関係は、次のとおりである。

（※）近傍同種の住宅の家賃とは、近傍同種の住宅（その敷地を含む）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令に定めるところにより、毎年度事業主体が定める家賃額をいう。

収入分位	公営		改良	
	一般	裁量	一般	裁量
0 < I ≤ 104,000	≤ 158,000	≤ 214,000	≤ 114,000	≤ 139,000
104,000 < II ≤ 123,000			収入超過	
123,000 < III ≤ 139,000				収入超過
139,000 < IV ≤ 158,000				
158,000 < V ≤ 186,000	収入超過	収入超過	収入超過	
186,000 < VI ≤ 214,000				
214,000 < VII ≤ 259,000				
259,000 < VIII				

※公営住宅：条例6条1項1号及び規則3条6項第1～2号

※改良住宅：条例6条1項2号及び規則3条6項第3～4号

※収入分位：公営住宅法施行令第2条第2項

② 広島県における収入超過者の状況

広島県では、平成27年度開始時点で、県営住宅全体である14,023戸に対し、1,480の収入超過者が存在しており、その割合は10%を超えている。

各地区別の収入超過者数は、次のとおりである。

（平成27年4月1日時点）

地区名	一般	収入超過者（※）	総計
広島南部	2,342	160	2,502
広島北部	3,904	486	4,390
安芸	848	95	943
第二上安	101	4	105
平成ヶ浜	54	2	56
廿日市・大竹	1,126	179	1,305
呉	765	81	846
東広島・竹原	448	47	495
三原	559	102	661
尾道	540	81	621
福山・府中	1,555	196	1,751
三次・庄原	301	47	348
総計	12,543	1,480	14,023

（※）この収入超過者には、収入超過者のうちで一定額を超える「高額所得者」が含まれている。高額所得者とは、収入超過者のうちで最近2年間に渡り公営住宅法施行令第9条第1項に規定する金額（月収額31万3000円）を超え、かつ、当該住宅に引き続き5年以上入居している者をいう（公営住宅法第29条第1項）。高額所得者は、収入超過者とは異なり、当該住宅の法的な明渡義務を負う（同項）。

③収入超過者への対応状況

このように、広島県では、すでに低額所得者とは認められない収入超過者が多数居住している事実が認められる。これらの入居が、住宅の明渡努力義務を負うことは上述のとおりである。

この点、平成16年6月に国土交通省から発出された「公営住宅の収入超過者、高額所得者及び収入未申告者に対する措置について」（国住総第53号）という通達では、収入超過者等への対策として、次の事項を実施することが適切であるとされている。

- i 収入超過者及び高額所得者に対する認定及びその旨の文書による通知
- ii 収入超過者及び高額所得者に対する面談、他の公的資金による住宅等のあるせん
- iii 高額所得者に対する明渡に係る要領の策定
- iv 高額所得者に対する明渡請求
- v 収入未申告者に対する収入状況報告請求
- vi vの請求後も未申告である者に対する収入調査
- vii viの収入調査実施後の収入超過者、高額所得者としての認定

このうち、広島県では、収入超過者の認定及びその旨の文書による通知はなされていたが、収入超過者に対する面談や、他の住宅等の斡旋等は実施されておらず、その他にも、収入超過者に対する特段の対応を取っている形跡はなかった。

そもそも、住宅に困窮しながら公営住宅に入居できない低額所得者が多数存在するにもかかわらず、すでに低額所得者でなくなった収入超過者が公営住宅に居住していることは、低額所得者のための住宅である公営住宅の性格からは矛盾した現象である。

特に、上述のとおり、広島県では、一部の団地では応募倍率が50倍を超えるなど、住宅困窮者への住宅供給が十分行き渡っていない現状を考慮すると、なおさら、収入超過者の入居継続という事態は、公営住宅の制度目的にそぐわない状況といえる。

従って、収入超過者については、強制的に退去させることはできないとはいえ、明渡努力義務は認められる以上、広島県としては、継続的に住宅の明渡を促していかなければならない。

しかるに、広島県では、「県営住宅収入超過認定・家賃決定通知書」で、収入超過者の認定とその旨の文書の通知は行っているものの、その記載内容は、

「収入が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条第1項の基準を超えていますので、平成27年4月1日からあなたを収入超過者として認定します。ついては、現在使用しておられる県営住宅を明け渡す努力をしてください。」

という程度であり、これだけでは、収入超過者にとって明渡の動機となるには弱い。

確かに、県営住宅全体で多数の収入超過者がいることからすると、その全員に対し、常時面談等を行うことや住宅の斡旋を行うことは事務的負担を考慮する必要があるが、定期的な明渡通知や面談を行うことなどは十分実施可能であると考えられる。

なお、上記通達では、「より多くの事項を実施している方が公営住宅の明渡戸数の実績が高い」という指摘がなされているところであるので、直截的な

効果が乏しいとしても、明渡に向けた具体的対応は続けていく実益があると考えられる。

【指摘】

広島県では、現在のところ、収入超過者への対応について、その認定をその旨の通知しか実施しておらず、その他に、収入超過者に任意の明渡をさせるための対応が取られていないほか、その対応方針も策定されていない。従って、このような対応方針を策定した上で、定期的な面談の実施等、明渡に向けた具体的措置を取る必要がある。

ウ．収入超過者等の報告内容

「県営住宅の管理に関する包括協定書」によると、指定管理者は、各年度の終了後 30 日以内に、当該年度の所定の書式による事業報告書を提出しなければならない（同第 8 条第 1 項）。

この所定の事業報告書は、「高額所得者等の状況」として、「収入超過者」、「高額所得者」、「うち法的措置対象」という項目に分けて、当該年度末及び前年度末の「該当者数」を報告することとなっている。

ところが、一部地区の事業報告書では、「高額所得者等の状況」の報告として、本来「該当者数」を記入、報告すべきところを、「滞納者数」という項目立てをして記入されていた。これについて、県に確認したところ、上記一部地区における「滞納者数」は、高額所得者または収入超過者のうち、各年度末に家賃を滞納している者の人数を記入しているとのことであった。

この報告内容では、包括協定書で指示されている事業報告書の内容を満たしていないばかりか、実質的に考えても、各年度の高額所得者及び収入超過者の人数が事業報告書からは分からないことになる。

(包括協定書所定の報告事項)

6 高額所得者等の状況

(単位：人)

区 分	前年度末該当者数(A)	当該年度末該当者数(B)	増減 (B-A)
収入超過者			
高額所得者			
うち法的措置対象			
合 計			

(一部地区における実際の報告内容)

6 高額所得者等の状況

(単位：人)

区 分	前年度末滞納者数(A)	当該年度末滞納者数(B)	増減 (B-A)
収入超過者	30	31	1
高額所得者	0	0	0
うち法的措置対象	5	2	-3
合 計	35	33	-2

【指摘】

高額所得者には住宅の明渡義務が、収入超過者には明渡の努力義務が課されているところであり、両類型に分類される住民には明渡に向けた対応が必要となる。

従って、高額所得者数及び収入超過者数は正確に報告されなければならないのであるから、所定の書式に従った報告を実施させる必要がある。

(10) 適法かつ公正な運用について

ア. 死亡入居者の相続人に対する対応

広島県では、家賃を滞納している入居者に対する対応計画として、年度ごとに「県営住宅家賃滞納整理に関する法的措置実施計画」（以下「法的措置実施計画」という）が策定されている。

平成 27 年度の計画によると、一定の滞納月数又は滞納家賃の額に達した滞納者に対しては、指定管理者が広島県に対し、法的措置を依頼し、この依頼を受けた広島県は、次の内容の法的措置を講じることになっている。

このような法的措置は、所定の期間内に順次進行していくことが計画されていることから、法的措置実施計画を前提とする限り、1 年を超えるような長期滞納者は、基本的に発生する余地がないと見込まれる。

番号	法的措置の内容
1	法的措置依頼
2	滞納家賃納付催告（兼停止条件付賃貸借契約解除通知）又は解除通知
3	納付期限
4	賃貸借契約の解除
5	明渡等請求訴訟の提起
6	口頭弁論、和解、判決

ところが、平成 27 年度の事業報告書を見ると、例えば、「12 か月超の滞納者」として、広島南部地区で 7 件、広島北部地区で 3 件、広島安芸地区で 5 件、呉地区で 5 件、福山地区で 3 件認められた。

これらについて広島県に確認したところ、分割納付の特例（県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第 12 条第 1 項）が適用された入居者が一部いるものの、その他は、入居者が死亡しているにもかかわらず、その相続人が入居者所有の動産等について撤去等の対応に応じないために、明渡が未了となっている案件であることが判明した。

例えば、広島南部地区ではこのような案件が 7 件認められたが、各入居者の死亡年月は次のとおりである。

- 1 平成 22 年 6 月
- 2 平成 23 年 1 月
- 3 平成 23 年 2 月
- 4 平成 23 年 7 月
- 5 平成 23 年夏頃
- 6 平成 25 年 6 月
- 7 平成 26 年 12 月（但し、現在は退去手続完了）

このように、平成 27 年度末時点で見ても、入居者死亡から 5 年程度が経過しているにもかかわらず、明渡が未了の物件が存在するところであり、この間、これらの住居については、新たな入居募集ができないなど、実損が生じている状況である。

上記案件に対する対応について広島県に確認したところ、これに関する具体的な対応方針を定めておらず、また、国土交通省からの通達等もないため、法的

手段による解決は実施していないとのことであった。

この点、県営住宅の入居契約に基づく賃料支払債務及び建物明渡義務は、入居者が死亡した場合、民法上、当該入居者の相続人に承継されることになるから、広島県は、当該相続人に任意の明渡義務の履行を求めるだけでなく、法的手段による解決が可能ならずである。

他方、当該相続人が過重な債務を負うと考えるのであれば、当該相続人は、相続放棄により入居者が負うべき債務の履行を免れることができるのであるから、当該相続人に対し明渡を請求することが著しく酷とまではいえない。

また、県営住宅では高齢の入居者も多く、このような問題は随時発生する一方、明渡が遅滞することは、住居に困窮した者の新たな入居機会を不当に奪うものである。

従って、入居者の相続人が不明である場合は格別、相続人が任意の明渡に応じないという理由から、明渡未了の状態を継続させている合理的理由はない。

【指摘】

入居者死亡後、当該入居者の相続人が明渡に協力せず、明渡未了の期間が長期間に及んでいる実情を考慮すると、広島県は、訴訟手続等、明渡請求を実現させるための法的手段を取るべきである。

現状では、このような場合に関する要領等の対応方針が策定されていないとのことであるので、まずは対応方針を策定した上で、具体的な法的手段を実施していくべきである。

イ. 相続人に対する請求金額

広島県に確認したところ、死亡入居者との間の契約関係については、公営住宅法上の使用権は相続人に承継されず、相続人は公営住宅法上の入居者に該当しないものと解されることから、死亡入居者の相続人に対しては、当該入居者が明渡義務を負った後から明渡済みまでの近傍同種住宅の家賃相当額の請求（広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第39条第4項第3号、広島県県営住宅管理規則第25条第2項）は行っていないとのことであった。

他方、死亡入居者の相続人に対する明渡済みまでの滞納家賃について、広島県は、死亡後1年目は従前家賃、2年目以降は近傍同種の住宅の家賃相当額を計上しているとのことであった。

しかしながら、死亡入居者との契約関係が相続人に承継されないとの解釈を前提とすると、当該相続人は「入居者」ではないから、入居者に対する家賃額の扱いを定める条項（公営住宅法第16条第1項）を適用する理由がなく、1年目と2年目で別異に扱う法的根拠はないと解される。

この点、公営住宅法には死亡入居者の相続人に対する扱いを定めていないことからすると、広島県において、契約関係が死亡により終了し、その後も不法占拠がなされている状態が続いているという評価を前提として、死亡入居者の相続人に対する賃料相当損害金の請求について法規に則った扱いを取り決める必要がある。

【指摘】

広島県は、死亡入居者の相続人に対する請求金額について、現状の扱いを裏付ける法的根拠は認められないと解されるので、不法占拠者への賃料相当損害金を請求するという観点から、再検討する必要がある。

ウ．滞納者に対する請求手続の違背

広島県が策定している県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第8条第1項によれば、指定管理者は、家賃滞納者に係る滞納家賃等の実情に応じ、次の方法により、当該滞納者や連帯保証人等に対し、当該滞納家賃の支払いを請求することとなっている。

- ① 電話
- ② 訪問（臨戸訪問、勤務先訪問等）
- ③ 文書

この中で、②の訪問による請求を行う場合、指定管理者は、同要領所定の「訪問請求計画及び実績表」を作成するものとされ、当該訪問請求の結果を記載するものとされている（同条第3項及び第4項）。

しかしながら、実際には、この訪問請求計画及び実績表は、各指定管理者の間では全く作成されておらず、同要領が定める請求の手続は遵守されていなかった。

その理由について、広島県に確認したところ、同要領は、指定管理者制度を導入する以前に、県自身が管理する際の管理方法を前提に作成したため、指定管理者制度にはそぐわない内容であること、「訪問請求計画及び実績表」を作成しなくても、他に滞納者調書等、滞納家賃の督促のために訪問事実及びその結果を記載する書面も存在することから、あえて「訪問請求計画及び実績表」を作成する実益が認められないためである旨の説明であった。

【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領では「訪問請求計画及び実績表」を作成することとなっているのであるから、これを作成しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

仮に、この手続が滞納家賃請求の実務にそぐわないというのであれば、早急に要領を改正するなど、手続と実務との齟齬を解消する手段を講じなければならない。

エ．「呼出」による滞納家賃請求の不実施

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第9条によれば、指定管理者は、第8条に定める個別請求を行ったにもかかわらず、滞納者等が請求又は連絡に応じないときは、所定の呼出状により当該滞納者等に対し滞納家賃を請求するとともに、当該請求の相手方、呼出年月日及びその内容を滞納者調書に記載することとなっている（同要領第9条第1項及び第2項）。

しかしながら、実際には、同条が定める「呼出」による請求については、指定管理者において実施されておらず、当然のことながら、その旨の滞納者調書への記載も認められなかった。

この理由について、広島県に確認したところ、指定管理者が個々の案件ごとに適切と考える請求方法で対処しているため、同要領の定めにかかわらず、特に呼出による督促は行っていない旨の回答であった。

【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第9条では、個別請求に滞納者等が応じない場合の処置として、呼出による請求の実施が定められているのであるから、これを実施しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

仮に、この手続が実務にそぐわないというのであれば、早急に要領を作成す

るなど、手続と実務との齟齬を解消する措置を講じなければならない。

オ. 滞納者調書の記載事項

指定管理者は、家賃を納期限までに納付しない滞納者に対し督促状を送付するとともに、その滞納状況、その他必要事項を「滞納者調書」に記載することとされている（県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第5条第1項及び第2項）。

この滞納者調書では、以下の書式のとおり、滞納明細、法的措置、督促状況を詳細に記載することとされており、これを見れば、当該滞納者の対応状況や法的措置の遂行状況が一覧性をもって確認できるものとなっている。

様式第5号（第7条関係）

県営住宅家賃滞納者調書

住宅名		住宅番号	入居年月日	氏名	TEL	() - ()								
勤務先及び住所		TEL		氏名	生年月日	収入等	勤務先等・給料日							
滞納者 保証人	氏名	TEL		家族状況										
	自宅住所	TEL												
	勤務先及び住所	TEL												
	氏名	TEL												
	自宅住所	TEL												
	勤務先及び住所	TEL												
滞納明細（平成 年 月 日～平成 年 月 日）										滞納額累計				
月別	平成 年度	滞納家賃	納入年月日	平成 年度	滞納家賃	納入年月日	平成 年度	滞納家賃	納入年月日	滞納家賃	納入年月日	月数	金額	摘要
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
1														
2														
3														
計	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	合計	
法的措置	[停止条件付催告]	年 月 日	[停止条件付催告]	年 月 日	[和解催告]	年 月 日	強制執行 金額 (結果等)	明渡し	申立	年 月 日				
	対象	年 日分～年 月分 か月 円	対象	年 日分～年 月分 か月 円	対象	年 日分～年 月分 か月 円		執行	年 月 日					
	全納	年 月 日	全納	年 月 日	全納	年 月 日		申立	年 月 日					
	[停止条件付催告]	年 月 日	[新入の提起]	年 月 日	[和解催告]	年 月 日		執行	年 月 日					
	対象	年 日分～年 月分 か月 円	対象	年 日分～年 月分 か月 円	対象	年 日分～年 月分 か月 円		申立	年 月 日					
	全納	年 月 日	判決	年 月 日	[和解催告]	年 月 日		執行	年 月 日					
[停止条件付催告]	年 月 日	[和解]	年 月 日	対象	年 日分～年 月分 か月 円									
対象	年 日分～年 月分 か月 円													
全納	年 月 日	新・旧	一	一	全納	年 月 日								

ところが、実際に使用されている滞納者調書では、法的措置が実効されている入居者のものでも、上記法的措置の項目が全く記載されていなかった。

また、各地区の指定管理者により、上記法的措置の項目が、「強制措置」という名称になっており、その内容も、広島県が定めている法的措置実施計画の内容に沿ったものになっていないなど、同要領が定める書式も遵守されていない状況が認められた。

これについて広島県に確認したところ、そもそも広島県が滞納者調書を確認するのは、指定管理者から広島県に対し法的措置依頼があった時であり、以降の滞納者に対する対応は県が担当し、別データでその進捗を管理していることから、滞納者調書に入力して管理する実益がないため、全ての滞納者調書について、法的措置の項目が空白になっているとのことであった。

【指摘】

同要領が定める書式では、法的措置の項目を記入することになっている以上、

これを無記入とする扱いは改善しなければならない。

仮に、実際の法的措置の実施状況から、滞納者調書に法的措置の内容を記入することが現実的でないのであれば、同要領または書式を改善するなどして、適切に法的措置の実施内容を記録する方法を採用しなければならない。

但し、現状の滞納者調書のように、第三者からみても、滞納状況から法的措置の結果に至るまでの経過が一覧性をもって確認できる資料は、事後的な検証の便宜を考えても、望ましいといえる。

カ．連帯保証人への法的措置

広島県では、家賃滞納のために入居者に対し法的措置が実施される場合でも、連帯保証人に対する支払督促、訴訟等の法的措置は、費用対効果等の観点も考慮して実施していないとのことであった。

この点、連帯保証人に対する保証債務履行請求権が発生しているにもかかわらず、全件について法的措置を実施しないという扱いをするためには、少なくとも、その実施の有無や内容につき要領等により明確に定めておくべきである。その際、滞納案件には個別事情があり、全件について法的措置を実施しないという扱いにはデメリット（例えば、家賃回収時期を失するなど）が存在することは否定できないことから、法的措置を実施する場合としない場合の条件等、広島県が柔軟に対応できる内容を検討すべきである。

【指摘】

広島県は、連帯保証人に対する法的措置の実施について現状の扱いを続けるとしても、要領等によりその内容を定めておく必要がある。

キ．連帯保証人への訴訟提起の不実施

上記法的措置実施計画では、滞納家賃納付催告（兼停止条件付賃貸借契約解除通知）→納付期限の経過による賃貸借契約の解除→明渡請求訴訟の提起という流れで手続が進むところ、滞納者に対する明渡請求訴訟の提起に至る場合、建物明渡請求の他に、併せて当該滞納者に対する未払家賃請求を加えている。

しかしながら、この訴訟手続の中で、連帯保証人に対する滞納家賃支払請求が可能であるにもかかわらず、広島県では、当該連帯保証人は被告とはせず、訴訟手続の対象とはしていなかった。

この点、広島県によると、連帯保証人に対しては、滞納者が退去した後に、支払督促による請求を行っているとのことであったが、事後的に法的手段による解決を図るということであれば、上記明渡請求訴訟の中で、あわせて請求手続を実施する方が、事務的に便宜であるだけでなく、滞納案件の解決についても、滞納者及び連帯保証人の双方が弁論期日に出頭することから、この訴訟手続の中で、一回的解決を図ることができるというメリットがあると思われる。

なお、広島県によると、連帯保証人に対し厳しい対応を取ると、連帯保証人の成り手が少ないという現状では、さらに連帯保証人の候補者がいなくなることが懸念されるとのことであったが、連帯保証人に酷であるという問題は、債権の減免や回収不能として処理するなど、それに応じた対応により解決すべきことであるから、法的手段の採否という問題とは別のことであると考えられる。

【指摘】

広島県は、法的措置実施計画に基づき滞納者に対し明渡請求訴訟を提起する場合、当該滞納家賃について、連帯保証人も被告とし、当該滞納者に対する請求とあわせて訴訟提起すべきである。

仮に、保証人の成り手の確保や当事者が多数になることによる訴訟手続の長

期化の回避等、政策的理由により連帯保証人への訴訟提起を留保するというのであれば、上述のとおり、この点も連帯保証人に対する法的措置に関する明確な取り決めを策定しなければならない。

ク．連帯保証人の資格

広島県では、連帯保証人の資格として、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者」（広島県住宅設置、整備及び管理条例第12条第1項第1号）という要件を定めており、これに従って実際の運用も行われている。

しかしながら、入居の際に入居者及び連帯保証人が署名押印を行う「請書」には、連帯保証人の資格について、「独立の生計を営む者で、確実な保証能力を有していること」と記載されており、上記条例の文言とは齟齬が認められた。

【指摘】

上記「請書」に記載されている連帯保証人の資格は、広島県が条例で定める資格と齟齬していることから、条例に従って修正すべきである。

ケ．備品台帳の整備・管理状況

備品台帳をもとに、広島南部地区及び広島北部地区の備品について、現場確認により試査した。

その結果、台帳に記載されている備品及び数量は全て実在しており、備品管理は適正になされているものと認められた。

もっとも、備品台帳では、ほとんどの備品について取得年月日や取得価格が記載されていなかった。これは、備品自体が古いものであり、取得経緯等が不明であることによるものと考えられた。例として、広島南部地区の備品台帳の一部を下に引用する。

県営住宅(広島南部地区)管理に関する県有物品一覧表

品名	規格	金額 (円)	取得年月 日	所属 コード	物品分類 コード	備品 番号	数量	備考
机		—	—	—	—	—	3	長寿園
ロッカー	90×40×180(cm)	—	—	—	—	—	2	長寿園
ロッカー	32×50×180(cm)	—	—	—	—	—	1	長寿園
椅子		—	—	—	—	—	3	長寿園
折りたたみ 椅子		—	—	—	—	—	4	長寿園
電話機		—	—	—	—	—	1	228-1819長寿園
電話機(子 機)		—	—	—	—	—	1	228-1819長寿園
冷暖房器	日立白くまくんRAS-A J36B-W	158,550	20131224	27641	116L0101	1302135	1	長寿園エアコン

(意見)

今後取得する備品については、取得年月日や取得金額は記載すべきである。

(11) 有効利用の視点について

ア．空室対策

すでに述べたとおり、県営住宅は、都市部に応募が集中し、郊外には空室が増

えている状況である。

県営住宅のうち、例えば、空室率が15%を超える住宅を、次のとおり抽出してみた（但し、この空室率には「政策空き家」(※)は除いている)。

所在地	住宅名	棟数	管理戸数	入居者数	空室実数	空室率(%)
広島市安佐南区八木6丁目	別所	7	250	201	49	19.6
広島市安佐北区あさひが丘5丁目	あさひが丘	19	460	295	165	35.8
広島市安佐北区落合4丁目	高陽 29-34、98、99	8	200	165	35	17.5
広島市安佐北区真亀4丁目	高陽 44-62	19	610	505	105	17.2
広島市安佐北区真亀2丁目	高陽 71-75	5	180	150	30	16.6
安芸郡坂町坂東1丁目	坂	4	54	38	16	29.6
呉市和庄登町	登町	3	46	36	10	21.7
呉市焼山此原町	此原1	1	42	33	9	21.4
呉市焼山東1丁目	小坪	5	129	93	36	27.9
呉市広小坪1丁目	小坪 3-5	3	80	51	29	36.2
呉市阿賀南6丁目	阿賀	5	112	93	18	16.2
東広島市西条町大字御菌宇	御菌宇	3	119	101	18	15.1
三原市中之町2丁目	中之町	3	90	62	12	16.2
尾道市美ノ郷町三成	三美園	2	59	39	20	33.8
尾道市向東町	肥浜	3	50	37	13	26.0
府中市土生町	府中	3	60	36	24	40.0

※政策空き家とは、県営住宅の建替や統廃合を実施するために、工事期間中の入居者の移転先として確保している空家のことである。

事業を円滑に遂行するために、あらかじめ空き家を確保しておく必要があることから、政策的に募集を停止して空き家にしておくという措置である。

これらの住宅は、いずれも都市部から離れており、人口減少傾向が続く地域に位置しているといえる。

例えば、「あさひが丘団地」は、広島市内中心部（県庁所在地）から約15.6キロメートル、自動車ですら約40分の場所に位置し、住宅の建設年度は、昭和52年から昭和54年であり、県営住宅の中では、著しく古い建物ではない。

しかしながら、住宅の空室率は実に35%を超えており、すでに住宅需要が乏しい地域であることが分かる。入居者応募の都市部集中、郊外団地の空室増加という傾向の典型例といえる。

今後も、広島県で人口減少が見込まれる状況では、住宅需要が大きく改善し、空室率が著しく低くなる可能性はほとんどないと考えられることから、このような空室率への対応は喫緊の課題である。

この点、広島県に空室率対策について確認したところ、このような団地については、定期募集（年3回の募集）ではなく、随時募集（年8回の募集）により、入居者の応募をより多くするための対応を取っているとのことであった。

しかし、根本的には住宅需要が大きく低下していることが問題であると考えられるところであるので、募集回数を多くするという方策だけでは、率直に言って、空室率改善の効果には乏しいと言わざるを得ない。

確かに地域的環境面から応募者が少ないことは理解できるが、用途廃止や建替統廃合を計画していない段階では、可能な限りの空室対策は講じるべきである。

【指摘】

入居者を増やすという目的は、広島県の住宅政策により解決する必要があるが、県営住宅として使用しないという「用途廃止」を選択していない以上、空室の増加は放置されてはならない。

特に、上述のあさひが丘団地のような例は、人口減少という環境面の問題を踏まえても、空室が多いと言わざるを得ない。

従って、広島県は、空室率改善に向けた取組を行う必要がある。

イ．入居条件の多様化

広島県では、平成 28 年度から、一部団地における住宅の募集について、若い世帯の入居機会の拡充による団地コミュニティの活性化や公営住宅の有効活用（政策空き家を活用）を図るため、「期限付き公営住宅」の制度を導入している（広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第 9 条の 3）。

その入居条件は、次のとおりである（広島県県営住宅管理規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。

- ① 公営住宅の入居要件を具備するほか、現に同居し、又は同居しようとする配偶者（内縁や婚姻予約者を含む）があること。
- ② 入居申込者及びその配偶者の年齢の合計が、申込受付期間末日に 75 歳以下であること。
- ③ 有効期間：5 年間（但し、延長の場合あり）

上記②の要件を見ても分かるとおり、この制度は、若年夫婦が募集の対象となっている。

また、期間を限定して政策空き家に入居させるというものであり、これにより、統廃合等のために意図的に空き家としている住宅の活用を図ることが可能となる。

このような取組自体は、県営住宅の空室を積極的に活用し、有効利用を図るものであるので、政策として十分評価に値するものと考えられる。

県営住宅入居者募集のご案内

新居をお探しのカップルに 朗報です！

県営住宅入居の確率がグーンとアップ!!



○ 抽選時の優遇制度

入居が抽選となった場合、
一般申し込みの方と比較して当選率2倍

○ **NEW** 若い世帯限定募集

一部の住宅で通常の募集枠とは別に、若い世帯の入居を募集
(原則5年間の入居期限付き)

	抽選時の優遇制度	NEW 若い世帯限定募集 (H28.10~)
対象者	一般世帯向けの申し込み基準を満たし、かつ夫婦(カップルの合計年齢が募集期間末日に75歳以下で次のいずれかに当てはまる世帯 既 婚：結婚日の後3年以内の方 婚 約：結婚前4か月以内の方 ※婚約予定証明が必要 事実婚：事実婚の届出日後3年以内の方	一般世帯向けの申し込み基準を満たしかつ夫婦(事実婚を含む)の合計年齢が募集期間末日に75歳以下の世帯
対象住宅	高齢者専用住宅、単身入居対象住宅を除く全ての県営住宅	募集時に指定する県営住宅
入居期間	-	原則5年間

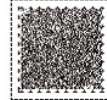
詳しくは広島県のホームページより、

県営住宅

検索

して、「県営住宅入居者募集の御案内」ページをご覧ください。

これは音声コードです
目の不自由な方の情報提供を目的に
作られたものです。この音声コード
を音声読み上げ装置で読み取らせ
る音声で読み上げます。



広島県土木建築局住宅課 住宅管理グループ
☎ 082-513-4171

もっとも、若者を地域に呼び込んで、新しい世代による地域の発展を目指すという政策目的自体に異論はないが、県営住宅という施設の管理及び運営という視点で見た場合、まず重要視すべきなのは、可能な限り空室を解消し、収益を上げていくことにあると考えられる。その意味で、あえて入居対象者を若年夫婦に限定してしまえば、県営住宅の有効活用という目的が後退してしまうといえる。

(意見)

広島県は、空室の有効利用に向けた取組を行うべきであるから、期限付き入居制度について、入居対象者の年齢範囲を広げた制度を導入するなど、期限付き公営住宅制度を幅広く活用することを検討すべきである。

ウ. 新しい入居制度の検討

すでに述べたとおり、県営住宅の応募者は、都市部に集中し、郊外では空室率が増加するという基本的傾向があり、これは、人口減少という環境面を踏まえると、今後も変化する見込みは少ないといえる。

他方、広島県としては、後述するとおり、県営住宅の用途廃止や統廃合を進めているところであるが、社会福祉への増進に寄与するという制度目的から特定の地域における住宅を全廃することが難しいことや、これらの用途廃止等には入居者退去の問題が必然的に発生し、そのために数年単位という時間を要する

ことから、空室の有効活用という点は、今後も大きな問題として継続していくものと思われる。

上述のとおり、広島県としては、期限付き公営住宅制度を活用するなど、県営住宅の有効活用を図っているところであるが、そもそも、入居条件が限定されている公営住宅制度においては、空室率が高い地域において、急激に応募者が多くなることは期待できないと言わざるを得ない。

そこで、このような空室問題の抜本的な解決策としては、住宅需要が見込まれない地域に限定して、公営住宅制度の趣旨を度外視し、入居条件を住宅困窮者以外の者にも拡大することが試案として考えられる。

また、県営住宅を他施設に転用することや、一部ですでに導入している障害者または高齢者に限定したグループホームとして利用していくなど、幅広い視点に立った政策も考えられるところである。

当然、現在の公営住宅法では、これらは法的に不可能であり、また、このような規制緩和のためには、検討すべき政策課題や法的問題が数多く存在するであろうことは承知しているが、応募者の偏在化と一部地域における空室率の増加という現象は、全国的に直面している問題と考えられる。

このように、現状の公営住宅制度は岐路に立っていると言っても差し支えない状況であるので、住宅困窮者への住宅供給という制度目的と、県営住宅施設を経済的に有効活用するという財政目的を両立させるために、幅広い政策を検討すべきである。

(意見)

広島県においては、例えば、県営住宅における入居条件の緩和等、公営住宅制度の根拠法の改正が必要となる政策についても、率先して提言していくことを期待したい。

エ. 低率な利便性係数

①利便性係数とは

県営住宅の家賃は、次の計算式により算定されている（公営住宅法施行令第2条）。

家賃＝家賃算定基礎額×立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数
 （当該額が近傍同種家賃を超える場合は、近傍同種家賃の額）

家賃算定基礎額	収入に応じて定める基本的な家賃額
立地係数	公営住宅のある市町村の立地条件の偏差を表すものとして、公示価格その他の土地価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値 例えば、広島市の場合は1.10
規模係数	当該公営住宅(共用部分以外の部分に限る)の床面積の合計を65㎡で除した数値
経過年数係数	公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値
利便性係数	事業主体が、公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.5～1.3の範囲内で定める数値

このように、県営住宅の家賃は、基礎家賃額に各係数を乗じて算定される
ところ、これらの係数の中で、事業主体の裁量により数値を決定できるのは、
利便性係数のみである。その意味で、利便性係数は、0.5～1.3 という数値を
裁量で決めることにより、事業主体が家賃額につき政策的判断を行うことが
可能な項目であるといえる。

② 県営住宅における利便性係数の現状

しかしながら、平成 27 年度の広島県における利便性係数は、全て「1」を
下回っている。

例えば、同年度における広島市南部地区における利便性係数は次のとおり
である。

住宅名	位置	利便性係数（※）
舟入	広島市中区舟入南 3 丁目	0.8985
		0.9485
吉島	広島市中区吉島新町 2 丁目	0.9531
		0.9031
吉島東	広島市中区吉島東 1 丁目	0.9121
		0.8621
基町	広島市中区基町	0.8920
長寿園北高層	広島市中区白島北町	0.9632
新山	広島市東区牛田新町 3 丁目	0.8917
牛田	広島市東区牛田新町 2 丁目	0.8697
牛田高層	広島市東区牛田新町 2 丁目	0.9243
平林	広島市東区上温品 4 丁目	0.8266
宇品	広島市南区宇品東 1 丁目	0.9011
鯉港	広島市南区宇品西 2 丁目	0.8905
比治山	広島市南区比治山本町	0.9297
東観音	広島市西区観音町	0.9531
西観音	広島市西区西観音町	0.8831
福島	広島市西区福島町 2 丁目	0.9261

この中で、長寿園北高層住宅は広島市内中心部に位置しているほか、東観
音住宅や牛田高層住宅は、交通の便がよい同中心部の近郊であり、また、上述
のとおり、応募倍率が 50 倍を超えるなど、人気の住宅である。

これらの住宅においてさえ、利便性係数は「1」を下回っている。

この原因は、広島県における利便性係数の算定方法が、次の算定式に基づ
いているためである。

$$\text{利便性係数} = 1 - (A + B)$$

$$A = 1 - (\text{ア} \div \text{イ})$$

ア = 当該県営住宅所在地の固定資産税評価相当額

イ = 当該県営住宅所在市町における住宅地の最上位の固定資産税評価相当額

B = 以下の調整係数

a: 3点給湯又は2点給湯の設備がある場合	0.000
b: 浴槽及び風呂釜がある場合	0.035
c: 浴槽のみがある場合	0.043
d: a、b及びcともない場合	0.050

この算定式を見れば分かるとおり、算定式中「A」の数値は、県営住宅所在地の住宅地における最も高い地価（固定資産税評価相当額）を分母とし、これに当該所在地の地価を分子とすることにより算出されるものであるから、ほとんどのケースにおいて最も高い値でも「1」を超えることはない。

また、「B」の数値は、「1」を控除するための数値であるから、上記 a. ないし d. の数値如何にかかわらず、「1」を超える方向に働くことはない。

すると、利便性係数 $1 - (A + B)$ の算定式では、「 $(A + B)$ 」の部分がマイナスになることは少ない、つまり、利便性係数が「1」より増えることはほとんどないということになる。

③現状の利便性係数の問題点

そもそも、県営住宅では応能応益家賃を課することが原則とされているところ、利便性の高い所在地の住宅については、相対的に高い家賃が課されるべきである。また、このような家賃での差別化は、入居応募者の都市部集中、郊外の空室率の増加に一定の歯止めをかける効果が期待できる可能性もある。

そのため、各事業主体が家賃について政策的判断を行うことができる利便性係数について、「最も高価な住宅地との相対評価」という基準を適用することにより、多くの住宅で「1」を下回るような係数を設定する必要はないというべきである。

この点、このような利便性係数の算定方法が採用されている理由について、県に確認したところ、「事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、当該公営住宅の設備等を勘案して、不動産鑑定評価基準に定める土地及び建物に関する個別的要因を参考としつつ、地域の実情等を適切に反映した数値が設定されるよう十分配慮すること」という公営住宅法施行令及び国土交通省の通知（建設省住総発第 135 号「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」）を踏まえると、政策的判断を入れる余地は少なく、現在の設定方法が妥当であるとの判断によることであった。

しかしながら、上記政令及び通知内容は必ずしも現状の算定式以外を許容しない趣旨とは解せられないから、改めて住宅が位置する区域等の状況を考慮して、法で認められた数値を十分活用できるような利便性係数の算定式を定めることは検討されるべきである。

（意見）

広島県は、利便性係数の算定について、0.5～1.3 の範囲内で決定することが可能な算定方法を検討すべきである。

（12）適切な統廃合計画の策定及び実施について

ア．広島県全体の方針との整合性

①将来的な目標

上述のとおり、広島県では県内の人口減少が続く見込みである中で、県内の住宅総数が約 1,394 千戸であるのに対し、総世帯数は 1,174 千世帯（平成 25 年住宅・土地統計調査）と、住宅総数が総世帯数を約 19% 上回っている状況では、今後も住宅全般について空き家数が増加していくことが予想される。

そこで、広島県は、このような世帯数の減少等の傾向を踏まえ、既存住宅の建替統廃合により、県営住宅の戸数を削減する方針である。

広島県が想定する将来的な予定数と県営住宅供給戸数との関係は、次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 27 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 72 年度 (推計)
一般世帯数の推計	約 1,183 千 世帯	約 1,197 千 世帯	約 1,192 千 世帯	約 850 千 世帯
県営住宅供給戸数	16,777 戸	16,636 戸	約 16.2 千戸	約 11 千戸
うち広島市域	8,472 戸	8,373 戸	約 8.1 千戸	約 6 千戸

(広島県県営住宅再編 5 箇年計画 (第 2 次) より引用)

これを見れば分かるとおり、平成 72 年度においては、世帯数が約 85 万世帯に減少することに応じて、供給すべき県営住宅戸数も約 1 万 1000 戸と、現状の 3 分の 1 程度を削減する方針となっている。

② 県営住宅再編 5 箇年計画 (第 2 次) における計画

平成 27 年度に策定された同計画では、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間に於いて、次のとおり、県営住宅の建替統廃合を予定している。

5 年間 (平成 28 年度～平成 32 年度) に建替統廃合に事業着手する見込みの団地

区 分	所在地	団地名
建替える団地	広島市	吉島住宅 (継続)
	福山市	南泉住宅 78, 80 号館 引野住宅
	安芸郡熊野町	熊野住宅 40～54 号館
統合のため 用途廃止する団地	広島市	基町住宅 (継続)
	呉市	寺迫住宅, 警固屋住宅
	三原市	倉之内住宅 10 号館
	尾道市	吉和手崎住宅 (継続), 久保住宅, のぞみが 浜住宅 1 号館
	福山市	北美台住宅
	安芸郡熊野町	西熊野住宅

(※) 継続事業及び団地の一部に事業着手する団地を含む。

このように、平成 28 年度からの 5 年間に於いて、上記①の基本的方針のとおり、県営住宅の一部団地を用途廃止することにより、戸数削減を図るとともに、吉島住宅、南泉住宅の一部、引野住宅、熊野住宅の一部を建替える予定となっている。

③ 「広島県公共施設等マネジメント方策」の基本方針

上述のとおり、「広島県公共施設等マネジメント方策」では、「新しく造ること」ことから「賢く使うこと」への観点から、原則として新規の施設整備は行わず、維持すべき施設、廃止すべき施設などの選択により施設総量の最適化を図り、維持すべき施設に耐震改修などの投資を集中することが謳われている。

そして、同方策においては、やむを得ず、施設の新設や更新を行う場合には、次の事項を取り組むことを定めている。

工 施設の新設・更新時の検討

・施設の新設及び更新（施設の一部を更新する場合を除く。）を計画する場合には、立地条件、施設規模、用途などを基に、国や市町所有の施設も含め利用可能な既存施設の調査を行います。

・既存施設の利用ができない場合は、国や市町所有の施設も含め、更新時期が迫っている他の施設との合築についても検討します。

・やむを得ず新設や更新を行う場合は、建設コスト、維持管理コストの削減を図るため、定期借地権の設定による民間施設との複合化などPFIの活用についても検討します。

（「広島県公共施設等マネジメント方策」より引用）

このような施設の新設・更新時の取組が、果たして県営住宅の場合にあてはまる内容なのか分からないが、いずれにしても、県営住宅再編5箇年計画（第2次）を見ても、上記の「施設の新設・更新時の検討」という同方策の方針が、個別計画にどのように反映、または、修正されているのか不明である。

しかも、やむを得ず施設の新設・更新を行う場合の上記取組についても、県営住宅の場合には実施されている形跡はなかった。

この点、同方策は、県全体で共通認識をもって取り組むべき方針を定めており、個別計画は同方策と整合している必要があるのは当然であるから、少なくとも施設の新設・更新という点については、その基本方針と個別計画との関係は明らかではないといえる。

なお、県営住宅再編5箇年計画（第2次）では、例えば、既存住宅の長寿命化や、施設総量の平準化など、公共施設等マネジメント方策の基本方針を踏まえた個別計画が策定されている項目も多く存在していた。

（意見）

県営住宅再編5箇年計画（第2次）では、例外的に施設整備を行う場合の「施設の新設・更新時の検討」という点において、「広島県公共施設等マネジメント方策」で定める原則との関係が不明であるから、広島県は、個別計画において、この点を明らかにしていくべきである。

イ. 建替事業計画策定の不備

①建替の基本方針

上述のとおり、広島県では、県営住宅再編5箇年計画（第2次）において、平成28年度から5年間に、吉島住宅、南泉住宅の一部、引野住宅、熊野住宅の一部について建替を計画している。

この点、広島県に建替か用途廃止かの基準について聴取したところ、現状の基本的方針として、入居者の需要が高い都市部に位置する住宅は原則として建替をしていくこと、その他の地域の住宅は周辺団地と統廃合を進める中で建替の適否を判断していく旨の回答であった。

このように、県営住宅の戸数削減を進める中でも、継続的に住宅の建替は実施していく見込みとなっている。

②公共施設等マネジメント方策の方針との整合性

しかしながら、すでに述べたとおり、広島県全体としては、「新しく造ること」ことから「賢く使うこと」への観点から、原則として新規の施設整備は行わないということが基本的方針のはずであり、その例外を認める場合の同方策の取組みが県営住宅の場合にあてはまるか否かは措くとしても、施設の新

設・更新は「やむを得ない」場合に限るということは、全庁的な共通認識である。

③事業計画の具体化の必要性

広島県から建替に関する事業計画について説明を受けたところ、建替対象住宅の地理的特徴、人口動態、世帯動態、世帯年収等という当該地域の現状や、団地の人口、施設、入居者の現況等の当該団地の現状については詳細に調査しており、また、当該団地の課題も分析されていた。

もっとも、このような調査結果を踏まえ、具体的にどのような内容の建替事業を実施するかについて検証されたことを直接的に示す資料は見受けられなかった。

この点、本来、多額の予算を費やして住宅の建替を行う場合、様々な考慮要素について「数字を示して」検証しなければ、建設のための予算を使用することの正当性は明らかにされないと考えられる。

しかるに、広島県における県営住宅の建替計画においては、このような検証結果を記載した書面等がなく、このことは、その検討過程の中身が分からないことを意味するので、計画の根拠自体を疑わせる状況とも捉えかねないものといえる。

このような書面は、具体的な事業計画の妥当性をその時点で裏付けるだけでなく、事後的な事業内容の検証にも使用されなければならないものであるから、客観的に検証可能な内容として作成されておく必要がある。

【指摘】

広島県は、建替事業を遂行する場合、具体的な建替内容等の妥当性を数字で示した事業計画またはこれに代わる資料を作成すべきである。

ウ．大規模団地の集約化の検討

上述したとおり、空室率が高い団地の中には、管理棟数が10棟を超えるような大規模な団地が存在する。

例えば、あさひが丘団地は、管理棟数は19棟、管理戸数は460戸と大規模の団地である。

その平成28年4月1日時点における各棟の入居者数は、次のとおりである。

棟	管理戸数	入居戸数	空家戸数
1	20	12	8
2	20	12	8
3	20	16	4
4	20	10	10
5	20	16	4
6	20	14	6
7	20	9	11
8	20	14	6
9	30	18	12
10	30	14	16
11	20	14	6
12	30	23	7
13	30	21	9
14	30	20	10
15	20	14	6
16	20	14	6
18	30	17	13
19	30	18	12
20	30	19	11
合計	460	295	165

あさひが丘団地は、空室率が約 35%に及んでおり、空室率対策が不十分であることはすでに述べたとおりであるが、この対策の見込みがないのであれば、空室を放置しておく理由は認められないことから、住宅の用途廃止を検討する必要がある。

そして、住宅の用途廃止において最も問題となるのは、当該団地の入居者が転居を余儀なくされることにより、通勤等の利便が悪くなるなど、入居者の生活環境が大きく変化することが挙げられる。

もっとも、当該団地内の住宅同士を統合する場合には、団地内での転居・引越しの負担はあるものの、このような生活環境の著しい変化は生じないことから、最も統廃合を行い易い方法と考えられる。

実際、あさひが丘団地の場合、20戸のうち9件しか入居していない棟や、30戸のうち14件しか入居していない棟が認められるところであり、団地内同士の統合を実行する条件は揃っているといえる。

この点、広島県では、このような大規模団地における団地内の統合、集約化には着手していないとのことであるが、用途廃止をするにしても、入居者を強制的に転居する制度はないので、入居者転居が完了するまでに数年から10年程度の時間が必要になることを考えると、空室の利用対策とともに、団地内での集約化に伴うコスト面も考慮しながら、団地内の管理戸数を減らす政策の検討に着手する必要があるというべきである。

(意見)

同じ団地内で転居先を確保できるような大規模団地においては、団地内での集約化に伴うコスト面も考慮しながら、団地内同士で住宅を統合することにより、住宅管理コストを減少させるような政策を検討すべきである。

エ. 住宅戸数削減方針の具体化の必要性

上述のとおり、広島県では、現状の約1万6600戸の住宅戸数を、平成72年度には約1万1000戸に削減する方針を立てており、そのために、一部団地の統廃合を順次進めている状況である。

ところで、この平成72年度の目標を達成するためには、現状から5600戸以上を削減する必要がある。

この点、平成22年度末の住宅管理戸数は、1万6777戸であったところ、その5年後の平成26年度末の住宅管理戸数は、1万6636戸であるから、5年間で141戸削減したこととなる。

また、広島県県営住宅再編5箇年計画（第2次）の終了年度である平成32年度には、住宅戸数を約1万6200戸にする計画であるから、上記戸数よりも430戸程度は削減する予定となっている。

これが10年単位で見た場合の削減数であるが、平成72年度までの年数を考えると（平成28年年度から計算して45年後である）、5000戸以上を削減するペースにはなっていないので、その実現性は不透明といわざるを得ない。

当然のことながら、これは、広島県の人口数をもとにした方針であるから、人口の増減により削減戸数も変更される場合があることは否定しないが、計画の変更の可能性や柔軟な対応を理由に、計画自体が曖昧になっているというのは本末転倒な話であるから、平成72年度までの間に、目標に向けてどの程度の進捗状況かということは常に明確にされる必要がある。

そこで、例えば、5年単位の計画だけではなく、現段階で、相当年数経過時点における中間目標（例えば10年、15年単位）を設定することにより、削減数の進捗を継続的にチェックしていくなど、削減目標の進捗を具体化する方策を検討すべきである。

特に、住宅の用途廃止には、入居者転居のために長期間が必要であることを考えると、平成72年度に至るまでに削減数が足りないと見込まれる場合は、早急な用途廃止計画の策定等が必要になるのであるから、その契機として、中間目標の設定等によるチェック機能を活用すべきと考える。

この点、中間目標を設定するなどの対応については、その目標に拘泥するあまり、人口動静等に事情変更が生じた場合などに柔軟な対応ができなくなるなどの懸念が示されることもあるが、それは当該目標値の設定根拠を明確にし、事情変更の折には設定根拠があてはまらないものとして目標値を改定すれば済むことであるから、上述のとおり、事情変更等は中間目標設定を否定する理由にはならないというべきである。

（意見）

平成72年度までに県営住宅を約1万1000戸に削減するという方針の途中における達成度を図るために、中間目標を設定するなど、削減計画を現状よりも具体化すべきである。

（13）県営住宅総括

公営住宅制度の目的は冒頭に掲げたように「公営住宅とは、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする制度」である。

先述したように高倍率の住宅の存在は、落選者が多数いるということを経みると、本当に住宅に困窮する低額所得者に対して万遍なく効用をもたらしていない可能性があるという課題がある。そのため、施設の更新・建替に限らず、既存の施設を

改装等により魅力的な施設としていくこと、入居条件の緩和等による施設の実態に合った利用の検討、利便性係数の見直しによる均等な県営住宅施設の利用に向けての工夫等の「賢く使うこと」という施策に重きを置くことで、結果的に不均衡な利用状況となっている県営住宅施設の利用を活性化していくべきである。

「広島県公共施設等マネジメント方策」に掲載されている県有施設の耐震化状況（6頁参照）では平成25年3月31日現在において県営住宅は耐震率98%となっており、既存の県営住宅の耐震性はほぼ問題ないものと思われる。十分に耐震性が認められるとされた施設であるなら、併せて高齢化が進行することに対応すべく、グループホームなどの福祉施設への一部転用を拡充していくなど、いかに賢く活用していくかについて他部局との協働をもって真摯に取り組むべきである。

16. 職員公舎

(1) 施設の概要

担当課	総務局財産管理課、病院事業局県立病院課、教育委員会事務局施設課、企業局企業総務課等
所在地	広島市東区牛田新町3丁目40-4等
設置目的	福利厚生，人事異動対応
施設・設備	知事部局 78 棟、病院事業局 7 棟、教育委員会 56 棟、企業局 8 棟、警察本部 168 棟
竣工年 経過年数	昭和 40 年等（棟ごとに竣工年及び経過年数は異なる）
指定管理者	指定管理者制度は採用していない



蟹屋独身寮 2 号館（昭和 44 年築）外観



楠那公舎 1 号館（昭和 47 年築）外観

広島県においては職員に対する福利厚生制度等の一環として、職員公舎を設置しており、病院事業局、教育委員会、警察本部、企業局、知事部局で分掌して所管している。

病院事業局所管の職員公舎は医療従事者用、教育委員会所管の職員公舎は教職員用、企業局所管の職員公舎は水道事業従事者用、警察本部の職員公舎は警察本部勤務職員用、知事部局所管の職員公舎はその他の職員用として、それぞれの職員の勤務地からの利便性を配慮して設置されている。

この中で警察本部においては職員に対して居住制限が設けられたうえで、居住する場所が指定された環境にあり、待機宿舎としての目的を有するものとされている。大部分の宿舎の名称は「〇〇県警待機宿舎△号館」とされており、福利厚生目的等として設置された職員公舎とは、一部において性格が異なる機能を有する面があるため、今回の監査においては検討の対象としていない。

(2) 知事部局における利用状況

知事部局は総務局、健康福祉局、土木建築局等の複数の部局を包含するものであり、詳細な位置付け等については 14 頁の組織図を参照されたい。知事部局では、平成 28 年 4 月 1 日現在において 78 棟（借上公舎を 19 棟含む）の職員公舎を保有している。

設置戸数及び入居率の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

所属部局名	設置戸数（A）（※）	入居戸数（B）	入居率（B/A）
知事部局	1,163 戸	781 戸	67.2%

（※）設置戸数は入居停止戸数を除いている

設置戸数は 1,163 戸（借上げ 37 戸を含む（※））であり、このうち入居戸数は 781 戸、入居率は 67.2%、すなわち知事部局所管の職員公舎の 3 分の 1 以上が空室となっている。

（※）借上げの内訳は大阪に 3 戸、東京に 28 戸、広島に 6 戸となっている。大阪、東京エリアには職員公舎を所有していないため、借上げとしている。広島エリアは副知事、部局長用の職員公舎の借上げを行っている。空室となっているものはない。

知事部局の職員公舎は、入居希望職員に対して空き物件情報を提示して本人が内覧して選ぶシステムとなっているため、比較的新しく人気のある牛田本町公舎、宇品御幸公舎は入居待ちの状況になっている。これに対して、築 40 年を経過した丹那公舎、楠那公舎、南観音公舎は比較的空室率が高いものとなっている。築年数は変わらないがアストラムラインにより交通事情の良い牛田町公舎の入居率は全体で 79.6%と平均を上回っている。

こういった利用状況を踏まえて、下記の日程で現場視察を実施した。

現場視察日	平成 28 年 10 月 26 日	
対象施設	牛田本町公舎	（平成 10 年築）
	牛田町公舎 1 号館	（昭和 40 年築）
	牛田町公舎 2 号館	（昭和 42 年築）
	牛田町公舎 3 号館	（昭和 44 年築）
	牛田町公舎 4 号館	（昭和 40 年築）
	牛田町公舎 5 号館	（昭和 39 年築）
	牛田町公舎 6 号館	（昭和 39 年築）
	牛田町公舎 7 号館	（昭和 43 年築）
	牛田町公舎 9 号館	（昭和 51 年築）
	牛田町公舎 10 号館	（昭和 51 年築）

- ・こちらのエリアにはこの建物 1 棟のみ。高層のためエレベーターが付設されている。



牛田本町公舎外観
（アストラムライン牛田駅から徒歩 1 分）

- ・昭和年代の建築である本公舎などは4階建てでエレベーターは付設されていない。牛田町公舎の1号館から10号館までの外観は写真の2号館とほぼ同様である。



牛田町公舎 2号館外観
(アストラムライン不動院前駅から徒歩5分程度)

- ・水回りなどは年代を感じるものがあるが、通勤条件も良い立地にあり、内装を整備することで十分に魅力的な物件になるものと思われる。



牛田町公舎 7号館空室室内

現場視察日 平成 28 年 10 月 27 日

対象施設	蟹屋独身寮 1号館	(昭和 36 年築)
	蟹屋独身寮 2号館	(昭和 44 年築)
	丹那公舎 1号館	(昭和 47 年築)
	丹那公舎 2号館	(昭和 47 年築)
	丹那公舎 3号館	(昭和 48 年築)
	楠那公舎 1号館	(昭和 47 年築)
	楠那公舎 2号館	(昭和 44 年築)
	宇品御幸公舎 1号館	(昭和 62 年築)
	宇品御幸公舎 2号館	(昭和 62 年築)
	宇品御幸公舎 3号館	(昭和 61 年築)
	南観音公舎 1号館	(昭和 49 年築)
	観音公舎 2号館	(昭和 49 年築)
	南観音公舎 3号館	(昭和 50 年築)



丹那公舎 1 号館外観
 (広島電鉄県病院前駅徒歩 20 分程度
 /広電バス 12 号線丹那町バス停徒歩 1 分程度)



蟹屋独身寮 2 号館室内
 牛田町公舎 7 号館とほぼ同時期に建築されている
 が改装により美観となっている。

職員公舎のうち、多くの建物は昭和 40 年代頃の住宅難の時代に職員に対して福利厚生目的で建てられたものである。公舎のうち多くの割合を占めている広島市内の物件を見ると、築年数が 40 年以上経過した比較的古い公舎で、かつ県庁から距離があると思われる建物は空室率が高くなっている。

職員公舎は一定のエリア内に数棟設置されていて、敷地内に各戸 1 台分の駐車場を確保しているケースが多いことが視察において見受けられた。しかしながら、こういった築年数が経過した建物は、建てられた頃より大きいサイズの自家用車が増えてきているためか、駐車場も手狭に感じられる面があり、敷地内での自家用車の扱いやすさも空室率に影響しているものと思われる(駐車場が敷地に確保されている公舎は民間物件よりも好条件という見方もできる)。

現場視察をしていくなかで、牛田町公舎の近接地では平成 27 年中に閉鎖した独身寮で取壊し待ち状態となっている建物が見受けられた。また、その隣接地には過年度において建物を既に取り壊して更地となっている遊休土地があった。知事部局においては以前から職員公舎の空室率が問題として取り上げられており、不要と判断された職員公舎は閉鎖して取り壊しをして供給戸数を減らしていくという対応を取ってきている。



牛田町閉鎖済独身寮
 (牛田町公舎の近隣に所在)



職員公舎取壊し後の遊休土地

職員公舎の入居戸数の推移は下記のとおり年々減少してきており、供給戸数についても適宜、調整を図っている。

家賃は一例ではあるが広島市内の3DK47.99㎡で8,000～9,750円であり、好条件と思われるがライフスタイルの変化によるものか利用状況は芳しくない。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入居戸数	927戸	865戸	837戸	809戸	781戸
供給戸数	1,457戸	1,370戸	1,306戸	1,301戸	1,163戸
入居率	63.6%	63.1%	64.1%	62.2%	67.2%

こういった状況を踏まえて、総務局財産管理課において公共施設等マネジメント方策の一環として、職員公舎、教職員公舎及び警察職員宿舎を対象とした職員宿舎について、施設総量の最適化等の数値目標を定めた個別施設計画を平成29年度末までに策定するものとしている。

(意見)

知事部局における職員公舎の入居率が低いことは従来から、広島県内部の監査においても指摘されてきている事項である。これまで供給戸数を減少させることにより、対応を図ってきているが、現状における利用率の低さに関しては原因・背景を分析のうえ抜本的改善が望まれる。

(3) 病院事業局における利用状況

平成28年4月1日現在において7棟(知事部局から使用承認の牛田町公舎の一部を除く)を保有しており、利用状況は以下のとおりとなっている。

設置戸数及び入居率の状況(平成28年4月1日現在)

所属部局名	設置戸数(A)	入居戸数(B)	入居率(B/A)
病院事業局	118戸	97戸	82.2%

上記の職員公舎は、病院事業財務規程に基づき管理運営されており、医療従事者のための居住用施設として設置されている。

現場視察日 平成28年10月27日
対象施設 県立広島病院宇品御幸公舎(平成22年築)

現場視察をしたところ、立地は県立病院から徒歩圏内にあり、緊急対応が必要な場合でも迅速に病院に参集することができる。警察本部のように居住を義務付けるものではないが、立地上の機能から病院事業局内では待機宿舎とも呼称している。

病院事業局の職員公舎の総設置戸数は、118戸であり、このうち入居戸数は97戸、入居率は82.2%となっている。人材難の中で新規の医療従事者を確保していくためには、福利厚生として入居



県立広島病院宇品御幸公舎外観
(広島電鉄宇品二丁目駅徒歩3分程度)

可能な施設が近くに常に手配されていることも施策の一つとして重要であり、空室を保持しておくように配慮していると病院事業局から説明を受けた。設置の意図を考察するところ、全体的な現状の入居率については指摘すべき問題はないものと考えられる。

(4) 教育委員会における利用状況

平成 28 年 4 月 1 日現在において、56 棟（借上の公舎 4 棟を含む）を保有している。教育委員会の職員公舎は原則として公立学校共済組合で公舎を建築し、広島県と譲渡契約を設定して、全額を償還した時点で広島県の資産となるという形態をとっている。よって教育委員会が借上公舎としている施設は、広島県が公立学校共済組合に対して全額償還が完了していない物件であり、他の借上げのように部屋毎に借り上げているものではない。従って利用状況に関しては借上の公舎についても所有物件と同質と見るべきといえる。借上公舎にも空室があるが、知事部局の借上公舎のように空室となったことで解約できる性格ではないため、以下の記載では借上戸数に関しては区分して記載していない。

設置個数及び入居率の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

所属部局名	設置戸数（A）	入居戸数（B）	入居率（B/A）
教育委員会	508 戸	333 戸	65.6%

校長用は 11 戸、概ね 1 戸建のコンクリートブロック造となっているが、このうち 3 戸は空き家となっている。校長以外の教職員用は設置戸数 497 戸であり、これらを合わせた設置戸数は 508 戸、入居戸数は 333 戸で、入居率は 65.6%と、知事部局所管の職員公舎と同様に約 3 分の 1 が空室となっている。

教育委員会の職員公舎は広島県の県立学校の教職員用に設置されているため、比較的県内の広いエリアに設置されている（牛田町公舎の団地にも教育委員会用の公舎が 1 棟設置されている）。平成 18 年度以後から入居者数は 500 人を割り込み入居率は 50% 台となっていたが、設置戸数を平成 18 年度にあった 822 戸から閉鎖・取り壊しを進めることにより、設置戸数を 508 戸まで減らすことで現状の入居率となっている。ただ、入居戸数の減少傾向は年々進んでいる。また、病院事業局、企業局の本庁勤務職員は知事部局管轄の公舎に入居できるものとなっているが、教育委員会所属職員は独自に職員宿舎を設置してきたという経緯から原則として、知事部局所管の職員公舎に入居できないものとなっている。

また、教職員は非常勤教職員、臨時教職員の採用、英語教職員の採用など定期的な異動以外の異動があるため、知事部局とは別に職員公舎を管理していく必要があり、人事異動を踏まえた一定の戸数を準備しておく必要があるという説明を受けた。

ただ、現状の入居率は人事異動を踏まえた一定の戸数を準備していると言うのみで説明できる数値とは言い難い。入居者数の減少理由は分析中という説明であり、これだけ数年にわたって減少しているにも拘らず、適切な対応を取るための分析を途上中として説明するスピード感の違いには驚かされるものがある。

（意見）

教育委員会における職員公舎の入居率が低いことは従来から、広島県内部の監査においても指摘されてきている事項である。現状における利用率の低さに関しては早期に原因・背景を分析のうえ、明確な数値目標を設定し、抜本的改善が望まれる。

(5) 企業局における利用状況

平成 28 年 4 月 1 日現在で 8 棟を保有しており、利用状況は以下のとおりである。

設置戸数及び入居率の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

所属部局名	設置戸数（A）	入居戸数（B）	入居率（B/A）
企業局	35 戸	34 戸	97.1%

企業局の職員公舎は浄水場、水道事務所に近い場所に設置されており、かつては現場に常時駆けつけられるという意味で待機宿舎としての機能も有していたが、指定管理者等への業務委託が進む中、現在では職員に対しては福利厚生目的としての設置とされている。これらは広島県水道職員公舎管理要領に基づき管理運営されており、本来の機能を鑑みて指定管理者ないし委託業者も入居できるものとしている。入居率は高く、企業局の職員であっても知事部局の公舎を選択して居住できるものとなっており、流動的な活用が図られている。企業局においては、機能を十分に果たすという観点から、職員公舎という施設を柔軟かつ有効に活用することで空室率を理想的な数値に抑えており、「広島県公共施設等マネジメント方策」で述べている「賢く使うこと」が活かされた例となっている。職員公舎全体の個別施設計画の策定においても、県職員という身分に限ることなく活用していくための方策を検討していくことは有効といえる。

企業局の職員公舎における利用状況等について問題はない。

(6) 備品の管理状況

職員公舎には備品はなく、建物付属設備となっている。備品となるものは職員個人の所有物であるため、備品の現物管理状況の検討は実施していない。

(7) 耐震化の状況

平成 26 年 12 月に策定した「広島県公共施設等マネジメント方策」には県有施設の耐震化の状況が掲載されており、当報告書の 6 頁に掲載しているとおり、職員宿舎の耐震診断の実施率は 0%となっている。平成 28 年 3 月 31 日現在において耐震診断の実施率は 2.6%で僅かながら進捗している状況であり、結果的には個別施設計画の策定と並行して耐震診断を進めていくかたちとなっている。

【指摘】

居住用の施設については、耐震診断を早期に完了して適切な対応を取るべきである。職員公舎の個別施設計画の策定に当たっては、耐震診断の結果を受けて、今後、どのように集約・再利用していくか具体的に策定していくべきものであり、個別施設計画が概念的な計画に終始することのないように留意が必要である。

(8) 職員公舎総括

職員公舎の入居率に関しては、以前から監査委員監査においても指摘されてきた事項である。数ある施設の中で、職員公舎を取り上げている意図は、これまでのハコモノ行政で行ってきたスクラップアンドビルドを続けていくのではなく、既存の施設をいかに賢く、有効に活用していくか部局間を越えた情報インフラを構築し、一元管理を行うということ以最も取組みやすい施設といえるからである。

平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から発せられた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において下記の内容は周知のとおりである。

「国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。」

東日本大震災、広島市土砂災害の折には県営住宅及び職員公舎の空き部屋について被災者への提供が行われるといった例も過年度において行われており(実際に職員公舎が使用された戸数はわずかであったが)、こういった災害時、避難勧告時の利用としてどの程度の住宅を確保しておくかについても今後の検討の俎上に挙げられるべきものといえる。また、職員公舎は比較的、好立地に位置することを鑑みると制度、規程を検討することで恒常的な複合施設としての活用についても十分に検討されるべきである。

(意見)

「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、「入居率が低い職員宿舎について、部局間での相互利用や集約等を図っていきます」とあるが、最適化を目指した施設利用を図っていくためには、これから策定する職員宿舎の個別施設計画において、将来に向けての職員公舎の適正数量を算定して今後、どう対応していくか数値目標を明確に示していくべきである。

そのためには、部局間を越えた職員公舎の有効活用を図るための仕組み作りが必要といえる。「広島県公共施設等マネジメント方策」においては「全庁的な利用調整を行い」とあるが、施設総量の最適化を目指すためには、部局間において調整を図るのではなく、全庁的に俯瞰できる部署を設けて取組を行っていくべきである。

また、職員公舎の施設は、かなり築年数が経過しているものもあるが、概ね鉄筋コンクリート造りであり、施設を閉鎖して取り壊しするに当たっても、かなりの取り壊し費用が発生するものとなる。各部局において施設管理を行っている現状では、住宅用に設置した職員公舎は利用者数が減少して空室が増えれば、閉鎖して取り壊しするという発想しかない。

住宅用物件であることを考えると、耐震診断を早期に実施したうえで、県職員という身分に限ることなく、例えば、県営住宅・福祉介護施設・児童養護施設などへの転用の可否についても検討すべきである。そのためには先述のように部局間を超えて検討する部署を設けるなど、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に則った体制整備を強力に進めていくべきである。

先の項目においても取り上げたが、国土交通省住宅局が平成 22 年 8 月に出している「公営住宅のグループホーム事業等への活用に関するマニュアル」は県営住宅のみならず、職員公舎においても検討・参考にされるべきである。空室が多い職員公舎はエレベーターの設置がされていないため、実際に転用を図る段階においては、まずは 1 階部分のみが対象になるものと思われるが、通常、県営住宅、職員公舎は数棟が併設されているため、住人、各職員の協力が得られるならば一定の戸数は確保できるものであり、バリアフリーなどの改装を施すことで

十分に機能しうるものと考えられる。他県においてすでに積極的な取組が行われており「安心な暮らしづくり」への挑戦をひろしま未来チャレンジビジョンにおいて取組方針としていることを踏まえ、より積極的な取組が期待されるところである。

県営住宅再編5箇年計画(第2次)においては「シルバーハウジングプロジェクト(※)」として下記のような紹介がなされている。ただ同計画においては、「急速な高齢化の進行に対応」と記しているにもかかわらず、平成5年度以降の進展が記述されていない。対象物件として職員公舎に関しても規定類を再検討のうえ、検討対象として既存施設の有効利用をしていくべきである。

(ア) シルバーハウジングプロジェクト【平成3年度～5年度】

- ◆ 急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が自立して豊かな生活を営むことができる長寿社会をめざすためには、住宅対策と併せて福祉、保健、医療施策との連携を図りつつ、総合的な在宅生活支援体制を確立する必要があり、高齢者対策の重点事業のひとつとして、県営阿賀住宅(呉市)で県内におけるシルバーハウジングプロジェクトのモデル事業を実施しました。
- ◆ この事業では、各住棟の1階部分を高齢者専用住宅とし、高齢者の自立生活を支援するための生活援助員(LSA)の派遣による福祉サービスを呉市福祉部局との連携により行っています。
- ◆ また、LSAの日常の勤務場所となる生活相談室は、日常における相談の受付や緊急時の迅速な対応を可能とするため、敷地中央に設置しています。

「公営住宅のグループホーム事業等への活用」に関して、事業推進が行いやすいように国土交通省及び厚生労働省が規制、実務上調整を要する事項等に関して整理するなどの配慮がうかがえる。広島県においては、こういった取組に関して「できない」という結論を導くための理由探しをするのではなく「どういった支障を取り除けば実行できるのか」を模索していくという方策をもって公共施設等マネジメントを推進していくことを期待するところである。

(※) シルバーハウジング

高齢者世帯が地域社会のなかで自立した生活を快適に送れるように、住宅の安全や利便性を考慮した設計や設備を施すと同時に、福祉サービスなども受けやすく配慮した公的な賃貸集合住宅。供給主体は地方公共団体、都市再生機構、住宅供給公社である。入居高齢者に対しては、約30戸に1人の割合で生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置される。生活援助員は必要に応じ、生活指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応などを行い、高齢者の生活を支える。古くなった公営団地を改築し、各住宅に緊急通報システムを導入した住宅をあてるケースが多くみられる。区域内に特別養護老人ホームやデイサービス施設などが合築・併設されているところもある。入居対象は、自立した日常生活が可能な60歳以上の単身者、夫婦のいずれかが60歳以上の世帯、障害者として入居が認められた単身者または障害者と配偶者からなる世帯などである。入居希望者は地方自治体の窓口に申請する。家賃は年間所得に応じて月額1万～10万円程度である。

シルバーハウジングは、建設省(現、国土交通省)と厚生省(現、厚生労働省)が連携し、介護付き高齢者向け賃貸住宅モデル事業のシルバーハウジングプロジェクトとして、1987年(昭和62)から開始された。以降、1993年度(平成5)より福祉施設連携型が制度に追加され、1996年度には障害者世帯が入居対象に加えられた(出典:日本大百科全書(ニッポニカ))。

17. PFI 事業の活用について（広島県の放置艇対策）

（1）概要

これまででは、公共施設等の管理について、県有施設のマネジメント方策に焦点を当ててきた。一方で、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が掲載した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」によれば、公共施設等の管理に関する基本的な考え方において、PPP や PFI の活用について検討することが記載されている。

ここで、PPP とは Public Private Partnership の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものである。

また、PFI とは Private Finance Initiative の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

要は、市場の競争原理の中で利益を上げている企業体の資産マネジメントから参考となるノウハウを取り入れて、最適な施設マネジメントを行うという考え方である。

広島県においては、広域な沿岸地域を保有する特性上、深刻な放置艇問題を抱えており、その対策の一環として PFI の概念を導入して、問題解決の糸口としている事例がある。

以下では、この放置艇対策に焦点を当てて、公共施設マネジメントの新たな方針の取組状況について検証していくこととする。

（2）放置艇対策について

放置艇とは港湾・河川・漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のことをいう。

全国的にもプレジャーボート（以下、「PB」という）を利用したレクリエーション活動が盛んになるにつれて、各地の港湾・河川・漁港で多数の放置艇が見受けられるようになり、船舶の航行障害、油の流出、景観の悪化、更には洪水・津波・高潮時の放置艇の流出による背後域における被害発生といった多岐に渡る問題が顕在化している。こうした状況を踏まえ、国土交通省及び水産庁では、港湾・河川・漁港の各水域（以下、「三水域」という）における PB の係留・保管状況及び放置状況等を把握するため、平成 8 年度より定期的にこれまで 5 回、三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施しており、今後も継続して実施していく方針である。

（3）広島県の放置艇に関する実態把握

広島湾地域においては、広島港内、太田川河川区域及びその周辺に、数多くの PB が不法係留されており、放置艇による船舶航行への支障、災害時における放置艇の流出被害、沈没船問題、景観の悪化などの様々な問題が発生していた。広島県では、施設の整備と規制の実施の両輪により放置艇対策を進めてきた結果、放置艇数は解消に向かってはいるものの、周辺部及び船溜まり等においては、引き続き対策が必要である。

以下、最新のプレジャーボート全国実態調査(平成 26 年度分)である。

全国の PB 数のうち上位 5 県について

順位	都道府県名	確認艇 (A)	放置艇 (B)	放置艇率 (B/A)	マリーナ等施設の収容能力
第 1 位	広島県	15,235 隻	11,231 隻	73.7%	5,285 隻
第 2 位	岡山県	9,184 隻	6,164 隻	67.1%	3,871 隻
第 3 位	兵庫県	8,061 隻	2,427 隻	30.1%	6,428 隻
第 4 位	神奈川県	8,017 隻	2,345 隻	29.3%	6,860 隻
第 5 位	静岡県	7,819 隻	704 隻	9.0%	8,245 隻
	全国	177,516 隻	87,536 隻	49.3%	88,270 隻

広島県は PB 数が全国 1 位(占有率 8.6%)であり、放置艇率においても 73.7%と全国平均に比較して高い水準にある。

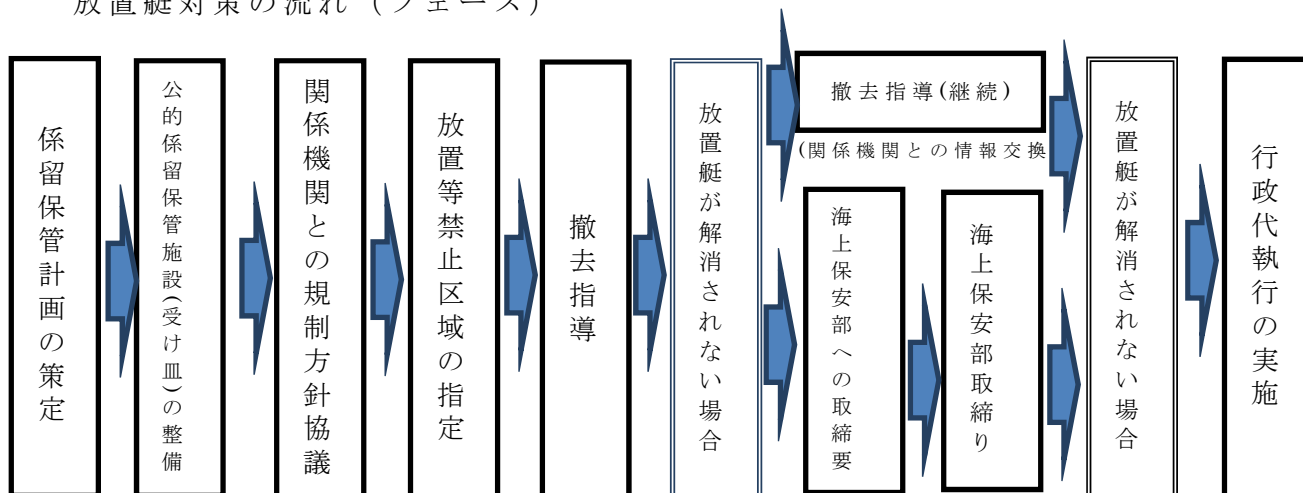
ここで、広島県の状況について過年度の実態調査の推移を見てみると

調査年度	PB 総数	放置艇数	放置艇率
平成 8 年度	19,131 隻	17,066 隻	89.2%
平成 14 年度	21,382 隻	16,440 隻	76.9%
平成 18 年度	23,427 隻	15,114 隻	64.5%
平成 22 年度	16,441 隻	11,903 隻	72.4%
平成 26 年度	15,235 隻	11,231 隻	73.7%

PB 総数及び放置艇数は減少傾向にあり、これは船舶所有者の高齢化、維持費の問題、不法係留の取締強化による廃船等、様々な理由が考えられるが、依然放置艇率は高い水準のままである。これは、放置艇数の多さもあり、解消施策の進捗が進んでいないことなどが理由である。

広島県では放置艇が社会問題化する中で、特に平成 3 年の台風 19 号による被害を教訓として、プレジャーボート対策連絡協議会を主体として公的係留保管施設の整備、規制区域の指定、PB 適正保管のための広報啓発活動を実施している。

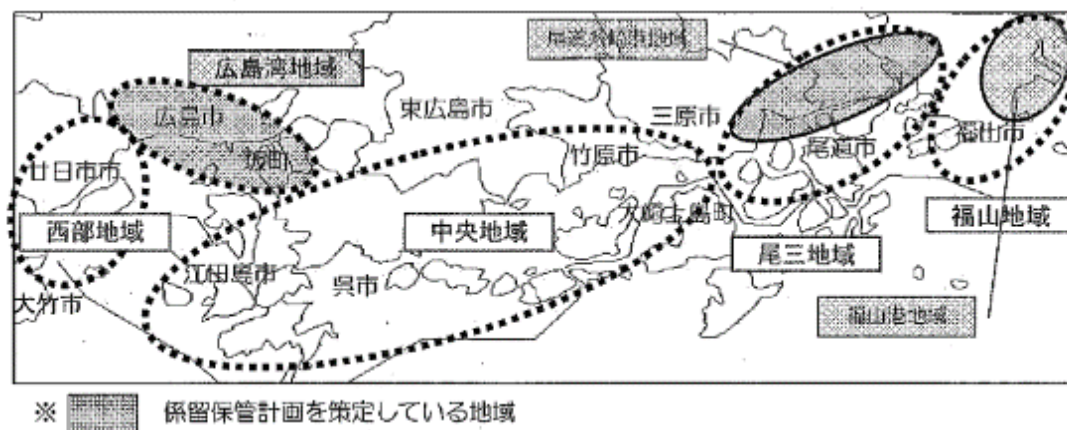
放置艇対策の流れ (フェーズ)



(4) フェーズごとの広島県の実組状況

ア. 係留保管計画について

下図にあるように、沿岸部や河川の多い広島県では県内を5つの地域に分けており、現状は其中で優先度の高い3地域(放置艇の集積が顕著でかつ港湾の利用が多く、船舶の航行数が多い重要港湾以上の港湾を含む広島湾地域、福山地域及び尾道糸崎港地域)において係留保管計画を策定している。



県内地域別のPB数、放置艇数及び放置率をみると

地域	H26 調査結果(確定値)			前回調査結果(H22)			差引 (A-B)	増減率 (A/B-1)
	PB数	うち 放置艇数 (A)	放置 艇率	PB数	うち 放置艇数 (B)	放置 艇率		
広島湾地域	2,864 隻	962 隻	33.6%	3,449 隻	1,576 隻	45.7%	-614 隻	-39.0%
西部地域	939 隻	686 隻	73.1%	1,300 隻	999 隻	76.8%	-313 隻	-31.3%
中央地域	4,973 隻	4,409 隻	88.7%	5,570 隻	4,371 隻	78.5%	38 隻	0.9%
尾三地域	3,610 隻	2,948 隻	81.7%	3,446 隻	2,648 隻	76.8%	300 隻	11.3%
福山地域	2,849 隻	2,226 隻	78.1%	2,676 隻	2,309 隻	86.3%	-83 隻	-3.6%
計	15,235 隻	11,231 隻	73.7%	16,441 隻	11,903 隻	72.4%	-672 隻	-5.6%

(※) 広島湾地域、尾三地域及び福山地域の3地域は係留保管計画の策定地域

広島湾地域や西部地域は、前回調査より放置艇数が大きく削減できているものの、中央地域や尾三地域は放置艇数が増加していることがうかがえる。

ここで、係留保管計画の内容及びその妥当性を検証してみることにする。

① 広島湾地域

広島湾地域の放置艇対策については平成10年3月に「広島県広島湾地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」が策定され、基本方針として(イ)係留・保管施設の整備、(ロ)放置の解消と防止、(ハ)水域利用の適正化、及び(ニ)PBを活用した地域振興の推進が掲げられている。その中で、放置艇の解消の考え方に記載されているのが以下である。

＜第 1 段階(平成 10 年度)＞

第 1 段階は平成 10 年度を目標とするもので、放置艇問題が最も深刻で、かつ、河川管理上の問題が顕在化している区域や施設の整備が進む西側のエリアを中心に、大型船舶の係留や航行に支障をきたす区域を重点的撤去区域又は重点放置禁止区域に指定し、放置艇の解消に取り組んでいく。

＜第 2 段階(平成 11 年～13 年度)＞

第 2 段階は、平成 13 年度目標で、放置艇問題の大きな河川の上流区域や西部の港湾区域を中心とした区域を重点的撤去区域または重点放置禁止区域に指定し、放置艇の半数程度について解消を図る。

＜第 3 段階(平成 14 年～平成 16 年度)＞

第 3 段階は、本計画の最終段階(平成 16 年度頃)であり、残りのエリアにおいて放置艇問題の大きな区域を重点的撤去区域又は重点放置禁止区域に指定し、ほとんどの放置艇を解消する。

【指摘】

現状、施設の整備はほぼ完了し、規制区域も順調に拡大、計画策定時から放置艇は概ね 1/4 になっているが、計画については平成 16 年度より 10 年以上経過しているものの、新たな計画の策定ないしまき直しもなく、目標値の見直し、計画に沿った達成状況等が検証されていない。進捗が遅れている周辺部や船溜まりへの対策も含めた、新たな計画ないし計画の改訂が必要である。

②福山港地域

福山港地域の放置艇対策については当初平成 18 年 3 月に「福山港地域プレジャーボート係留保管計画」が策定され、その後平成 24 年 3 月に改訂され、広島湾地域と同様の基本方針が掲げられている。そこでは平成 33 年頃までに放置艇の解消を図るとして、その中の放置艇解消の考え方にあるのが以下である。

＜Ⅰ期＞

Ⅰ期は、概ね 5 年後を目標に、放置艇対策の緊急性に応じて、重点放置禁止区域を指定し、放置艇の解消に取り組む。また必要に応じて暫定係留区域の指定を行う。

＜Ⅱ期＞

Ⅰ期の収容状況や放置艇問題等を考慮しつつ、効果的かつ効率的となるように計画的・段階的に重点放置禁止区域を指定し、最終的に福山港地域の全エリアを重点放置禁止区域等に指定して、放置艇を解消する。

現状では、広島湾地域に続いて対応を進めており、目標年に向けた進捗達成が望まれる。

③尾道糸崎港地域

尾道糸崎港地域の放置艇対策については平成 24 年 3 月に「尾道糸崎港地域プレジャーボート係留保管計画」が策定されており、(イ)重点放置禁止区域等の指定、(ロ)放置艇に対する指導、(ハ)強制移動等の取組で目標年次である平成 33 年度までには解消するとある。

【指摘】

いずれの地域においても、計画期間については実態調査の結果を踏まえて設定すべきであり、現状 4 年ごと、次回は平成 30 年度が想定されるのを踏まえる

と、計画の見直し、進捗状況の把握を実態調査実施期間の翌年に設定するなど実態調査の結果を計画にフィードバックさせるべきである。また、具体的な削減隻数や目標放置艇率を設定し、段階的に目標達成の状況を確認できる体制を構築することが望ましい。

イ. 放置艇の受け皿となる係留保管施設の整備

① 広島湾地域における公的保管係留施設

施設名	区分	現収容可能隻数	計画時収容可能隻数
広島観音マリーナ	供用中	367 隻	589 隻
五日市 PBS	供用中	69 隻	156 隻
坂 PBS	供用中	24 隻	24 隻
廿日市ボートパーク	供用中	575 隻	575 隻
五日市メープルマリーナ(漁港)	供用中	703 隻	703 隻
ボートパーク広島	供用中	516 隻	1,080 隻
御幸松ボートパーク	未供用	0	100 隻
民間収容施設(9施設)	既設	471 隻	835 隻
合計		2,725 隻	4,062 隻

(隻数については、「ボートパーク広島の整備について」より抜粋)

上表の中のボートパーク広島は平成14年度の実態調査での放置艇数を憂慮して広島市中区吉島地区の吉島水面貯木場及びその周辺の物揚場、荷捌地を活用し、事業費約20億円をかけて整備したもので、大型の収容施設となる。

施設の整備・運営にあたっては、民間の資金や経営ノウハウを活用したPFI事業であり、民間が建設(Build)した施設を民間が所有(Own)し、運営(Operate)するB00方式を採用しており、20年間の指定管理者期間の中で、民間事業者がボートパークを整備し、その資金は施設使用料収入等で賄うこととしており、港湾区域のPB収容における国内初のPFI事業となる。

PFI事業を活用することで、広島県としても事業コストを抑制できるとともに、所有に伴うリスクをPFI事業者に分担させることができ、また県税や占用料等の収入が見込まれ、放置艇対策に有効な手法として他県でも注目されている。



ボートパーク広島の場所



施設の航空写真

以下は、指定管理者としてボートパーク広島の運営主体が県に報告している実績報告書の要約である。

平成 27 年度 実績報告書(ボートパーク広島)

区分	平成 27 年度当初計画	平成 27 年度実績	差引
収入合計	230,256 千円	238,907 千円	8,651 千円
支出合計	195,800 千円	199,739 千円	3,939 千円
収支	34,455 千円	39,167 千円	4,711 千円

広島県に報告されている直近の収支状況を見ると、現状は収入超過となっている。このことから、広島湾地域においては、放置艇を収容できる余剰能力もあり、放置艇数も減少傾向であることから、県の主導する PFI 事業については一定の成果がうかがえる。

②福山港地域における公的保管係留施設

施設名	区分	現収容可能隻数	計画時収容可能隻数
ボートパーク福山	供用中	442	450
民間収容施設(2施設)	既設	74	204
合計		516	654

(隻数については、「現収容可能隻数」は平成 26 年度全国実態調査、「計画時収容可能隻数」は平成 18 年度の数値である)

福山港地域については、広島湾地域に続いて H26 年 4 月にボートパーク福山が整備され、施設は県所有として、指定管理者に管理運営を委託している(平成 27 年度委託料実績 26,356 千円)。

③尾道糸崎地域における公的保管係留施設

施設名	区分	現収容可能隻数	計画時収容可能隻数
柳津プレジャーボートスポット	供用中	51	51
その他の公的施設	供用中	114	114
民間収容施設(9施設)	既設	374	342
合計		539	507

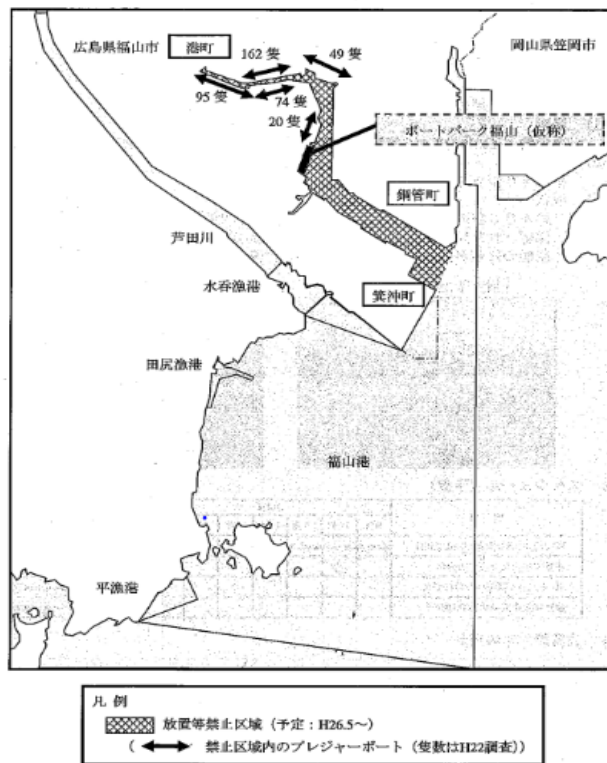
(隻数については、「現収容可能隻数」は平成 26 年度全国実態調査、「計画時収容可能隻数」は平成 24 年度の数値である)

【指摘】

福山港地域及び尾道糸崎港地域においては、広島湾地域に続いて係留保管施設が整備され始めているが、未だ放置艇数を収容できるほどの整備には至っておらず、また、その他の地域については公的係留施設の整備自体がされていない。

このことは放置艇数ないし、放置艇率が高水準を維持していることを鑑みれば、県の放置艇対策のスピードが遅いと言わざるを得ない。特に、東日本大震災においては、放置艇が被害の拡大を助長した面もあり、今後、南海トラフ大地震を想定すれば、広島県内の湾岸地域の被害を最小限にとどめるためにも放置艇対策は強化すべきと考えられる。

ウ. 放置等禁止区域の指定について



(意見)

現状は2地域での規制に留まっており、規制区域の拡大を図っていくべきである。

エ. 撤去指導

広島県ではホームページにおいて撤去指導の様子を公開している。なお撤去指導とは、規制前の場所では長年、PBが係留されているため、いきなり放置等禁止区域に指定すれば混乱が生じることから、規制開始の時期などを文書や張り紙で事前に知らせることであり、その後は指導票、勧告書、弁明機会付与通知、監督処分と段階的に撤去指導が強まっていくこととなる。



草津漁港の様子



広島港江波地区の様子

オ. 行政代執行

撤去指導しても全く応じない悪質な放置艇所有者に対しては、所有者に代わって県が放置艇を移動させ、その費用を所有者に請求している。

(5) PFI 事業の活用に関する総括（放置艇対策への取組）

平成 20 年 3 月に水産庁と社団法人フィッシャリーナ協会が共同でまとめた報告書「小規模 PFI を活用した漁港における放置艇収容用 簡易保管施設整備マニュアル作成」において、漁港の既存施設の有効利用を前提に、数億円程度の PB の収容施設を想定し、また、初期投資を抑えるために棧橋、ボートヤード、管理棟など必要最小限の設備による簡易的な施設整備作成のマニュアルを各地方公共団体に向けた参考資料として公表している。

広島県においては、広島湾地域における放置艇対策として B00 方式の PFI 事業が一定の成果を上げているものの、他地域においては同様の施策は採算性を考慮しても困難であると思われる。そうした中で注目されるのが、小規模 PFI の活用である。

同報告書の中では、漁港における小規模 PFI 事業の留意点として以下、9 つが挙げられており、広島県における今後の放置艇対策の施策策定時の参考となろう。

ア．必要最小限の施設

漁港における PB 収容事業の主な収入は保管料に限られるため、採算性に留意しなければならない。整備する棧橋や管理棟、駐車場などの施設の簡素化を図り、民間事業者の初期投資を抑制し、事業に参画しやすい環境を整えるのが有効と思われる。

イ．民間事業者の提案を募る整備手法

収容施設の整備手法は、民間事業者の提案を募り、サービス水準を含め総合的に評価するのが望ましい。たとえば、ある水域を利用した係留施設を整備する場合、PFI 事業で民間事業者に貸付ける水域面積及び最小限必要な保管隻数を提示し、保管に要する棧橋の形態などは民間の提案に委ねることで、事業費の抑制を図ることが可能となる。この手法により、採算性やサービス内容に見合った現実的な提案が寄せられるものと思われる。

ウ．利用料金

PFI 事業における保管料金については、民間事業者が施設利用者から徴収し、自らの収入にすることができる、地方自治法に定めた利用料金制度の導入が可能である。利用料金の導入は、民間事業者のインセンティブになり、収容隻数の増加につながり、事業の安定性に寄与するものと思われる。その結果、施設の利用率の向上が図られる。

エ．事業期間

地方公共団体で実施される PFI 事業は、おおむね 15 年から 20 年が一般的である。これは、民間の投資採算性（収支構造）、施設の耐用年数（大規模修繕の時期）などを考慮したものと判断される。また、平成 13 年の PFI 法の改正により、民間事業者への行政財産の長期貸付が可能となり、地方公共団体において PFI 事業が導入しやすい環境になった。漁港を活用した PFI 事業では、施設の耐用年数に加え、運営期間中の採算性及び長期的な安定性が大きな要素となる。保管料金にもよるが、200 隻規模の PB の保管施設の場合、15 年から 20 年が妥当な事業期間になるとと思われる。

オ．公共の支援

民間事業者による放置艇収容施設を整備・運営する際は、運営上のリスクが伴うため、公共に一定の支援が求められる。たとえば、当該施設の漁港区域に放置等禁止区域を設定し、周辺の放置艇に対して、当該施設の利用を促す指導などの支援が考えられる。

カ．漁業協同組合の協力

漁港に PB 収容施設を整備する場合、当該漁港を利用する漁協の理解と協力が必要になり、事前の調整が求められる。また、漁協に対して参画を促し、事業の促進を図るのもひとつの方法といえる。漁協の参画により、漁船と PB との海面利用の調整や安全対策などが期待される。

キ．自主事業

PB の収容だけでは民間事業者は限られた収入しか得られないため、事業の目的の範囲内において関連する自主事業（提案事業）を認め、事業の安定化を図ることが求められる。自主事業を行うことにより、事業の安定だけでなく、地域の活性化にも寄与するものと思われる。

ク．使用料の減免等の検討

放置艇などの PB を収容する施設の場合、漁港管理条例に規定する使用料及び周辺の類似施設の料金を考慮し、当該施設の料金を設定する機会が多いが、施設の利用率の向上を優先すると、高額な設定は難しくなる。従って、PB 利用者の意見などを反映させながら、事業採算性を満たす料金設定が必要になる。放置艇解消という行政目的を達成する観点において、使用料及び占用料の減免措置を考慮し、民間事業者のリスクを軽減させる方策が求められる。

ケ．事業規模に合った手続き書類の標準化

学校や文化ホールなどの PFI 事業の事業費は建物の設計・建設費の比重が大きく、数十億円の規模となる。これに加え、可能性調査等の事前調査を始め、実施方針や募集要項、契約書などの書類の作成に多くの費用と時間が費やされる。一方、PB 収容施設の場合、整備が必要な施設は、保管施設（係留及び陸上）、管理棟、駐車場などに限られ、100 隻程度を保管する施設の事業費は数億円程度と想定される。スケールメリットを活かし、マリーナのように数百隻規模の施設が作れる条件であれば、採算性の向上が見込めるものの、このような条件を満たす漁港は全国的にも少なく、限られた水域及び陸域での事業となる。このようなことから、漁港での小規模 PFI 事業は、事業規模に見合ったスキームでなければ採算性を確保するのが難しくなり、結果的に民間事業者の応募が見込めなくなる。従って、コストと時間を抑え、公共及び民間事業者双方の負担を軽減する、手続き書類の標準化は効果的と思われる。

最後に、同報告書においてもボートパーク広島は港湾区域の PB 収容における国内初の PFI 事業として紹介されており、放置艇問題に一つの解決策を提示したものと捉えることができる。広島県においても小規模な PFI 事業等を活用して、広島湾地域以外の地域においても放置艇の解消に早急に取り組んでいくべきである。

第5 総括

広島県では、昭和40年代から50年代にかけて建設した公共施設を多く保有しており、大規模改修や更新（建替）の時期が到来している。加えて広島県の公共建築物の耐震化率は全国で低順位にあるが、東日本大震災や広島市土砂災害を例に引くまでもなく、天災はいつでも起こり得るものであり県民の安全、財産を守る耐震化の推進は待ったなしの状況にあるといえる。一方で県財政は依然として厳しく、施設の修繕や更新に充てる投資的経費の増額は困難であることも事実である。

このような状況を受け、施設を必要なサービス水準で安全に維持し、施設全体の最適化を図り、最少の経費で最大の効果をもたらすべく「広島県公共施設等マネジメント方策」を平成26年12月に策定している。

当該「広島県公共施設等マネジメント方策」は緒に就いたばかりといえるが、まずいつまでに行うべきかというスケジュールの詳細が明確になっていないことは本文中において指摘した。

また、いくつかの施設では「広島県公共施設等マネジメント方策」に則って、計画的な修繕を実施し長寿命化を図るために長期保全計画書が作成されているのだが、実際に行われた長期保全に係る支出は著しく少なく計画と実績に著しい乖離が生じている。担当者の説明では、長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではなく、計画修正を図るにあたっては担当部局だけでは来期の予算以上の情報を把握しづらく対応には限界があるとのことであった。しかし、このまま計画と実績の乖離を放置しているのであれば、何のための長期保全計画書なのかが分からなくなる。これらは各部局だけで解決できる問題ではないと思われる。作成された長期保全計画書を活用できるように、全庁的に俯瞰できる部署を設けて一元的な取組を行っていくべきである。

監査においては、「広島県公共施設等マネジメント方策」に掲げられている取組状況も確認しながら、県有施設の運営及び維持管理について検証を行った。そこで挙げた主な指摘及び意見を以下に総括した。

1. 県民の財産は「賢く使う」こと

「広島県公共施設等マネジメント方策」では、限られた財源の中でどの施設に投資し活用していくか、「選択と集中」の観点から施設の有効活用や効率的利用を行い、施設の適正管理、歳出の抑制、歳入の確保を図ることが重要であり、そのために、経営的視点で全ての県有施設を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント」に取り組むとある。また「新しく造ること」よりも「賢く使うこと」の観点から、原則として新規の施設整備は行わず、現有施設を選択し施設総量の最適化を図り、維持すべき施設に耐震改修などの投資を集中するとある。

しかしながら、いくつかの施設ではその利用状況が低いまま有効な対策が見つけられず、結果として県民の維持費負担額が高くなっているものがある。これら施設の必要性や利用方法に関して特に施策が検討されていないものもあるが、まずは県民から意見を得られるような情報開示の工夫が必要である。またせっかく開示を行っているものの開示データが当該施設の有効な活動状況を示していないものも見られた。

広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）は、中四国地方で唯一1万人前後を集めることのできる屋内コンサートの会場として利用できるのであるが、無償で

借りた国有地で利益を上げることが認めない国有財産法の規定やアマチュアスポーツ利用などを考慮して有料興業の日数を「10%未満」に制限している。これにより貴重な収入を逃しているが、そもそもこれらの制限は法令に基づくものではなく、広島県自身で過去に定めたものを踏襲している。施設を取り巻く環境や県の財政状況は大きく変化しているので、当然アマチュアスポーツ等これまでの利用者を制限することになってはならないが、包括的に有効な使用方法を検討すべきと考える。

一方、例外的とされている「新しく造ること」については、以下の事例があった。

広島県立広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）は4つの基幹病院の機能分担、連携をはかり、かつ先端的な放射線治療を県民に提供すべく広島駅北口に平成27年に新設されたもので、この施設の必要性は十分理解できる場所である。経済的合理性の観点から、建設に当たり広島県医師会館との合築という手法がとられたが、結果として、広島県は単独建設として見積りした金額よりも随分高い建築費を負担することとなった。なぜこのような結果となったのか、また合築という手法が適切であったのか否か、事後的、総括的に十分な検証がなされた適切な報告書は残されていなかった。

また、一部の県営住宅においては建替が計画されているが、実質的な事業計画が策定されていないため第三者が客観的に必要性を判断することが出来ない状況である。大規模団地では、その団地内で統合を行うことで管理コストを削減できると考えられるし、空室をグループホームなどの福祉施設へ転用するなど「賢く」活用していくべく部局をまたいだ取組が必要であろう。そのためにも部局間の調整だけにとどまらず、全庁的に俯瞰できる部署を設置し一元的な取組を行うべきである。

各部局に共通する指摘事項としては、以下のものがあった。

県有財産の管理は台帳を作成し定期的に現物との一致を確認すべきであるが、いくつかの施設では不一致が見られた。また同じ種類の物品であっても、台帳での扱いが異なるものが散見された。他方、古くて故障した備品で使用不能のものについて廃棄処分を行わずに台帳に記載し続けている事例もあった。

総務省から統一的な基準による財務書類等を平成29年度までに整備することが要請されており、その前提条件として固定資産台帳の作成が義務づけられている。広島県では固定資産台帳の整備を進めているが、現在の整備状況や財務書類の数値を作成せねばならないこと及びこれらは公共施設マネジメント推進に積極的に活用されるべきであることを鑑みると、その進捗状況を心配せざるを得ない。

未使用スペースの貸付や施設の有効活用には、県民から多くの意見を集めることが重要であるが、まずそのためには正確な固定資産台帳、適正な財務書類の作成が基本であり、そこから将来的な施設計画を作成、開示することで「賢く使う」ことにつながるものと考えられる。

2. 公平性の確保

県営住宅の管理においては、公平性が保たれていない現状が見られた。県営住宅制度は、そもそも生活に困窮する者に対して低廉な家賃で賃貸することにより県民の生活の安定と社会福祉の増進を目的とする制度であるが、一部の住宅においては、非常に応募倍率が高い状況が継続しており実質的に入居が制限されているといえるため、生活困窮者への住宅供給という制度目的が十分果たされていない。

また、限られた戸数で運営しているので家賃回収や退去明け渡しに関する運用は厳格に実施すべきであるが、いくつかの住宅においては、すでに低額所得者とは認

められない者が不当に入居し続けている状況が放置されており、更には入居者死亡後その相続人が明け渡しを行わず新たな入居募集が出来ない事例も見られた。他方、家賃滞納者やその連帯保証人に対する支払督促の手続きが適切に実施されていないという状況も見られた。

広島県がこのような事実を放置していることで、県営住宅へ入居を望む人たちの機会が奪われており公営住宅の福祉目的にそぐわない状況が生じている。以上の状況については早急な対応をすべきである。

更に、いくつかの障害者支援施設では、限られた定員数の中、退所する人が少ないため新たな入所希望者が簡単に入所できない状況がある。機会の公平性の観点から、他の県有施設の転用あるいは民間施設を含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

3. 「広島県公共施設等マネジメント方策」について

「広島県公共施設等マネジメント方策」において、「今後 20 年間で県内の人口が 10% 程度の減少が見込まれ、それに伴い施設需要も減少すると考えられることから、中長期的な施設需要を踏まえた施設総量の最適化への取組を進めていきます。」と記述している。これをもって、今後 20 年間で施設を同様に 10% 程度減少させるものと考えていると思われるが、これについては明示されているわけではない。

「広島県公共施設等マネジメント方策」を成功させていくためには、以下のプロセスが必要と考えられる。

- ①適切な目標・目標数値の設定
- ②目標・目標数値の周知
- ③施設に関する詳細情報の開示
- ④財政情報・施設経費の開示に基づく地域との議論
- ⑤個別施設の統廃合に関するコンセンサス

広島県は現状①から②の段階にあるといえる。「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、③、④、⑤について詳細には触れられていない。

②から⑤のプロセスにおいて数値目標を県民に対して明確に示し、広島県の財政状況・施設運営維持コストを十分に周知したうえで、施設統廃合などのコンセンサスを図りながら、公共施設マネジメントを進めていく必要がある。

よって②においてあやふやな数値の設定では、県民に広島県としての意思が伝わらないものとなるが、現状、広島県の数値の示し方はコミットメント力が弱いものとなっている。③の開示は全国的にも課題となっているように簡単なことではないが、④、⑤の段階において、調整・合意形成をできるだけ円滑に進めていくためには、数値目標は明瞭かつ説得力のある情報を添えて、伝達、周知していく必要がある。

「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、【具体的取組】として「施設評価のための評価ツールを開発し、建物性能情報、運営経費などのコスト情報、施設利用状況などの情報を入力することで、項目ごとに点数化を行い、「維持」「再生」「転用」「更新」「売却等」の類型への適合性を自動計算により判定する。」としている。

定量的かつ客観的な判定と考えられるが、これまで個別の施設において取り上げ

てきたように、施設の利用状況に関する情報はどの数値をもって判定すべきか、複数の数値がある場合、こういった取扱いとすべきかといった公平性の観点から吟味されるべき課題がある。

県民として、身近にある施設が統廃合の対象となることには大なり小なり抵抗があるものと思われる。当該施設で働く人、利用する人にとっては、自身がかかわっている施設が統廃合されることはだれしも望まない。そういった中で、いかに公正かつ比較可能な様式で情報を開示していく制度を整備していくか、また関係者へどのように情報開示の趣旨を周知・徹底していくかが課題となる。

このたびの監査結果報告書において取り上げた施設は必ずしも問題があるということから選択したのではなく、施設全般について共通する典型的な問題点を取り上げるために抽出したものである。ここで取り上げてきたうち一部においては、収入により運営維持のための支出が賄われている施設もあるが、大半の施設は数千万円の支出、大きめの施設では数億円の運営維持費の支出が毎年必要となっている。施設を運営維持するための経常的な支出として、県民1人当たりどれだけの負担となっているのか、県民ひとりひとりがそのような施設維持を納得しているのかが問題であり、開示体制整備のより積極的な取組みが望まれるところである。

なお施設情報は開示すること自体が目的ではなく、将来的な施設関連の支出をトータルとして適正な範囲に抑えていくために、県民の合意形成を得ていくということが目的であること意識して進めていく必要があることを申し添えておく。

繰り返しとなるが、④、⑤の過程において、地域の人に理解・合意を得て、円滑に進めていくためには、その前段階である①、②、③の過程において客観的かつ明瞭・公正に準備していくことが重要であり、この過程においては県民に向けてのみでなく、広島県組織内部での調整が大きな課題となるものと思われる。

「広島県公共施設等マネジメント方策」では「全ての組織、機関が共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、部局間の利用調整その他の総合調整を行います。個別施設計画の策定に当たっては、県有施設利活用推進会議での調整を行い、経営戦略会議に諮ります。」としている。すなわち、各部局の責任者が出席する会議において、合議を持って進めていくとしたものである。

この点についてもこれまで繰り返し述べてきたように、全庁的に俯瞰できる部署を設けてドラスティックに進めていかないと、「全庁的な利用調整を行う」としているのみでは、部局間の遠慮・気遣いにより本当の施設総量の最適化のスピーディな達成は困難になるものと想像される。

更に、「広島県公共施設等マネジメント方策」では、「新たな行政ニーズによる施設の新設又は著しい施設機能の低下などによる更新が必要となった場合は、既存の施設への統合や未利用施設の活用をまず検討し、他施設との合築なども含め総合的な検討を行います。また、PFIなどの民間資金の活用についても検討します。」としている。

ここで肯定的に取り上げられていることを鑑みると、本文においても触れてきたが、合築に関する取扱いのルールを整備は急務といえる。また、PFI事業は好事例を紹介したが広島県サイドの中長期的なリスクの検討も含めて推進を図られたい。

これまで見てきたように、施設の統廃合は最も大きな課題であるが、本文中において、かならずしも安易に統廃合という方向のみで考えるべきでない施設について

も触れてきた。ただ、施設の事業内容、運営経費等の情報開示はしっかり行い、県民への費用負担に関して十分な理解を得ていく必要がある事は言うまでもない。

高齢化社会に対応すべく、また福祉行政の充実のためにも施設の拡充が求められるものについては、「広島県公共施設等マネジメント方策」で述べられている「原則として新規の施設整備は行わず」という方向と折り合いをつけて進めていくべきで、いかに既存施設の転用を図っていくかが、施設マネジメントにおける腕の見せ所ではないかと思われる。

既存施設を「賢く使うこと」を、施設の長寿命化の観点で捉えるのみならず、「転用」という観点をより幅広く活用されたい。そのためには、県庁内部の意見のみならず、いろいろな人から意見を募り、多角的な検討を望むところである。